阿見 町議会会議録

平成20年第4回定例会

(平成20年12月9日~12月19日)

阿見町議会

平成20年第4回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示····································	1
◎会期日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
◎第1号(12月9日) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
〇出席,欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○出席説明員及び会議書記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○議事日程第1号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
○開 会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
• 会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
議員派遣報告····································	9
• 議員提出議案第6号(上程,説明,質疑,討論,採決)	1 2
議案第86号(上程,説明,質疑,討論,採決) ····································	1 4
議案第87号(上程,説明,質疑,委員会付託) ····································	1 5
・議案第88号から議案第90号(上程,説明,質疑,委員会付託) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
・議案第91号から議案第98号(上程,説明,質疑,委員会付託) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8
• 議案第99号(上程,説明,質疑,委員会付託) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2 3
議案第100号(上程,説明,質疑,委員会付託) ····································	2 7
議案第101号(上程,説明,質疑,委員会付託) ····································	2 7
議案第102号(上程,説明,採決) ····································	2 9
○散 会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 0
◎第2号(12月10日) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3 1
○出席,欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 1
○出席説明員及び会議書記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 1
○議事日程第2号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 3
○一般質問通告事項一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4
○開 議·····	3 5
• 一般質問······	3 5
千葉	3 5

	藤井	孝幸	<u></u>	• • •	• • •	• •	• •	• •	• • •	• •	• •	• •	• • •	• •	• •	• • •		• •		• •				• •	• •	• •	• • •					5	5
	天田	富言	引男	• • •		• •	• •	• •	• • •	• •	• •	• •	• • •			• • •				• •						• •	• • •					6	2
	細田	正幸	<u> </u>	• • •				• •	• • •				• • •			• • •				• • •						• • •	• • •					7	3
	柴原	成一	-	• • •				• •		• •		• •	• • •			• • •				• •							• • •					8	8
○散	会		• • •	• • •	• • •	• •	• •	• • •	• • •		• •	• •	• • •	• • •	• •	• • •		• •	• •	• • •		• •	• •	• •	• •	• • •	• • •					9	6
◎第3	号(1	2月	∄ 1	1	日)	٠		• • •	• • •		• • •	• •	• • •			• • •				• • •					• •	• • •	• • •					9	7
○出席	,欠席	議員	₹	• • •		• •		• • •	• • •	• •		• •	• • •			• • •										• • •	• • •					9	7
〇出席	説明員	及て	が会	議	書言	己•		• •	• • •		• •		• •			• • •				• •						• •	• • •					9	7
○議事	日程第	3 5	<u>,</u>	• • •				• • •	• • •	• •		• •	• • •			• • •				• • •							• • •					9	9
○一般	質問通	语 告事	耳	— ∮	覧・			• •	• • •		• •		• • •			• • •				• • •						• •	• • •				1	0	0
○開	議			• • •				• •	• • •		• •		• • •			• • •				• • •						• •	• • •				1	0	1
• —	·般質問] • • •	• • •	• •				• •	• • •				• •			• • •				• •							• • •				1	0	5
	浅野	栄予	۲.,	• • •				• • •	• • •	• •			• • •			• • •				• • •							• • •				1	0	5
	難波	千耆	拿子	• • •				• • •	• • •	• •			• • •			• • •				• • •							• • •				1	2	0
	川畑	秀慈	兹 。。					• •	• • •				• • •			• • •										• •	• • •				1	3	5
• 休	会の件	: • • •						• •	• • •				• •			• • •				• •							• • •				1	4	5
○散	会····	• • • •	• • •	• • •	• • •	• •	• •	• •	• • •		• •	• •	• •	• •	• •	• • •		• •	• •	• •		• •	• •	• •	• •	• •	• • •				1	4	5
◎第4	号(1	2月	1	9	日)			• • •	• • •		• •	• •	• • •			• • •				• • •						• •	• • •				1	4	7
○出席	,欠席	議員	∄	• • •				• •	• • •				• • •			• • •				• • •						• • •	• • •				1	4	7
○出席	説明員	及て	が会	議	書言	己•		• •	• • •		• •		• • •			• • •				• • •						• •	• • •				1	4	7
○議事	日程第	i 4 ₹	1 · ·	• • •				• •	• • •		• •		• • •			• • •				• • •						• •	• • •				1	4	9
○開	議			• • •				• •	• • •		• •		• • •			• • •				• • •						• •	• • •				1	5	0
• 議	案第8	7号	<u></u> (委員	員長	を幸	是告	î,	討	論	ì,	採	決)		• • •				• • •						• •	• • •				1	5	0
• 議	案第8	8 長	テカュ	らま	義第	≥第	§ 9	0	号	- ((委	員	長	報	告,	言	寸詣	ì,	採	決)						• • •				1	5	1
• 議	案第9	1号	テカュ	らま	義第	≥第	§ 9	8	号	- ((委	員	長	報	告,	言	寸詣	ì,	採	決)						• • •				1	5	4
• 議	案第9	9 長	<u>ュ</u> (委員	員長	手	是告	i,	討	論	ì,	採	決)		• • •											• • •				1	6	2
• 議	案第1	0 () 号	(=	委員	長	幸	告	·,	討	論	ì,	採	決))	• • •				• • •							• • •				1	6	7
• 議	案第1	0 1	一号	(=	委員	長	幸	告	٠,	討	愉	ì,	採	決))	• • •				• • •						• • •	• • •				1	6	8
• 議	会運営	委員	1 会	及7	が常	常任	:委	員	会	亚	U	いこ	.特	別	委員	員会	₹0) 閉	会	中	に	おり	ナる	る月	沂乍	奎事	耳彩	5部	領査	Ĺ			
13	ついて	• • •		• • •				• •	• • •		• •		• • •			• • •				• •							• • •				1	6	8

○閉	会		• •	• •	• •			• •												• •				• •								• •			• •		1	7	()
----	---	--	-----	-----	-----	--	--	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	--	--	--	-----	--	--	--	--	--	--	--	-----	--	--	-----	--	---	---	---	---

第4回定例会

阿見町告示第135号

平成20年第4回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年12月2日

阿見町長 川田弘二

1 期 日 平成20年12月9日

2 場 所 阿見町議会議場

平成20年第4回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	12月 9 日	(火)	午前10時	本会議	・開会・議案上程・提案理由の説明・質疑・委員会付託
第2日	12月10日	(水)	午前10時	本会議	• 一般質問
第3日	12月11日	(木)	午前10時	本会議	• 一般質問
第4日	12月12日	(金)	午前10時	委員会	・総 務(議案審査)
			午後2時	委員会	・民生教育(議案審査)
第5日	12月13日	(土)	休	会	• 議案調査
第6日	12月14日	(目)	休	会	• 議案調査
第7日	12月15日	(月)	午前10時	委員会	• 産業建設 (議案審査)
第8日	12月16日	(火)	休	会	• 議案調査
第9日	12月17日	(水)	休	会	• 議案調査
第10日	12月18日	(木)	休	会	• 議案調査

第11日	12月19日	(金)	午前10時	本会議	・委員長報告・討論・採決・閉会
------	--------	-----	-------	-----	--

第 1 号

[12月9日]

平成20年第4回阿見町議会定例会会議録(第1号)

平成20年12月9日(第1日)

○出席議員

1番 諏訪原 実 君 久保谷 2番 充 君 川畑秀慈君 3番 難 波 千香子 君 4番 5番 紙 井 和 美 君 6番 柴 原 成 一 君 7番 浅 野 栄 子 君 藤井孝幸君 8番 9番 千 葉 繁 君 10番 久保谷 君 実 11番 吉田憲市 君 12番 天 田 富司男 君 13番 君 小松沢 秀 幸 15番 大 野 孝 志 君 16番 豊 君 櫛田 17番 佐 藤 君 幸明 18番 細 正幸 田 君

○欠席議員

14番 倉 持 松 雄 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 川田 弘二君 副 町 長 大 﨑 誠 君 教 育 長 大 﨑 治 美 君 務 部 長 渡辺清一君 総 民 生 部 長 横田健一君 生活產業部長 坪 田 匡 弘 君 都市整備部長 桑 田 康 司 君 教 育 次 長 川村 忠 男 君 消防 長 瀬尾房雄 君 消防次長兼総務課長 大 津 力 君 参事兼消防署長 仲安夫君 田 総 務 課 長 原尚彦 君 篠 企画財政課長 篠 﨑 慎 君 税 務 課 男 長 野 口 静 君 町民課長兼 松本道雄君 うずら出張所長 国保年金課長 衛 君 吉 田 学校教育課長 黒 井 君 寬 予科練平和記念館 湯 原 幸 徳 君 整備推進室室長

○議会事務局出席者

 事 務 局 長 小 口 勝 美

 書 記 山 崎 貴 之

平成20年第4回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成20年12月9日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議員派遣報告
- 日程第5 議員提出議案第6号 阿見町議会会議規則の一部改正について
- 日程第6 議案第86号 専決処分の承認を求めることについて (平成20年度阿見町一般 会計補正予算(第3号))
- 日程第7 議案第87号 阿見町認可地縁団体印鑑条例の制定について
- 日程第8 議案第88号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 議案第89号 阿見町税条例の一部改正について
 - 議案第90号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第91号 平成20年度阿見町一般会計補正予算(第4号)
 - 議案第92号 平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
 - 議案第93号 平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
 - 議案第94号 平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2 号)
 - 議案第95号 平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3 号)
 - 議案第96号 平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号)
 - 議案第97号 平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
 - 議案第98号 平成20年度阿見町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第99号 20・21町単予第4号予科練平和記念館展示工事請負契約について
- 日程第11 議案第100号 市町村境界の決定に関する意見について
- 日程第12 議案第101号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議につい て
- 日程第13 議案第102号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

午前10時00分開会

○議長(諏訪原実君) 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから、 平成20年第4回阿見町議会定例会を開会いたします。よろしくお願いします。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御 了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長(諏訪原実君) 日程第1,会議録署名議員の指名について,本定例会の会議録署名議員は,会議規則第120条の規定によって,

10番 久保谷 実 君

11番 吉田憲市君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本件については、去る12月2日、議会運営委員会が開かれ、協議されましたので、その結果 について、議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長小松沢秀幸君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長小松沢秀幸君登壇〕

○議会運営委員会委員長(小松沢秀幸君) 会期の決定の件について御報告申し上げます。

平成20年第4回定例会につきまして、去る12月2日、議会運営委員会を開催をいたしました。 出席委員は5名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は、本日から19日までの11日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提 案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目,12月の10日,午前10時から本会議で一般質問,5名。

3日目,12月の11日は同じく10時から本会議で一般質問,3名であります。

4日目,12月の12日は委員会で、午前10時から総務常任委員会。午後2時から民生教育常任

委員会。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目,12月15日は委員会で,午前10時から産業建設常任委員会。

8日目から10日目までは、休会で議案調査。

11日目,12月19日は最終日となりますが,午前10時から本会議で,委員長報告,討論,採決,閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成をいたしました。各議員の 御協力をよろしくお願いをいたしまして、報告とさせていただきます。

○議長(諏訪原実君) お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から12月19日までの11日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月19日までの11日間と決定しました。

諸般の報告

○議長(諏訪原実君) 次に日程第3,諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。今定例会に提出された案件は、町長提出議案第86号から議案第102号、小松沢秀幸君ほか5名の諸君から議員提出議案第6号の以上18件です。

次に、監査委員から平成20年8月分から10月分に関する例月出納検査結果及び定期監査について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のと おりです。

次に、平成20年度普通建設等事業進捗状況・契約状況報告について、12月3日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

議員派遣報告

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第4、議員派遣報告を行います。

閉会中に行われました議員派遣について報告を求めます。副議長千葉繁君,登壇願います。 〔副議長千葉繁君登壇〕

○副議長(千葉繁君) 皆さん、おはようございます。命によりまして、先日行いました議員 派遣について御報告を申し上げます。

去る10月28日,午前9時半から10時45分まで,千葉県我孫子市議会へ,議場の採決表示システムなどについて視察してまいりました。出席議員は15名,議会事務局より2名の出席がありました。

初めに、我孫子市議会事務局藤代次長様より「これまでの議会改革の取り組みについて」ということで、議員定数の削減、一般質問の改革、市議会ホームページの開設、インターネットによる議会中継の発信などの説明を受け、本題の議場の採決表示システムの導入についてお話をいただきました。

そもそもこの導入の経緯は、採決において議員の意思表示を市民に公開すべきと陳情が出され、その陳情を全会一致で採決したことから検討が始まりました。

採択した陳情を受け、議会運営委員会に付託され、既に導入していた東京都千代田区の例を 参考にすることを決定し、進められました。入札は公募型競争入札を行い、我孫子市議会のこ れまでの採決方法に一番なじむシステムにするため、工期は約2カ月半程度を要しまして、平 成18年12月から本格導入に至りました。導入経費は、採決システムだけで800万円かかるそう です。

また、このほかに、一般質問の残時間表示システムも取り入れてもらい、機能も充実させております。また、一般質問を市長と対面方式で行うための演台やインターネットでの配信のためのカメラの増設、議場内の65インチディスプレイの設置などで計1,000万円くらいかかったとのことでした。

導入後のメリットとして、拮抗した採決の際、可否の認定が容易になったこと、採決のスピードも短縮したこと、インターネット中継時にも採決の結果がわかりやすくなったことなど挙げられておりました。また、システム導入時に他の機能も安価で搭載できることもメリットの1つだと話しておられました。

当町の議場も部分的に老朽化が進んでいることから、その部分の更新をするのか、また我孫 子市のように、この際いろいろなシステムを導入し町民にわかりやすい形で提供していくのか、 大いに検討しなければなりません。今後は議運で検討を重ね、遅くとも来年9月までには結論 を出すことになっております。

県内でも初めて潮来市が議会中継をインターネットで配信したと聞いております。これも開

かれた議会の一端ではないかと考えます。当議会も常に時代にあった議会改革を行いながら、できるだけ経費をかけずに効果を上げる方策を見出していかなければなりません。そういった意味でも、今回の派遣を契機にしっかりとした調査を行い、趣旨を理解した上で取り組んでいかなければならない課題であります。

今後の議員各位のさらなる御検討と御協力をお願いいたしまして、御報告とさせていただきます。

○議長(諏訪原実君) 次に小松沢秀幸君,登壇願います。

[13番小松沢秀幸君登壇]

○13番(小松沢秀幸君) 閉会中における議員派遣として行いましたアウトレット関連の視察について、御報告申し上げます。

当町議会議員会では、あみプレミアム・アウトレットが来年初夏にオープンすることに伴う 防犯対策や交通安全対策について、平成20年10月の28日に議員15名と事務局2名で佐野プレミ アム・アウトレットと佐野市役所に現地視察並びに研修を行いました。

最初に、佐野プレミアム・アウトレットでの現地視察では、佐野プレミアム・アウトレットの支配人小嶋様、本社開発部から部長の鶴岡様、竹内様にも御出席をいただき、小嶋支配人によるチェルシージャパン株式会社の会社概要説明や、佐野・御殿場・りんくう・鳥栖・土岐・神戸三田・仙台泉の各プレミアム・アウトレットの施設概要等について説明を受けました。

その後、フードコート入り口にある、佐野市の観光情報を発信する佐野コミュニケーション センターを視察をいたしました。センターには地酒・特産品など佐野市のお土産が展示してあ り、佐野ら一めん情報等の観光情報も盛りだくさんでありました。

次の佐野市役所では、都市建設部市街地整備課から課長の本村様と船渡川様、産業文化部観 光課から課長の一川様と関口様、産業文化部商工課から小野様と那須様、議会事務局から議事 課課長の岡崎様と山野井様に御出席をいただき、事前に知らせておきました質問事項について、 懇切丁寧な御説明をいただきました。

事前にお知らせしておいた質問事項は次のとおりです。

アウトレットオープンに伴う防犯対策については、オープン前後の犯罪件数の変化について、そしてオープン前後の犯罪の種類の変化について、それらに対する対策についてであります。もう1つは、アウトレットオープンに伴う交通安全対策であります。オープン前後の交通量の変化、交通事故件数の変化について、オープン後の生活道路への影響について、これらに対する対策についてであります。アウトレットを活用した振興対策については、物産館等の活用について、アウトレットとJA及び商工会議所とのかかわりについて、コミュニケーションセンターの活用について、市独自の地域振興策についてであります。

アウトレットオープンに伴う防犯対策では、市全体の犯罪件数がオープン前の年間1,700件前後からオープン後には2,000件前後に増え、その対策として深夜から早朝にかけて1日4回から5回のパトロールを実施した結果、年間1,600件台にまで少なくなり、オープン時の発生件数を下回る状況になったそうであります。

交通対策についてですが、オープン前にはなかった国道50号線の大規模な渋滞対策としては、 佐野警察署が渋滞を予想される交差点の信号を手動で切り替える措置等を講じているとのこと です。また、アウトレットへの右折レーンを延長したり、50号線の6車線化や21年度には佐野 藤岡インターチェンジからの区間について1車線ずつ増やす予定があり、さらに車がインター チェンジからおりられない状態であるため、佐野サービスエリアにインターチェンジを増やす 事業を進めているとのことです。

アウトレットを活用した地域振興対策でありますが、アウトレット内にある佐野コミュニケーションセンターの設置について、市・商工農団体・商店会・鉄道事業者・短大などで構成する佐野プレミアム・アウトレット対策研究会を新たに設置をし、チェルシージャパン株式会社に対して、観光発信コーナーの設置を盛り込んだ申込書を提出し、コミュニケーションセンターを開設することや、コミュニケーションセンターの運営主体として市・観光協会・商工会議所・JAの4団体で構成する佐野コミュニケーションセンター管理運営委員会を設置をし、各団体連携のもと運営をしているとのことでありました。

そのほかにもさまざまな創意工夫に満ちた対策を講じられており, 阿見町においても大変参 考となる研修となりました。

最後になりましたが、視察研修を受け入れていただきましたチェルシージャパン株式会社様、 佐野市役所様には大変お世話になりました。ありがとうございました。この場をおかりいたし まして御礼を申し上げ、議員派遣の報告とさせていただきます。

○議長(諏訪原実君) 以上で議員派遣報告を終わります。

議員提出議案第6号 阿見町議会会議規則の一部改正について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第5、議員提出議案第6号、阿見町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。13番小松沢秀幸君,登壇願います。

[13番小松沢秀幸君登壇]

○13番(小松沢秀幸君) 議員提出議案第6号,阿見町議会会議規則の一部改正についての 提案理由を申し上げます。 当議会は、議会での議論の活発化と町民にわかりやすい議会運営とするため、一般質問の実施方法について、一問一答制の検討を進めてまいりました。

当議会が従来から行っておりました総括制による一般質問は、質問が3回までと制限されているため、複数の質問をした場合1回当たりの質問項目が複数になってしまい、それに対する執行部の答弁も一度に複数の項目について行うことになり、答弁漏れや質問と答弁に食い違いが生じるなど、論点が不明瞭なまま一般質問を終えることが多くありました。

それに対して一問一答制は、制限時間内であれば質問回数に制限がなく、疑問点をひとつずつ取り上げ、質疑応答を繰り返すことができるため、質問と答弁がかみ合い、論点が明確となり、議会・執行部・町民にとって理解しやすい一般質問となることが期待されます。また、質疑応答の正確性が高まることから、傍聴者や町民にもわかりやすいものとなります。

なお、当議会の調査でも、県内で一問一答制を導入している12議会中11議会において、一問 一答制導入のメリットとしてわかりやすくなったと回答をいただいております。

このようなことから、当議会の一般質問の質問方法を、今定例議会より総括制から一問一答制に変更するために、本案を提出するものであります。

提出者,阿見町議会議員小松沢秀幸,賛成者,阿見町議会議員細田正幸,同じく・櫛田豊,同じく久保谷実,同じく紙井和美,同じく千葉繁,以上であります。

各議員の御賛同をお願いをいたしまして提案理由とさせていただきます。

○議長(諏訪原実君) これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(諏訪原実君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第6号は、会議規則第39条第2項の規定により、 委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員提出議案第6号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号は、原案どおり 可決することに決しました。 議案第86号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度阿見町一般会計 補正予算(第3号))

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第6、議案第86号、専決処分の承認を求めることについて (平成20年度阿見町一般会計補正予算(第3号))を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君,登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 皆さん、おはようございます。本日は、平成20年第4回定例会を招集 しましたところ、議員各位には公私ともに御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして、 ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

早速でありますが、議案第86号の専決処分承認を求める、一般会計補正予算について、提案 理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に10万円を追加し、歳入歳出それぞれ134億9,861万5,000円とするものであります。その内容としましては、清明川土地改良区総代に欠員が生じ、補欠選挙を実施するに当たり、歳入で同選挙費に対する委託金、歳出では同選挙事業関係経費の計上について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(諏訪原実君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第86号については、会議規則第39条第3項の規定により、 委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。議案第86号については、原案どおり承認することに御異議ござい ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。よって、議案第86号については、原案どおり 承認することに決しました。

議案第87号 阿見町認可地縁団体印鑑条例の制定について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第7、議案第87号、阿見町認可地縁団体印鑑条例の制定についてを議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 議案第87号,阿見町認可地縁団体印鑑条例の制定について,提案理由を申し上げます。

本条例は、地方自治法に規定する町長の認可を受けた認可地縁団体の代表者等の印鑑の登録 及び証明に関し必要な事項を定め、もって認可地縁団体の利便を図るとともに取引の安全に資 することを目的として、所要の制定を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、 質疑は簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

はい, 細田正幸君。

- ○18番(細田正幸君) この阿見町認可地縁団体ってのは初めて聞く名前なんですが、これはどういう団体をいうのか。なぜこの条例が提案されたのかを説明お願いいたします。
- ○議長(諏訪原実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) それではお答えいたします。まず地縁団体ということでございますが、こちらは地方自治法の第260の2の第1項、こちらで規定されております。町内の字の区域、その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体というようなことでございます。

この団体でございますが、今までは区の団体の区長さんとかそういう代表者の名前で、区が管理している土地、そういうものが登記簿上は区の代表者、区長さんの代表者の名義人になってたかと思いますが、そういうことで管理してますと、相続とかそういうことが発生しますと、

その後そういう権利関係が不明確になってくるというようなことで,この法律ができた地縁団体ということで,地縁に基づいた団体が法人格が得られるということで,その団体として土地の所有を,権利を有することができるというような法律ができたわけでございます。

それに基づいて、現在町内は11の地縁団体が設立されていたわけでございます。それに伴いまして、土地の登記とかそういう権利関係が生じることから、今までは印鑑の規定を条例ではなく印鑑規定というようなことで定めて運用していたわけでございますが、これを個人の印鑑登録条例と同じように、実印と同じ扱いをするというような意味もありまして、その法人の印鑑を条例化するというようなことで今回提案させていただいたわけでございます。

以上です。

○議長(諏訪原実君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第87号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月19日の本会議において審査の結果 を報告されるようお願いいたします。

議案第88号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第89号 阿見町税条例の一部改正について

議案第90号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第8、議案第88号、阿見町職員の給与に関する条例の一部 改正について、議案第89号、阿見町税条例の一部改正について、議案第90号、阿見町国民健康 保険条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。提案者の提案理由の説明を 求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 議案第88号から90号までの条例改正について申し上げます。

まず、議案第88号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成19年8月1日に

施行され、小学校就学時期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度が設けられました。これにより、育児短時間勤務職員の給料、及び通勤手当、時間外勤務手当、期末勤勉手当を勤務時間等に応じた額とするため、阿見町職員の給与に関する条例について所要の改正をするものであります。

次に、議案第89号、阿見町税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布・施行されました。これまでは個人住民税の寄附金控除の対象は、都道府県・市区町村、住所地の都道府県の共同募金会、住所地の都道府県の日本赤十字社の支部に限定されていましたが、この改正により所得税の寄附金控除の対象の中から、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として町が条例で指定したものについても、個人住民税の寄附金税額控除の対象とできることになりました。これに伴いまして、当町におきましても所要の改正を行うものであります。

次に、議案第90号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について申し上げます。

本案は、町国民健康保険の被保険者が出産した場合に支給する出産育児一時金について見直しを図るものであります。

その改正内容としましては、平成21年1月から通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった小児及びその家族の経済的負担を補償する産科医療補償制度が開始されることに伴い、この制度に加入している病院などの分娩機関で出産した場合、分娩機関において納付する3万円の保険料掛金分が分娩費に上乗せされると見込まれているため、被保険者の負担の軽減を図る観点から、現在の支給額35万円に3万円を限度として上乗せ支給するもので、平成21年1月1日以降の出産について適用するものであります。

なお、健康保険法においては、施行令の改正により対応が整っていることから、町におきま しても、この改正の趣旨にのっとり、同様に町国民健康保険条例を改正するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、 質疑は簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) 89号, 阿見町税条例の一部改正について。町長の話聞いててちょっと理解できないんですけども、これは要するに居住地以外のところへ、出身地ですか、そういうとこへ寄附した場合に控除がされると、そういう法律ができたっつう話も聞いてるんですけども、それの対応の法律なんですか、それとは全然関係ない改正なんですか。ちょっと説明を

お願いします。

- ○議長(諏訪原実君) 総務部長渡辺清一君。
- ○総務部長(渡辺清一君) 今の細田議員の言われてるやつは、前にも条例改正しましたけども、ふるさと納税の部分でして、今回はそれとは違う改正であります。お手元の資料、平成20年度地方税改正に伴う町税条例の改正点ということで、資料をお配りしてありますけれども、今までは対象にならなかった寄附金について、今度は条例で法人等について指定すれば、それは対象になりますよという内容の改正でして、阿見町の場合にどこがそういった対象の施設になるのかということについては、この資料の2枚目、茨城大学を初め、社会福祉協議会に至るまで、一応7団体を今回指定するというものでございます。
- ○議長(諏訪原実君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第88号から議案第90号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会,民生教育常任委員会では,付託案件を審査の上,来る12月19日の本会議に おいて審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第91号 平成20年度阿見町一般会計補正予算(第4号)

議案第92号 平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第93号 平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第94号 平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第95号 平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

議案第96号 平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第97号 平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第98号 平成20年度阿見町水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第9、議案第91号、平成20年度阿見町一般会計補正予算 (第4号)、議案第92号、平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案 第93号、平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)、議案第94号、平成20 年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号),議案第95号,平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号),議案第96号,平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号),議案第97号,平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号),議案第98号,平成20年度阿見町水道事業会計補正予算(第2号),以上8件を一括議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君,登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

〇町長(川田弘二君) 議案第91号から第98号までの補正予算について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第91号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に1,908万円を追加し、歳入歳出それぞれ135億1,769万5,000円とする ものであります。

2ページの第1表歳入歳出予算補正について、歳入からその主なもの申し上げます。

第15款国庫支出金では、障害者自律支援給付費負担金、保育所運営費負担金及び被用者児童手当負担金を増額。

第16款県支出金では、国庫支出金同様障害者自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金及び被用者児童手当負担金を増額する一方、個人県民税徴収取扱委託金を減額。

第20款繰越金では、財源を調整するため前年度繰越金を増額するものであります。

次に、3ページからの歳出について、その主なものを申し上げます。

第3款民生費では、社会福祉総務費で国民健康保険特別会計繰出金を減額する一方、介護保険特別会計繰出金の介護給付費繰出金を増額、障害者福祉費で障害者介護給付費及び障害者訓練等給付費を増額、児童措置費で児童手当支給事業の児童手当を増額、保育所費で保育所運営費の管外保育委託料及び民間保育所管理運営事業のあゆみ保育園運営負担金を増額するものであります。

第4款衛生費では、保健衛生総務費で不妊治療費補助金を増額。

第5款農林水産業費では、農業振興費で平地林保全整備委託料を増額。

第7款土木費では、公共下水道費で公共下水道事業特別会計繰出金を減額する一方、開発費で阿見吉原東土地区画整理事業分担金を増額するものであります。

第8款消防費では、常備消防費ではしご車の分解整備を実施するため、公用車等修繕料を増額。

第9款教育費では,体育施設費で総合運動公園野球場の照明設備の修繕料を計上,学校給食

費で給食センター維持管理費の庁舎用燃料代を増額するものであります。

次に、5ページの第2表・債務負担行為補正について申し上げます。維持管理委託料、業務委託料、電算システムなどの業務等が平成21年4月から円滑に進められるよう、3月までに入札等を執行し、契約を締結するため、債務負担行為に期間と限度額を追加設定するものであります。

次に、議案第92号、国民健康保険特別会計補正予算であります。

本案は, 既定の予算額に2,036万円を追加し, 歳入歳出それぞれ47億5,113万6,000円とする ものであります。

その主な内容としましては、一般被保険者療養給付費を増額する一方、納付額確定に伴い介護納付金を減額するもので、その財源として前年度繰越金を充てるものであります。3ページの第2表・債務負担行為補正につきましては、業務委託料ほか1件について、期間と限度額を設定するものであります。

次に、議案第93号、公共下水道事業特別会計補正予算であります。

本案は、既定の予算額から646万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ24億7,419万6,000円と するものであります。

その内容としましては、下水道費で下水道接続工事費補助金を新規計上する一方、公債費で 公共下水道事業債利子償還費を減額するもので、その財源として一般会計繰入金を減額するも のであります。 3ページの第2表・債務負担行為につきましては、維持管理委託料のほか2件 について、期間と限度額を設定するものであります。

次に、議案第94号、土地区画整理事業特別会計補正予算であります。

本案は, 既定の予算額に282万円を追加し, 歳入歳出それぞれ 9 億4, 566万6, 000円とするものであります。

内容としましては、事業費で岡崎土地区画整理事業の不動産仲介手数料を新規計上するもので、その財源として前年度繰越金を充てるものであります。

3ページの第2表・債務負担行為につきましては、警備委託料について、期間と限度額を設定するものであります。

次に,議案第95号,農業集落排水事業特別会計補正予算であります。本案は,債務負担行為につきまして,維持管理委託料ほか1件の期間と限度額を設定するものであります。

次に,議案第96号,介護保険特別会計補正予算であります。本案は,既定の予算額に3,331万5,000円を追加し,歳入歳出それぞれ19億1,087万2,000円とするものであります。

その主な内容としましては、居宅介護サービス給付費を増額する一方、施設介護サービス給付費を減額するもので、その財源として、介護給付費負担金及び介護給付費交付金を充てるも

のであります。

4ページの第2表・債務負担行為につきましては、電算システムについて、期間と限度額を 設定するものであります。

次に、議案第97号、後期高齢者医療特別会計補正予算であります。

本案は、債務負担行為につきまして、電算システムの期間と限度額を設定するものであります。

次に、議案第98号、水道事業会計補正予算であります。

本案は、水道事業会計予算第7条の債務負担行為につきまして、配水場施設運転管理業務外 16件の期間と限度額を設定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、 質疑は簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) 議案第91号,平成20年度阿見町一般会計補正予算に関連して質問いたします。世界的にアメリカのサブプライムローンが発端で、世界的な不景気、株価の暴落とか今起きているわけですけども、国でも6兆円ぐらい税収減になる。それから今日の新聞見ましたら、茨城県でも県税4,200億のとこ180億から200億が減収になるんじゃないかと。あとそれから、2カ月ぐらい前ですか、取手市でも企業の税収が減税になるということで、それぞれけちけちをすると、そういうことが報道されております。

で、今日の阿見町の補正予算では、減るんじゃなくて135億ですか、増える。1,900万プラスの補正予算がされてるわけですけども、20年度の税収予測、阿見町は法人、特に影響があるのは法人税だと思うんですけども、19年度の税収、83億4,000万ぐらいあったと思うんですが、それと比較してどうなのか、大事なことなので、説明をお願いしたい。

- ○議長(諏訪原実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長渡辺清一君。
- ○総務部長(渡辺清一君) 今回の議案の中には、その税についての数字は補正としては載せておりませんけれども、これは今回の11月末といいますか、くらいの時点での決算見込みということで一応調査してありますので、もちろんまだ先変動は当然ありますけれども、大きな変動は実際にはございません。

で、その見込みですが、町税で約1億7,300万の減収になるであろうというふうに見込んでいます。したがいまして、予算減額80億4,000万のところですね、実際の収入見込み額は78億

- 6,700万。そういうことで現時点で決算見込みを立てております。 以上です。
- ○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) 随分そっけない説明なんですけども、個人町民税それから法人町民税あると思うんですけども、その内容はどうなんですか。プラス・マイナスの予測を言ってください。あと、税収減になった場合の対応は、どんなふうにするつもりなのかもあわせてお答え願いたいというように思います。
- ○議長(諏訪原実君) 総務部長渡辺清一君。
- ○総務部長(渡辺清一君) 私の資料としてここに持ってきておりますのは、全体の……。全体といいますと歳入全般の、一応決算見込み立てた部分での資料しか今日は持ってきておりませんでしたので、実際にはこの積み上げは税、町税約1億7,300万というのは、法人税からすべて積み上げた形での数字になるわけですが、全体に対してこれをどういうように対応するのかということにつきましては、基本的に繰越金の部分での充当、さらに不足ということになれば、基金、いわゆる財政調整基金、これが本来の目的ですので、それの取り崩しでの対応ということが考えられるかと思います。

ただ考え方だけで、基本的にはそういう考え方でいかざるを得ないことになるわけですけど も、実際にそこまでいくのかどうか、基金取り崩しまでいくのかどうかは、まだそこまでの精 査は実際にはしておりません。

以上です。

- ○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) あともう1つなんですけども、阿見町は不交付団体なわけですよね。 そうすると、今言ったように1億7,300万が減収になると、阿見町のいわゆる不交付団体は1.0 幾つかですよね。ぎりぎりなわけですから、税収が減になれば今度は交付団体になるというふうになるんですか。
- ○議長(諏訪原実君) 総務部長渡辺清一君。
- ○総務部長(渡辺清一君) 地方交付税の中で普通交付税の算定の仕方は前々から前部長なりが説明しておりますけど、で、御存じかと思いますが、その算定に仕方は大きく言いまして、大きくというか基本的に言いまして、基準財政収入額、それから基準財政需要額とあります。で、需要額よりも――これはもちろん一定の算式ではじいた数字ですが――が収入額を上回れば、同額以上であれば、1ということでの交付団体になるわけです。
- で、その差、現時点での収入額と需要額の差というのは3億ございます。で、この部分まで到達するのか。来年度の部分ですけども。あとは需要額の部分については、測定単位といいま

して、これにいろんな係数を掛けますけれども、これに単位費用というものを掛けて出すのが 需要額の算定の仕方です。基本的に言いまして。

ですから、これが来年度どうなるのか。増額になるのかという部分について、来年度の国の 地方財政計画の中でどういう形のものになるのかということが、現時点では把握できておりま せんので、はっきりとは申し上げられません。しかし、今言ったことからすれば、交付団体に 必ずしもなるとは言い切れないというふうには考えております。

○議長(諏訪原実君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第91号から議案第98号については、会議 規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に 付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月19日の本会議において審査の結果を報告 されるよう, お願いいたします。

議案第99号 20・21町単予第4号予科練平和記念館展示工事請負契約について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第10、議案第99号、20・21町単予第4号予科練平和記念館 展示工事請負契約についてを議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川 田弘二君,登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

〇町長(川田弘二君) 議案第99号,20·21町単予第4号予科練平和記念館展示工事請負契約 について申し上げます。

本工事は、予科練を主体とした戦史の記録を後世に正確に伝承するため、予科練平和記念館 内部の展示工事を行うもので、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得ま たは処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。工事期間は、本年 の12月から平成21年12月25日までですが、開館は平成22年2月の予定であります。工事概要に つきましては、お手元に配付しました資料のとおりです。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げ ます。

○議長(諏訪原実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、 質疑は簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

6番柴原成一君。

○6番(柴原成一君) 私,ちょっと疑問になってるところ,ちょっと質問したいと思います。 乃村工藝社さんはコンサルタントから始まって,その予科練平和記念館にいろんなアドバイ スなりをしてると思います。なおかつ,今回の入札に当たっては,設計図書から仕様書からす べて乃村工藝社さんがつくってるんじゃないかと思います。乃村工藝社さんはすべてをわかっ てて,乃村工藝社がそれを入札するという形は私は余りよくないというように思います。

今までにコンサルタント料として乃村工藝社に幾ら払ってたのかというのを1つ質問をしまして、コンサルと設計図書、積算それを別枠で入札して分けるべきだと思いますが、その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長(諏訪原実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。予科練平和記念館整備推進 室長湯原幸徳君。

○予科練平和記念館整備推進室長(湯原幸徳君) それではお答えをいたします。2点ございましたが、まず設計業者が入札に参加をしたということ、まず最初にちょっとお答えをさせていただきます。確かに今回乃村工藝社さんが参加をいたしましたけれども、また今回の展示工事につきましては、資料館あるいは博物館といった展示設計・施工ということで、設計や施工も非常に特殊な工種、工事であります。

で、現に実施設計は乃村工藝社さんで行っておりますけれども、納品されておる設計書につきましては、あくまでも見積額というふうなことで、町のほうであくまでその内容について精査をしておりまして、査定もしております。ですから、その設計額が今回の設計額になっているというふうなことでは必ずしもございません。町のほうであくまでもそれを精査をして、金額を違った設計書にしておりますので、入札の段階で起工しました設計額と納品された設計額については異なっているというふうな状況でございます。

また今回の工事なんですけれども、非常に特殊な工事なんですが、入札の工種としましては 内装仕上げ工事というふうな部類に属しております。通常、入札といいますか、博物館とか資料館を行う業者としましては、全国にそんなに多く業者があるわけじゃございませんで、例えば乃村工藝社さんとか丹青社さん、それとトータルメディアさんという大きい会社があるんですが、その他京都科学、ムラヤマ、日展、トリアドといった業者も全国にはございます。ですから数限られた業者しかございませんで、阿見町のほうに指名参加願いとして出ているのが乃村工藝社さんと丹青社さんとムラヤマと、この3社しかないというふうなことでございます。 ですから、必ずしも実施設計をやったからその業者さんが有利……。もちろん今回は落札を しましたけれども、設計額とか内容を知ってるというふうなことのみでだめだというふうなこ とではないというふうなことで、入札のほうに指名をしたというふうな経緯でございます。

今ちょっと, 乃村工藝社さんが今までの設計額等の金額についてなんですが, ちょっと資料がございませんので, 今ちょっと取り寄せますので, 後ほど説明させていただきます。

以上でございます。

- ○議長(諏訪原実君) ほかに質疑はありませんか。 8番藤井孝幸君。
- ○8番(藤井孝幸君) この乃村工藝社というのは、もう古いおつき合いでね、先ほども言ってましたけれども、基本設計からずっとやってますよね。これは、それで、それなりの理由があって入札価格でね、決まったんでしょうけども、これ以降ですね、工事に当たって阿見町の業者がこの乃村工藝から任されるような仕事、もしくは、それを町から阿見町の業者を使ってくれよというようなお願いができるのかできないのか。それをお伺いします。
- ○議長(諏訪原実君) 推進室長湯原幸徳君。
- ○予科練平和記念館整備推進室長(湯原幸徳君) お答えをいたします。今回の工事の内容ですけれども、別の工事の概要書のとおりですね、4番に工事内容として展示造作工事・造形工事・グラフィック工事、あと映像制作・映像機材設置工事、それとエイジング工事、(2)として展示に付随する電気工事というふうなものがございます。

で、非常に特殊な工事、(1)番の展示工事については非常に特殊な工事でございますので、なかなか町内の業者さんで取り扱うことができるというのは、非常に厳しい部分があろうかと思いますけれども、ただ展示に付随する電気工事、こういったものについては、あくまでも照明機器の設置だとか映像関連の電気工事とかという通常の電気工事に準ずるものですので、そういったものについては、そういったことが可能ではなかろうかというふうには考えております。

以上です。

- ○議長(諏訪原実君) 8番藤井孝幸君。
- ○8番(藤井孝幸君) よく分離発注というの聞きますよね。電気工事は電気工。これは、一括してやっているんですよ、きっとね、乃村工藝社に。だから、分離発注なんかをやると、ひょっとしたら地元の業者も潤う場合もあるかもしれないと私は思うんですね。ただ、ランクづけがあるでしょうから、いろんな工事の額で、あるでしょうから、全部乃村工藝に一括したということなんですか。それとも、分離発注が不可能な状態だったんですか、この建築工事に対しては。

- ○議長(諏訪原実君) 推進室長湯原幸徳君。
- ○予科練平和記念館整備推進室長(湯原幸徳君) はい、お答えをいたします。先ほどもお答えをいたしましたとおり、今回の工事は非常に特殊な部分で入ってます。内装仕上げ工事というふうなことで、すべてその造作工事、造形工事、グラフィック工事、映像工事、エイジング工事、これは一体的な施工範囲となっておりますので、これを分離発注をするということになりますと、非常に施工管理上も非常に厳しいと思いますし、一体的にやっぱり発注することのほうがスムーズに施工ができるというふうなことで、このような形で発注をさせていただきました。
- ○議長(諏訪原実君) 8番藤井孝幸君。
- ○8番(藤井孝幸君) 分離発注が可能ではなかったという状況ですが、先ほど前の質問でね、電気工事なんかは入る余地があるんじゃないかというようなことを言いましたよね。そういうことは町としてですね、やはり地域の産業・工業・商業を潤わせるためには、ぜひ乃村工藝社に可能な限り町の業者を使ってくれというようなお願いをぜひしてほしいんです。それが可能かどうか。それだけお伺いします。
- ○議長(諏訪原実君) 推進室長湯原幸徳君。
- ○予科練平和記念館整備推進室長(湯原幸徳君) その辺につきましては,一応御意見をいただきましたので,検討させていただきたいと思います。
- ○8番(藤井孝幸君) 終わります。
- ○議長(諏訪原実君) 推進室長湯原幸徳君。
- ○予科練平和記念館整備推進室長(湯原幸徳君) それではお答えをいたします。乃村工藝社 さんにですね、基本設計と、それと実施設計ですね、その2つなんですけれども、それを合わ せてですね、5,397万円でございます。その他、平成17年度に映像記録保存業務というのを388 万5,000円で請け負っております。合計で5,785万5,000円でございます。

以上でございます。

○議長(諏訪原実君) それでは、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第99号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第100号 市町村境界の決定に関する意見について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第11、議案第100号、市町村境界の決定に関する意見についてを議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 議案第100号,市町村境界の決定に関する意見について,提案理由を申し上げます。霞ヶ浦湖面上の市町村境界につきまして,地方自治法の規定により,茨城県知事から境界決定案につきまして意見を求められたので,これに対して異議はないという意見を述べることにつきまして議会の議決を求めるものであります。慎重審議の上,議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、 質疑は簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(諏訪原実君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第100号については、会議規則第39条第 1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いをいたします。

議案第101号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第12、議案第101号、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 議案第101号,茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協

議について、提案理由を申し上げます。本案は、茨城県後期高齢者医療広域連合のより一層の 円滑な運営を図るため、同広域連合議会の議員の定数、選挙方法等を変更するとともに、関係 市町村の長の代表者で構成する協議組織を設置することに伴い、同広域連合規約を変更するこ とについて、関係市町村と協議する必要があり、その協議は、地方自治法第291条の11の規定 により、関係市町村の議会の議決を経なければならないことから提案するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、 質疑は簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) 後期高齢者医療連合規約,前の規約を読みますと,市町村の代表, それから議会の代表,あ,町の代表ですか,それぞれ何名っていうことで22名が決まったわけ ですけれども,今回新たに各市町村1名を選出すると。で,44市町村だから44人になるわけで すけれども,それと関連して,いわゆる市町村長が広域連合ですか,の協議組織。その協議組 織を設けるっていうのが新しくなってると思うんですけれども,その協議組織と議会との関係 っていうのはどんなふうになるのか御説明をお願いしたいと。

協議組織は、また法的権限があるのか。普通協議っつったら協議だと思うんですが、その辺の関係を説明お願いしたい。

- ○議長(諏訪原実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) それではお答えいたします。この協議組織でございますが、この連合の運営に関しましては、広域連合会長がその執行権を担っておりますが、その広域連合は、県内のすべての市町村をもって構成されるというようなことでございます。今回44名の議員が出るということでございます。

広域連合の議会に上程されるような重要な事項につきまして、関係市町村に大きな影響や負担をもたらすことが少なくないということ、それから今般の規約改正によりまして、広域連合議会の議員の構成から市町村長が除外されるというようなことがあります。そういうことで、市町村の方々の意見が反映されにくくなるということが予想されるということで、あらかじめ市町村長の代表者で構成する協議組織という組織において意見を述べていただくということで、その協議調整を図った上で意思決定を行っていくということでございます。

それで、協議する内容ということでございますが、議会に上程する予算決算、条例の制定・ 改正、それらの議案とか、運営の基本方針、規約の改正、広域連合の運営などに関して意見を 述べて協議し、過不足などについて手を加えたりする場と、調整の場ということで、組織する ということでございます。

以上です。

- ○議長(諏訪原実君) ほかに質疑はありませんか。 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) その協議組織と広域連合の議会との関係はどうなるのかということも聞いているんですけども、今の説明だと広域連合議会の上に執行機関として協議組織、何か44市町村あるわけですから、44の町村長が相談して決めると。そうすると、執行機関になるということなんですか。本来ならば、議会が一番権限を持つというふうに思うんですけれども、その辺の関連はどうなんですか。今と変わって。
- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) はい、お答えいたします。

これは連合の執行部というような位置づけになるわけでございます。議案とか、そういう上程をする側でございます。あくまでも議決は各市町村から選出された議員さんの議決によるということでございます。

○議長(諏訪原実君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第101号については、会議規則第39条第 1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月19日の本会議において審査の結果 を報告されるようお願いをいたします。

議案第102号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第13、議案第102号、阿見町教育委員会委員の任命につき 同意を求めることについてを議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川 田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 議案第102号,阿見町教育委員会委員の任命について,提案理由を申 し上げます。教育委員会委員のうち,増野周氏が10月10日をもって任期満了を迎えております が、後任の委員に酒井一範氏を選任したく、議会の同意を求めるものであります。

教育委員会の委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、「当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育・学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て町長が任命する」こと、さらに第4条第4項で、「新たに委員のうちに保護者である者が含まれるようにしたければならない」との規定があり

「新たに委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならない」との規定があり、 委員の任期は4年で、任期満了後にも再選されることができることとなっております。

酒井氏は歯科医師で児童生徒の保護者でもあり、現在、第一小学校のPTA会長を務めております。人格・識見ともにすぐれ、また地域住民からの信頼も深く、教育委員として最適任であると考えております。

以上御説明しましたが、何とぞ同意をいただきたく、お願い申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これ に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより採決いたします。

議案第102号は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。よって議案第102号については、原案どおり 同意することに決しました。

散会の宣告

○議長(諏訪原実君) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。 本日はこれで散会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午前11時23分散会

第 2 号

〔 12月10日 〕

平成20年第4回阿見町議会定例会会議録(第2号)

平成20年12月10日(第2日)

○出席議員

1番 諏訪原 実 君 久保谷 2番 充 君 川畑秀慈君 3番 難 波 千香子 君 4番 5番 紙 井 和 美 君 6番 柴 原 成 一 君 7番 浅 野 栄 子 君 藤井孝幸君 8番 9番 千 葉 繁 君 11番 吉 田憲市 君 12番 天 田 富司男 君 13番 小松沢 秀 幸 君 14番 倉 持 松 雄 君 15番 大 野 孝 志 君 16番 君 櫛田 豊 17番 佐 藤 君 幸明 18番 細 正幸 田 君

○欠席議員

10番 久保谷 実 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 川田弘二君 副 町 長 大 﨑 誠 君 教 育 長 大 﨑 治 美 君 務 部 長 渡辺清一君 総 民 生 部 長 横田健一君 生活產業部長 田 匡 弘 君 坪 都市整備部長 桑 田 康 司 君 教 育 次 長 川村 忠 男 君 防 消 長 尾 房 雄 君 瀬 参事兼消防署長 田 仲 安 夫 君 総 務 課 長 原 尚彦 君 篠 企画財政課長 﨑 慎 篠 君 社会福祉課長兼 尚 田 稔 君 福祉センター所長 児童福祉課長 髙 須 徹 君 国保年金課長 吉 田 衛 君 農業振興課長兼 大 塚 芳 夫 君 農業委員会事務局長 境 環 課 長 明 大 野 利 君 設 野 耕 建 課 長 浅 君 学校教育課長 井 黒 寛 君 生涯学習課長 寛 則 君 宮 本 防 課 川村益巳 長 君 霞クリーンセンター 坪 田 博 君 副参事兼所長

○議会事務局出席者

 事 務 局 長 小 口 勝 美

 書 記 山 崎 貴 之

平成20年第4回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成20年12月10日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

平成20年第4回定例会

一般質問1日目(平成20年12月10日)

発 言 者	質問の趣旨	答	弁	者
1. 千葉 繁	 資源ごみの今後の課題について 国保短期保険証の交付について 独居老人対策(火災警報器の設置)について 	町		長
2. 藤井 孝幸	1. 「放課後子どもプラン」の実施状況について	教	育	長
3. 天田富司男	1. 生活道路である新設町道整備について	町		長
4. 細田 正幸	1. 霞ヶ浦湖岸利用の具体化を 2. 国民健康保険証の子供からの取り上げ中止を	町		長
5. 柴原 成一	 町の電算システム委託について 町内の遊休農地について 	町		長

午前10時06分開議

○議長(諏訪原実君) これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御 了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長(諏訪原実君) 日程第1,一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、9番千葉繁君の一般質問を行います。

9番千葉繁君の質問を許します。登壇願います。

[9番千葉繁君登壇]

○9番(千葉繁君) 皆さん、おはようございます。質問に入る前に一言申し上げたいと思います。

今回の一般質問につきましては一問一答方式を採用していただいて、質問回数の制限も撤廃 し、60分無制限という初めての試みとなります。受け入れていただいた町長初め執行部の前向 きな姿勢に心から感謝を申し上げたいと思います。

それでは、質問に入ります。

まず初めに、資源ごみの今後の課題について、質問をいたします。

1. 資源ごみの回収についてのこれまでの取り組みは、平成17年度までは各行政区単位で分別収集を行い、その分別収集の仕方についての啓蒙期間ということで、この活動に対し行政区単位で補助金を出してきたという経緯がございます。そして、この分別回収を町民が理解した上で、ステーション方式へ切り替えをさせようとした町の方向性は、今でも間違いではなかったと思っております。しかし、以前支払っていた補助金の名残で、現在も業者との契約を結び、資源ごみの売却益を区の財源としているところもあり、ステーション方式への切り替えの障害にもなっております。分別回収に一生懸命取り組んできた行政区ほど困ってしまっているのが現状ではないでしょうか。

また、町のもくろみどおりステーション方式で回収を行っている地区と、そうでない地区と の不公平感が生じております。そしてまた、回収を任された業者も回収委託料が出来高払いで あるため、最初の思惑と違ってきているのではないかと疑問を投げかけております。

そこで,多方面に問題が生じている現在の資源ごみの回収方法について,今後の方向性をどのように考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

2つ目に、集められた資源ごみを、町が業者に売却する際の入札についてお尋ねします。

この案件につきましては、さきの行革委員会での提言の回答では、事務量が多くなることから職員数が増え、体制が整うまで待ってくれとのことでありました。また産業建設の常任委員会での私の質問の回答では、事務的コストがかかるとのことで、当分は笠間市の入札単価の情報をいただき、参考にしていきたいとの答弁でありました。

しかし、できるだけ最新の単価を知るという意味でも、また他市の力をかりないで、町独自 で行う入札の仕方が必要ではないかと感じておりますけれども、いかがでしょうか。

3つ目に、資源ごみの盗難対策として、持ち去り禁止条例の制定が必要であるとの思いから、早期に条例の制定をすべきだと考えております。この条例につきましては、その重要性から近隣の自治体では早くから検討され、最近競うように実施しております。この背景には、現在は少し単価が落ちておりますけれども、鉄や古紙などの高騰の中で、集積場の資源ごみはもとより、公共物の鉄などの盗難へとエスカレートしたことが発端となっていると思われます。特に集積場での盗難については、だれが所有権を有しているのか、また収集者の断定が明確にしてないなど、トラブルが発生しております。当町におきましても例外ではなく、議員の皆様のところにも苦情や相談が来ているんではないかと思います。

東京都世田谷区では、現在もこの問題で係争中であると聞いております。このように大問題とならないうちに条例を制定し、せっかくの宝の山を持ち出されないように、そしてまた、現場でトラブルが起きないように、早期に条例の制定を行うべきと考えます。いかがでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長(諏訪原実君) ただいま、14番倉持松雄君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

それでは、ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 千葉議員の質問にお答えいたします。

初めに1点目の,資源ごみ回収の方向性はどのように考えているのか,将来あるべき姿,についてでありますが,お答えいたします。

まず、分別収集の現在までの経緯を申し上げますと、平成7年度に、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律——容器包装リサイクル法であります——が制定され、消費者においては資源ごみの分別排出、地方自治体においては分別収集の促進、事業者におい

てはリサイクルの実施をそれぞれ義務づけられております。また、平成12年度には循環型社会 形成推進基本法が制定され、第一に発生抑制——リデュース、第二に再使用——リユース、第 三に再生利用——リサイクル、第四に熱回収、最後に適正処分という優先順位で取り組むべき こととされております。

こうした国の方針を受けて、町では平成6年度から、行政区が行う分別収集に対して助成する資源回収助成事業を実施してまいりました。この事業により、町民のごみに対するリサイクルの認識が定着し、町民意識の高揚も図れたことから、各家庭で分別を行い町が収集するステーション方式を平成13年7月から導入しました。

また、子供会の助成事業につきましては、24行政区の子供会が資源ごみの回収を継続しております。この子供会への助成事業は環境教育の大きな柱でありますので、続けてまいります。

御質問の資源ごみ回収の方向性でありますが、町としましては、循環型社会形成に向けて町 民や事業者がそれぞれの責任や役割について理解を深められるよう情報提供を進め、多くの町 民が分別排出に取り組んでいただくよう啓蒙啓発に努めることにより、ステーション方式の継 続と充実を図っていきたいと考えております。

次に2点目の,資源ごみを業者に売却する際,入札の導入ができないかという点についてお答えいたします。

資源有価物の売却につきましては、平成19年度まで一者特命随意契約を行ってまいりましたが、議会行政改革特別委員会の提言を受け、平成20年度から、数社より見積もりを徴取し、一番高価な業者と契約を行うように改めた結果、大幅に売却単価を改善することができました。

一例を挙げますと、鉄プレス(A)が平成19年度にキログラム当たり12円のところ、平成20年度前半価格でキログラム当たり47円、後半価格でキログラム当たり30円、鉄プレス(B)では平成19年度にキログラム当たり15円のところ平成20年度前半価格で43円/キログラム、後半価格で30円/キログラム。アルミプレスでは平成19年度にキログラム当たり130円のところ、平成20年度前半価格でキログラム190円、後半価格でキログラム170円と、いずれも高い価格で売却されております。価格の変動の影響がかなりあるようでありますね。

御質問の入札の導入についてでありますが、まず近隣市町村、一部事務組合等の状況を申し上げますと、入札を行っている団体は、つくば市・牛久市・龍ケ崎市で、土浦市・江戸崎地方衛生土木組合は、阿見町同様に数社から見積もりを徴取し、有利な業者と契約を行っているのが現状であります。また、阿見町と同様に複数業者から見積もりを徴取し契約を行っていても、入札を行っている団体より高額で契約している団体もあり、入札が必ずしも有利とも言えない状況もあります。

このような状況であることから、当面は現在の見積もりを徴取する方式で、近隣市町村・一

部事務組合等から情報を収集して、より高価に購入する業者を選定し契約を行うことにより、 入札に匹敵する効果が得られるものと考えております。

また、入札の導入についても、より透明性の高く、効果があらわれる形になるよう今後検討 していきたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

次に、3点目の集積場での資源ごみの盗難対策として、条例制定が必要ではないかという点についてお答えいたします。

資源ごみの持ち去りについては、町内においても数件の被害の報告を受けております。町では被害の情報が入った場合は、職員が区長の協力を得てその集積場所に待機し、直接本人に持ち去りをしないよう呼びかけております。また、今年度は、阿見町環境保全町民会議で決定した事業によって、資源物の持ち去り禁止看板を100枚作成し、集積所に順次設置することにより、防止に努めております。

しかし、資源物の価格高騰などを背景とした最近の社会情勢から、さらに盗難対策を強化する必要があると認識しております。したがいまして、先進事例や近隣市町村をよく調査した上で、阿見町廃棄物処理条例及び規則等の見直しについて、具体的に検討していきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

- ○議長(諏訪原実君) 9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) 御答弁,ありがとうございました。

まず、資源ごみの回収の方向性というようなことで、再質問をしていきたいと思います。今の答弁をお聞きしますと、これからもそのステーション方式を継続して行って充実を図っていくというようなお話でありました。その充実を図るためには、いろいろやらなくちゃいけないことがあるんではないかなというふうに思っています。

そういった中で、ステーション方式についてですね、二、三質問したいと思うんですけれど も、まずはですね、現在もステーション方式に切り替えていかないで、行政区で単独でですね、 業者と契約を結んで資源ごみの回収をしているこの行政区数をお尋ねしたいと思います。

それからまた,17年度で終わっているわけですから,18,19でその団体がどのくらいの推移 をしているのか,まずお尋ねしたいと思います。

- ○議長(諏訪原実君) 生活産業部長坪田匡弘君。
- ○生活産業部長(坪田匡弘君) お答えいたします。現在,阿見町ではステーション方式を実施しておりますけれども,行政区の中には資源回収助成事業をやっていた当時と変わらずですね,行政区のほうで独自に回収をして,それでその資源物を売却しているという行政区がまだございます。

御質問の今年度の行政区の中で、そういった回収を独自にやっている行政区の数ですけども、

29行政区がございます。それと18年度,19年度の数でございますけども,18年度,19年度とも20行政区ということでございます。ですので、今年がちょっと数が増えたというのは、やっぱり資源の高騰が背景にあったというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(諏訪原実君) 千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) 今お話がありましたように、逆行してきているという状況もある。その理由としては高騰ということがあるんだと思いますけれども、またこれが下がったときはどうなるかということはまた見てみないとわかりませんけれども、きっと恐らくこの20ぐらいの行政区はこれからもステーション方式に乗っていかないで、自主財源の確保ということで進んでいくんではないかと思います。町としては、奨励金も出しながらステーション方式に切りかえてきたわけですから、できればステーション方式に乗っていただきたいというふうに思ってるんだと思います。

その中で、このステーション方式によってですね、資源ごみの売却益ですよね、これはどの ぐらいになっているのかお尋ねしたいと思います。

- ○議長(諏訪原実君) 生活産業部長坪田匡弘君。
- ○生活産業部長(坪田匡弘君) 町のほうで回収しました資源物の売却の価格をお答えいたします。

まず19年度でございますけども、約2,720万円。それと18年度の数字もございますけども、約2,090万円でございます。

- ○議長(諏訪原実君) 千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) それではですね、このステーション方式によって回収をしてる経費があると思うんですけれども、この経費はどのぐらいになっているのか。18年、19年と売却額が出てますので、18年、19年をお示しいただければ。
- ○議長(諏訪原実君) 生活産業部長坪田匡弘君。
- ○生活産業部長(坪田匡弘君) はい、お答えいたします。このステーション方式は、スチール製のかごをですね、各ステーションに置いていくのと、そのかごを回収する、資源物の収集が終わった後に回収すると、そういった委託をやっているわけですけども、それについて毎年の委託で金額は変更がほとんどございませんで、約2,000万円でございます。
- ○議長(諏訪原実君) 9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) そうしますとステーション方式によって得た売却益ですか、売却額と回収の経費からすれば、売却額のほうが多いというようなことで把握していいですね。はい。

回収のほうが多くなってしまってはいけないなというふうに思っていたので、ツウペイにな

っているようですから、その点についてはいいことでございますけれども、将来ステーション 方式に継続して、それを充実していきたいということであれば、この29ですか、今年は。この 行政区に対して何か今までと同じような形で支援ができてですね、ほかの今やってない行政区 もあるわけですから、そこら辺と不公平感がありますけれども、ステーション方式に切り替え て、どうやったら切り替えてもらえるのかと考えることが課題だと思うんですけれども、その 点についてはどんなふうなお考えでしょうか。

○議長(諏訪原実君) 生活産業部長坪田匡弘君。

〇生活産業部長(坪田匡弘君) お答えいたします。資源物のリサイクルという考え方ですね。 先ほど御説明したとおりですね,国のほうで容器包装リサイクルとか,それから循環型社会形成推進基本という法律の中で,それぞれの消費者,町で言えば町民の方,それから行政,それと最終的には業者の方,それぞれの役割分担の中でこういった資源物を消費,単なる燃やす,燃やして CO_2 を出すということではなくてですね,有効に使って次世代に引き継いでいこうというような考え方で始められたもので,それぞれの役割分担があるかと思います。

その中で、町民の方には分別して出してもらうと。それが行政が集めると。町民の方が分別して出してもらうと。そういった考え方の中で、最初は周知を図るために補助事業ということでやってきたんですけども、やっぱりそれぞれの責任をお願いするということで、それぞれの方が行ってもらうステーション方式を町では進めてきたという経緯がございます。

ですので、現在行っている行政区の方、今29あるわけですけども、まず町のほうではそのステーション方式の趣旨をですね、説明して御理解をいただいて移行していただきたいというようなことをお願いしまして、また各行政区のほうでも当然行政区の事業の中に組み入れられて、また財源のほうもですね、それぞれ決まった収入が入るということで活用されているというような事情もあろうかと思いますので、そこら辺の事情もお伺いしながら、今申し上げましたようなそれぞれの責任の中で、資源物を有効に使っていきたいというようなことで、ステーション方式をお願いしていくというようなことを考えております。

○議長(諏訪原実君) 千葉繁君。

○9番(千葉繁君) 継続について、町として29の行政区に対してステーション方式に切り替えてほしいということで、お願いしていくというようなことだと受けますけれども、私はですね、ステーション方式に切り替えて全体的に町の収益になる。で、町の収益になったときに、住民の皆さんが私たちがやった分別収集のおかげでこれだけのものになったというような、住民に見えるような形で還元をするだとか、そういうものはしていかないと、なかなかこれ上がっていかないんじゃないかと思うんです。

例えばですよ、分別収集に上がって得た、今言っていますけど2,700万、これがどんどん増

えてくれば、それは時価によって違いますけれども、このぐらいの金額が、例えば小中学校の 図書費の増額になったんだよとか、そういった形で、見えるような形にしていけば、もっとこれは広がるんではないかと思うんですよ。これずっとこの問題については、町のほうの方向性がしっかりしてないもので、そうですね、だから、その時々でね、得なほうに皆さんが振り回されるというか、そういう形になるんだと思うんですよ。

ですから、やっぱり町として皆さんから吸い上げたものについてはこんなふうに還元していくんだというような、そういうような方向性を見せれば増えていくんではないかと思うんですけれども、その点についてはいかがですか。

○議長(諏訪原実君) 生活産業部長坪田匡弘君。

○生活産業部長(坪田匡弘君) お答えいたします。平成6年にですね、資源回収の周知推進を図るために助成事業が始まったわけなんですけども、そのときと切り替えるときにですね、まず始まったときには資源を集めていただいて、それぞれの処分は行政区のほうにお願いして、さらに町のほうで助成金を差し上げたというようなやり方で始まってしまいまして、それで町のほうである程度周知が図られたんで、町のほうの助成はやめますと。周知期間が、経過期間がありましたけれども、やめますというようなやり方でやってきたという経緯がありまして、そういったことですので。

ほかの市町村では、一度行政区の方に全部町のほうに集めたものを回収させていただいて、 その回収した費用の中からまたバックしていくというようなやり方もやっていまして、その点 で町のほうでちょっと、その経過の中でそこら辺がうまくいってこないで、いきなりステーション方式にしてしまったというような経緯があろうかと思います。

ですので、今千葉議員が言われたように、何かインセンティブではないですけども、行政区のほうが、そういったことで利益を得るというような方式があれば、それが一番いいのかなというふうには考えていますけれども、今後ステーション方式を行政区のほうに、今行政区で独自で行っている29の行政区の方とお話し合いをしながら、何かいい方法があればというふうには考えております。

○議長(諏訪原実君) 9番千葉繁君。

○9番(千葉繁君) それでは、私も提案をしたわけですから、そういった意味でも部内のほうで検討をしていただいて、どうぞステーション方式に切り替えていただけるような形のものをつくっていただきたいと思います。

それからですね、入札についてお尋ねしたいと思います。

入札は、入札以上のものが今のやり方でできるんだよというような内容かなと思いますけど、 数社から見積もりをいただいて、また他市町村の状況を把握をしながら検討していくと。この やり方でいくと高く買ってもらえるものもあるというようなお話でありました。

この数社からの見積もりをいただくと、それから他市町からの情報をいただくということは、 大体どのぐらいの期間でやっているのでしょうか、お尋ねしたい。

- ○議長(諏訪原実君) 生活産業部長坪田匡弘君。
- ○生活産業部長(坪田匡弘君) はい、お答えいたします。見積もりをとってですね、実施、こういった形を始めたのは議会の行政改革委員会の提案を受けまして、今年度から始まったわけですけども、今年度は3回ですね。見積もりを3回とりまして、それで価格が有利なところに変えながら実施してきたということでございます。
- ○議長(諏訪原実君) 9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) そうしますと、今のは見積もりの件ですよね。他市町村からの情報とい うのはどんな形でとっているんでしょうか。回数も含めて。
- ○議長(諏訪原実君) 生活産業部長坪田匡弘君。
- ○生活産業部長(坪田匡弘君) はい、お答えいたします。まず始まった時点では、あれは笠間・水戸でしたっけ、そこのを参考にして実施をしてきたという経緯がございます。今、いろんな情報を集めておりまして、他市町村のあの周辺の、先ほど申し上げましたとおり、つくばとか牛久市とか土浦市また龍ケ崎・江戸崎の組合といったところも情報を今集めている段階でして、その見積もりをとっているところが2つございましたけど、そこはやっぱり年4回やっているというようなことは伺っております。
- ○議長(諏訪原実君) 9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) ちょっとわかんないんで、もう1回お願いしたいんですけども、他市町村から情報を得ていると、入札情報を得ているというものについて、どのぐらいの市町村数があるんだろうかと。で、どのぐらいの回数をいただいているんでしょうかということなんです。 ○議長(諏訪原実君) 生活産業部長坪田匡弘君。
- ○生活産業部長(坪田匡弘君) はい、お答えいたします。今年3回見積もりを行ったわけですけども、そのうち2回ですね、今申し上げましたつくば市とか牛久市・土浦市、それと龍ケ崎と江戸崎の組合のほうから情報をいただいて、それを参考に業者との交渉を行ったということです。
- ○議長(諏訪原実君) 9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) ちょっと私が把握ができてないのかもしれませんけれども、数社からの 見積もりとさっき一番最初言ったのは、それは民間の業者ですよね。って私は思っているんで すけれども、数社からの見積もりは年3回もらっている。それから、他市町村からの情報を得 ているという。入札情報をですよね、得ているというのは笠間・水戸など含めて4回やってい

るという把握でいいんですか。

回数が多ければそれでいいんですよ。時価によって、これかなり金額もさっき鉄などキロ15円が43円に上がってるなんて、そういうときもあるわけですから、損をしてしまうので、こういった回数をこなしたほうがいいんじゃないかと、そういう思いで話しているわけで、その辺のところを教えていただきたい。

- ○議長(諏訪原実君) 生活産業部長坪田匡弘君。
- ○生活産業部長(坪田匡弘君) 20年度3回実施したわけですけども、そのとき一番最初はですね、笠間・水戸のほうから情報をいただいてやったと。その情報をもとに数社から見積もりをとって実施したと。情報はですね、笠間・水戸のほうからやり方等お伺いして行ったと。

で、こちらで価格を決めるときは、業者数社から見積もりをとって決めたということです。 あと2回は、やっぱり同じようなやり方ですけども、その情報のとり方ですね、周辺の今申し 上げた5つの市とか組合からいただいたと。で、実際は業者のほうから見積もりをとって決定 したということです。

- ○議長(諏訪原実君) 9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) できるだけ多くそういった機会を行っていただいて、損をしないように まずしていただきたい。将来は入札が必要じゃないかと思いますので、これも御検討いただき たいと思います。

続いて、集積場の資源ごみの盗難対策の条例を制定すべきではないかということなんですけれども、先ほど前向きな答弁いただきました。これ警察も捕まえられないという。条例が制定できてなければ捕まえられない、窃盗罪として立証できないということでありますので、まず早く条例を制定しなければならないと思っています。大きな問題にならないうちに、条例制定を早期にお願いをしたい、このように思います。

じゃあ、第1項目はこれで終わります。

続きまして、国民健康保険短期保険証の交付についてという問題に移りたいと思います。

国保滞納世帯の子供の救済ということで、国民健康保険短期保険証の交付について質問をいたします。この問題につきましては、皆さんも新聞報道で御存じかと思いますけれども、国保保険料の納付が1年以上なく、納税相談などにも応じない世帯について保険証が発行されず、資格証明書の交付がされております。

資格証明書では医療機関の窓口で一たん医療費を全額支払うことから、治療が必要なときでも受診を控える可能性が指摘をされております。特に滞納世帯に子供がいる場合には、病院にかかれない子供が増えることが予想され、大きな問題であると考えます。

また,現在の不景気の影響で,社会保険から国民健康保険に加入される世帯も増えていくと

考えられ、この社会情勢では滞納世帯であっても子供には責任はないとの判断は間違いではないと考えています。

現在保護者が保険料を滞納し、無保険状態になっている中学生以下の子供は、全国で1万8,204世帯、3万2,903名いると言われております。このようなことからこの問題を重く見た国でも、何とか子供には短期の保険証を交付し救済しようと、国民健康保険法の改正に乗り出しています。現に今日、今の時間帯も衆議院の厚生労働委員会で採決をされる、委員長提案が出されて採決がされる見込みだというようなことも聞いております。首尾よくいけば、明日の本会議で改正案が通る方向と聞いております。

茨城県の市町村の状況は、この法案の成立を待たずして子供の救済をしてるところが増えてきています。龍ヶ崎市、坂東市、大洗町、東海村、五霞町、境町、日立市、ひたちなか市では資格証明書を発行していますけれども、子供は除外して短期の保険証を発行しております。また隣の牛久市、かすみがうら市などは、今後短期保険証を出す方向で考えているというようなお話でございました。

全国的に見ても、子供を救済している自治体が大分増えております。ぜひとも当町において も現在の世の中の流れをかんがみ、子供を守る、育てるという大きな考えのもとで、子供には 短期保険証の発行をするという方向を打ち出してほしいと考えますが、いかがでしょうか。

- ○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。
- ○町長(川田弘二君) 千葉議員の質問にお答えします。

国保短期保険証につきましては、国保税の公平負担の理念を基本に、滞納している納税義務者との面談の機会を増やすことにより、国保税の納税意識と納付の促進を図ることを目的として、国民健康保険法に基づいて有効期間を限定し交付しているものであります。

当町の短期保険証の交付基準でありますが、これは千葉議員も説明していましたけれども、前々年度以前の国保税に滞納がある場合、または前年度の国保税の半分以上が滞納となっている場合であり、有効期限は原則として3カ月または6カ月とし、滞納状況、納税相談内容、分納実態等を勘案の上、交付しているもので、滞納があっても分割納付を誠実に履行している場合は、短期保険証の更新を行っております。

しかしながら,災害その他特別な事情がないにもかかわらず,1年以上納付がなく,納税相談等にも全く応じない悪質な滞納世帯に対しては,国民健康保険法に基づいて資格証明書を交付することとしております。資格証明書の交付に至るまでには,面談の機会を得るため,督促状や催告書のほか,数回にわたる通知書の送付や,訪問等によって,納税相談に応じるよう勧奨を行っております。

ところで、当町における子供のいる世帯に対する資格証明書の交付状況でありますが、9月

末に行われた厚生労働省の調査に回答いたしました件数を申し上げますと、9月10日現在で9世帯となっており、子供の人数は乳幼児1名、小学生4名、中学生6名でありました。この調査後、阿見町からの転出や社会保険加入などにより一部減少しておりますが、国保年金課においても、これら滞納世帯の実態を把握するため、11月15日の土曜日と16日の日曜日に、国保年金課と収納課合同で訪問を行っております。

これにより、国保税を完納した世帯などもあり、11月末現在で、子供のいる世帯に対する資格証明書の交付状況は5世帯となっており、子供の人数は小学生2名、中学生3名となっております。この5世帯につきましても、訪問の際に12月中に来庁し納税相談をすることを約束した世帯もあり、また会えなかった世帯には、来庁し相談するよう改めて文書を送付したところであります。

議員御指摘の、子供を資格証明書の対象外とすることにつきましては、児童福祉の観点からすると望ましい措置であると考えます。一方で、相互扶助である社会保障という観点から公平負担の原則を考えると、現行の国民健康保険制度においては慎重な検討が必要であると思われますが、先ほど千葉議員からも話がありましたように、今国会で、子供への保険証一律交付についての国民健康保険法改正案が提出されており、明日あたりまでに決着するというような情報もありますので、この動向を待って適切な対応をしたいと。

いずれにしても、現在の段階で先行してやるということは、法律違反ということになるわけでして、考え方としては理解はできますけれども、こういうような動きが具体化しつつあるわけですから、この動きにのっとってやるというのが適切でないか。方向づけとしては、どのみちこういう方向づけが出てるわけですからね。

なお、当町では従来から、子供が医療を受ける必要が生じ、かつ医療費の支払いが困難である場合などは、国保税を納付することができない特別な事情に準ずる状況であると考え、緊急的な対応として短期保険証の交付について柔軟に対応しているところであります。

- ○議長(諏訪原実君) 9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) 基本的には、現状ではやらないというような回答でしょうか。ちょっと 寂しい気はしますけれども、方向性は間違いなくそういう方向で行くんだというような、ある 意味ではそういう方向も出ているのかなと思いますけれども。

ちょっと心配になったのは11月の15日,16ですか。改めて調べたところ,5世帯,小学校2人,中学校3人というような今お話されてましたけど,ここの世帯についてはどんなふうな状況になったんですか。

- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) はい、お答えいたします。現在でもその5世帯は、小学生2名、

中学生3名という状況で変わりございません。

[「それは短期保険証を出しているかどうかの話ですよ」と呼ぶ者あり]

- ○民生部長(横田健一君) 現在,短期保険証を出しておるというような状況でございます。
- ○議長(諏訪原実君) 9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) そうしますと、今現在阿見町では資格証明書を出している子供はいない というようなことで理解していいんですね。それなら結構です。
- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) 先ほどは失礼いたしました。この5世帯については短期保険証は 出しておりません。

[「資格証」と呼ぶ者あり]

- ○民生部長(横田健一君) 資格証明書は出しておりません。失礼しました。資格証明書を出 しております。
- ○議長(諏訪原実君) 9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) 資格証明書を出しているということは、短期保険証を出してないということですよ。それを聞きたいんですよ。そしたら救済になってないでしょう。短期保険証を出してるということは、無保険の子供がいないちゅうことなんですよ。それを確認をしたいんです。

ほかのとこでもそうですよ。資格証明書を出しているんだけれども、子供は除外しているという市町村が増えてるとさっきも話しているんですけれども、当町がそうだったらそれでもいいですよ、まずは。

- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) 失礼しました。先ほど町長の答弁でもありましたように、資格証明書の発行をしているということでございます。ですから、先ほども答弁ありましたように、今国会でそういう中学生以下というようなことに短期証明書を出すというような流れでございますので……。

[「短期証明書じゃない, 短期保険証」と呼ぶ者あり]

- ○民生部長(横田健一君) 短期保険証を出すというようなことで、検討をされているという ことでございますので、その動向を注視していきたいというようなことでございます。
- ○議長(諏訪原実君) 9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) もう1回確認しますけれども、先ほど調べた小学生2人、中学生3人に対しては、短期保険証を出しているんですか。これを答えてもらいたいんですよ。
- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。

○民生部長(横田健一君) お答えいたします。先ほどもお答えしたとおりに、今資格証明書を交付しているという状況でございまして、その5世帯につきまして、12月中に来庁をし納税相談をしているというような世帯もございますので、会えなかった世帯には来庁して相談するよう、これから文書等で送付するというようなことでございます。納税相談をしながら資格証明書を出すと。あ、短期保険証を出すというようなことでございます。

○議長(諏訪原実君) 9番千葉繁君。

○9番(千葉繁君) それでは、この5人の子供たちには保険証が出されてないというような 把握でいいわけですよね。はい。

これね,これ町のほうの担当課からもらったんですけども,もういろんなとこ見ても厚生労働省から県のほうに、県のほうから各市町村にということで通達が来ている。その中で、ちょっとおかしな話が出てますけれど、部長これ見てますかね。被保険者資格証明書の交付に際しての留意点についてということで出されてると思うんですけど、担当課長もしあれだったら見せてやってください。

いいですか。ああ、いいです。それじゃですね、その留意点の中にですね、緊急的な対応としての短期保険証の発行ということで、国のほうもこうしてくださいと書かれているんですけれども、納税相談をして世帯主が市町村の窓口において、子供が医療を受ける必要が生じ、かつ医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出があった場合には、特別な事情に準ずるというようなことで、短期保険証を速やかに、短期保険証を交付してやってくださいと。こういうような通達があるわけですね。

今納税相談という話がありましたけれども、納税相談したときに出せないということになれば、この子供たちは救われんじゃないんですか。これは通達ですから守ってくださいということですよね。これは法律云々の話じゃないです。納税相談来て、どうしても困ったということで、保険証を、短期の保険証を出してくださいと、そういう話になったときには出してやってくださいよって言われてるやつなんですよ。

理解して答弁してください。

[「町長が言ったように国の恩恵以外はやんねえっつうことだ。子供なんか考えないっつうんだ」「いや、これ申し出てきたらやってくれってちゅうことだもん」「来てるのか来てないのか答えてよ」と呼ぶ者あり〕

○議長(諏訪原実君) 国保年金課長吉田衛君。

○国保年金課長(吉田衛君) はい、お答えいたします。厚生労働省からの通知が来ましたのは、ただいま議員がおっしゃったとおりでございまして、緊急的な対応として、被保険者に対しては速やかに短期保険証の交付に努めるということでございます。

先ほど2名,3名というお子様がいらっしゃいましたけれども,その世帯につきましては, 11月に訪問いたしまして,12月中に来庁あるいは会えなかった世帯につきましては改めて文書 を送って,なるべく納税相談というか,役場のほうにおいでいただいて,家庭の状況をお聞き するということになります。その状況をお聞きしまして,緊急的あるいはどうしてもお医者様 にかからなければならないということであれば,緊急的な対応といたしまして,柔軟に,従前 と引き続きまして短期の保険証を出すような形になるかと思います。

以上です。

- ○議長(諏訪原実君) 9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) そうしますと、我が阿見町では無保険者の子供がいなくなるということが可能だということですよね。これだけははっきりしてもらいたいんですよ。今町長の答弁では、国の動向に任せるというような話でした。だけれども、こういう状況になってんだから、これはやるべきだと私は思いますけれども、現時点ではやらない。

しかしながら、救済措置として窓口に世帯主が来れば発行してやるんだというようなことであるならば、これはその小学校2人、中学校3名の家庭5世帯に対してどんなふうな指導をしているんですか。教えてください。で、この内容について知ってるんですか。この5世帯の世帯主というか。

- ○議長(諏訪原実君) 国保年金課長吉田衛君。
- ○国保年金課長(吉田衛君) 初めに町長のほうから答弁がございましたように、11月におきまして、私どもと収納課の職員で、その御家庭のほうを訪問いたしました。その結果、5世帯の中で会えなかった世帯もおりますけれども、その場合には文書をもって御来庁いただけるように、わかるような対応をとっております。

その結果、御来庁いただきまして納税に対する意識を確認したいということでございます。 あくまでも公平負担が原則でございますので、全く納税意識がないということでありますと、 やはり法律の改正をもってお子様には対応させていただくというふうなことになるかと思いま す。

ただ、やはり納税する意識があるということであれば、速やかに納税相談をしていただいて、 短期保険証の交付に向けた措置をとりたいと考えております。

- ○議長(諏訪原実君) 9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) 時間もありますので、最後に1回この件についてお尋ねしたいんですけれども、これはさっき言ってた5世帯について、会えなかった世帯と会った世帯もあるわけですよね。これ会った世帯についてはどういう措置したんですか。会った世帯っていうのは、申し出があったのという理解をしてはまずいんでしょうか。その辺のところ。それで、会った世

帯に対してはどんな対応をしたのか。最後です。

- ○議長(諏訪原実君) 国保年金課長吉田衛君。
- ○国保年金課長(吉田衛君) はい、お答えいたします。5世帯のうち世帯主等に会えました 家庭におきましては今月中に役場のほうに納税相談においでいただけるというような御回答を いただいております。

[「何世帯」と呼ぶ者あり]

○国保年金課長(吉田衛君) 2世帯ですね。5世帯のうち2世帯がそのような御回答をいただいております。残り3世帯につきましては、やはりお仕事とかそういう関係で会えませんでしたので、一応文書をお送りしまして、またその文書の回答がないようであれば、再度今月中に訪問して、また適切な対応をとりたいと考えております。

以上です。

- ○議長(諏訪原実君) 9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) それでは要望します。この2世帯についても納税相談をして速やかに短期保険証を出すこと。それから、この残りの3世帯についてもできるだけ出す方向でですね、窓口に来ていただいて納税相談を行っていただいて、それで申し出をしてもらうというような方向でね、来ていただけないちゅうことは、なかなか厳しいことがあるんでしょうけれども、行政側の責任として、できるだけ相談をするということも大事なことなんで、対応していただきたい。で、できる限りうちの町には無保険者がいないという方向にしていただきたいというように思います。

それでは……。残り時間はチェックしていいのかな。40分。40分あるの? ほんと。

[「まだ大丈夫です」と呼ぶ者あり]

○9番(千葉繁君) なんだ。

[「まだまだ大丈夫です」と呼ぶ者あり]

○9番(千葉繁君) ああ、トータルじゃなかったけな。失敗。まあいいや。

それでは、まだ40分あるそうなんで、最後のお題しっかりやらさせていただきたいと思います。

独居老人対策としてということで、対策の1つとしてということで、質問させていただきます。独居老人対策としての火災報知器の無料設置について質問をいたします。

当町では独居老人支援対策につきましては、たくさんの事業を行っております。例えばひとり暮らし老人愛の定期便事業、緊急通報システム整備事業、福祉電話貸与事業、給食サービス事業、生活援助型食事サービス事業、消火器貸与事業など社会福祉協議会と一体となって進められております。大変評価をするものであります。

がしかし、近年、独居老人宅からの痛ましい火災の報道が多くなってきているように感じるのは、私だけではないと思います。当町では、先ほども触れましたけれども、独居老人の火災 予防の対策の1つとして消火器貸与事業を行っておりますが、いま一つ有事の際の対応が懸念され、本当に大丈夫であろうかと心配をいたしております。

そこで、火災の際の対処をできるだけ早く行うための方策として、独居老人に経済的に負担をかけないような配慮をもって、消防署と連動した火災報知器の無料貸与ができないものかと考えます。ちなみに消防法の改正で、平成23年5月31日までにすべての住宅に火災報知器の設置が義務づけられました。この際、設置の年度計画をつくり、独居老人宅に火災報知器の無料貸与を行い、高齢者が安全に暮らせるよう考えてはいかがかと思いますが、この点についてお尋ねをいたします。

○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長(川田弘二君) 次に、独居老人対策としての火災警報器の設置についてについてであります。

まず、町の独居老人の現況について申し上げます。社会福祉課として把握している単身高齢者数としましては、本人の同意を得て、各地区の民生委員を通じて町へ提出されております――「ひとり暮らし高齢者福祉票」と言いますが――単身高齢者の人数は11月30日現在で464名であります。この福祉票の人数は、高齢者本人の同意が得られたものでありますので、住民基本台帳に記載されている人数とは必ずしも一致するものではありません。

さて、千葉議員の御指摘の消火器貸与事業について、火災警報器の無料貸与に替えてはということであります。消火器貸与事業は、町の社会福祉協議会によりまして、単身高齢者宅の火災予防を図り、安心して暮らしていただくことを目的として単身高齢者のうちの希望者に対して無料で実施されているものであり、10月31日現在で213件の利用実績があります。

消火器の使用方法につきましても、社会福祉協議会が実施する単身高齢者を対象とした事業の際に、消防本部の職員による消火器の取り扱い方法等、有事の際の対応への取り組みも行っているところでありますが、対象者全員が受けているわけではありませんので、今後検討する必要があると思います。

なお、町では単身高齢者の方々に対し、緊急通報システムを導入し、もしものことがあった場合の安心を確保し、地域社会との連携を通して単身高齢者の支援をしております。この緊急通報システムは、病弱等の理由で火災や緊急時に機敏に行動することが困難なおおむね65歳以上の単身高齢者宅に設置しており、病気、けがをされたとき、また火災を初めとする災害が発生したときに、電話本体や無線型ペンダントを押すことによって消防本部の通信指令室に自動的に通報が入り、発信者の住所、氏名、関係連絡先が表示され、迅速かつ適切な対応が図れる

システムであります。

また、火災警報器、これは熱感知式で台所に設置いたしますが、この火災報知器が設置されている対象者は、センサーが感知した場合、消防本部通信指令室に自動的に通報がされることになっております。

なお、緊急通報システムの通報先として2カ所が設定されており、緊急ボタンは消防本部、相談ボタンは各地区の民生委員宅へ、それぞれ通報されることになっており、利用者は健康状態等の状況に応じてそれぞれのボタンを選択して通報することができるようになっています。 11月30日現在の設置者数は182名となっております。

ちなみに、平成18年度、平成19年度では、この緊急通報システムの設置者宅から火災警報器の作動による消防本部への通報は、幸い1件もありませんでした。

緊急通報システムの設置費用につきましては、新しくシステム設置をする場合は、1件について10万800円、2年に1回実施している利用者宅のシステムの保守点検が1件につき8,200円の費用がかかり、申請者の前年所得額に応じて、無料から全額負担までの7段階の費用負担をしていただいております。

このほかに、日常生活用具給付等事業としまして、所得制限はありますが、単身高齢者を対象とした日常生活用具――火災警報器、老人用電話、電磁調理器、自動消火器の給付事業があります。

このように、議員御指摘に似た事業は行っておりますが、町内すべての一人暮らし高齢者に対する緊急通報システム、これは消防署と連動したものでありますが、この設置につきましては、個人の健康状態等のさまざまな状況があることや町の財政的な負担の問題からも、真に必要な単身高齢者の方にのみ対応させていただきたいと考えております。

しかしながら、消防法の改正により、すべての既存の住宅には平成23年5月31日までに火災報知器——これは煙感知式でありますが——の設置が義務づけられていることから、緊急通報システムや日常生活用具給付等の事業を活用して、単身高齢者の方々に対する火災警報器の設置に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の御理解のほどお願いいたします。

- ○議長(諏訪原実君) 9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) ちょっと聞き漏らしてしまったところもありますので、重複するかもしれませんけれども、独居老人463と言いましたか。その独居老人の数ですね。これをちょっと確認させてください。
- ○議長(諏訪原実君) 町長川田弘二君。
- ○町長(川田弘二君) 先ほど言いましたのは、11月30日現在で464名。ただ、さっき言ったような同意をしたという条件付の数であります。

- ○議長(諏訪原実君) 9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) 464名の方,恐らく同意をした方ということになりますともっといるのではないかと思いますけれども、先ほど答弁の中で、緊急通報システムをつけるために真に必要な方というような話がありましたけれども、真に必要な方とはどんな人で、それからだれが決めているのでしょうか。
- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) お答えをいたします。緊急通報システムの設置につきましては、 民生委員さんを通じて町のほうに申請をしていただくというようなことでございまして、単に 独居老人ということではなくて、体の具合が悪いと、機敏に動けないというような状況の老人 の方というようなことで対応しているということでございます。
- ○議長(諏訪原実君) 9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) 民生委員さんが、そのお宅を訪問して状況がわかるでしょうから、それに民生委員さんが出してくれてるというふうなことで、この緊急通報システムの火災センサーのほうなんですけれども、先ほど答弁の中にもありましたように、昔のタイプで熱感知器の方式だというようなことで、23年の5月の31日までには煙のほうの感知器にかえていかなくちゃならない。

それから、あと1点は、ほとんどが台所についているというふうに思いますけれども、寝室につけなくてはならないというような法律改正になっています。182、警報器がついた緊通が出ているということですけれども、今後の取り組みはどうしますか。

- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) はい、お答えいたします。先ほど答弁の中でも申しましたが、23年の5月31日までに既存の住宅には火災警報器をつけなければならないという義務がつけられているということでございます。その中で現在日常生活用具の給付事業ということで、ここで、所得制限はございますが、火災警報器の設置についても補助制度ということで、設置する事業がございます。この点を今後見直して、高齢者の世帯に積極的につけていただくというような方向で検討させていただきたいということでございます。
- ○議長(諏訪原実君) 9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) 私の今回の質問の趣旨はですね、この独居老人宅全部に消防本部と連動した火災報知器をつけるべきだという質問なんですけれども、金額が10万800円と。それから保守料みたいな、点検料みたいなのが8,200円かかっていくと。高額な費用でありますし、先ほど7段階の負担金に分けられて、階層が区分がされていました。

それで、今までつけてしまったところがあるわけだから、これからのほかのやつにつけるの

には不公平ではないかというような、無料でつけるのはですね、というような御意見がありましたけれども、どっちにしろ今までのタイプの火災報知器は使えないわけですよね。そうすると、もう一度それをつけ直すわけですよね。そのつけ直すときの、この費用というのはだれが出すんですか。

- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) お答えいたします。現在182世帯で、熱感知器というような火災警報器ですが、これを煙感知器にかえるのには1カ所1万ぐらいの経費がかかるというようなことでございます。この点につきまして、所得に応じて自己負担をいただくかどうかということについては、今後検討させていただきたいと思います。
- ○議長(諏訪原実君) 9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) 所得に応じて取りかえていくということですよね。23年の法令に準じた ものに取りかえていくというようなことで、また新たにこれ始めるわけですよね。ベースとし ては始まるベースでいいですよね。これ487件につけるという気になりませんか。せっかくだ からつけちゃいましょうとなりませんか。今までの不公平感はないですよね。

今までつけてたのはみんな買い取ってもらうと。今度つけかえからそれは町のほうで負担しますよと。ほかのつけてないとこも、どうぞ警報器はつけますよと。本当は連動したものをつけてもらいたいんですけれども、金額が大分かさむようですから、警報器だけでもいいかなと。 一歩下がってよ。どうですか。

- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) 先ほどもお答えしたかと思いますが、緊急通報システムがついてない以外の世帯ですね、そちらには日常生活の用具の給付事業ということで、火災警報器の設置についても補助制度があるので、それで対応していきたいということで考えておりますので、よろしくお願いします。
- ○議長(諏訪原実君) 9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) それでは、その補助制度なんですけれども、幾らぐらいの警報器で幾らぐらいの補助を出すつもりですか。
- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- 〇民生部長(横田健一君) はい、お答えいたします。火災警報器につきましては、今現在の 日常生活の用具の給付事業では1万5,500円、これが警報器の補助基準額ということでござい ます。こちらは低所得者で寝たきりの老人とか、一人暮らしの老人を対象にしておりますが、 所得制限がやはりございますので、所得税が非課税の世帯は自己負担はなしと。所得税が1万 円以上払っている場合は、利用者の負担額が出てくるというようなことでございます。

- ○議長(諏訪原実君) 9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) できることならですね、どんな方策を使ってもいいですから、無料でね、貸与できるような形に、私してもらいたいと思うんですよ。できればこの緊急通報システムの中で消防本部と連動したものを増やすということも大事なことだと思うんですけれども、結構高額であるということで、まあ182。だけどこれは皆さんにお話すれば、もしかしたら、182人の方は、民生委員の方が必要だと言われたところを設置しているわけですよね。

こういうシステムがありますよ――きっと、恐らくお隣さんシステムがこれだと思うんですけれども――、これはこういうふうな利点がありますよというようなことで、周知をすればですね、もっとこれは増えるんじゃないかと思うんですよね。それは有料になってくると思うんですけれども、この辺の緊急通報システムについては、民生委員さんに任せるだけではなくて、もう少し周知をしなくちゃいけないんじゃないかと思いますけど、その点についてお尋ねします。

それからですね,あと1点ね,この緊急通報システム,このお隣さんシステムというのは全部あれですか、消防本部のほうに連動してるんですか。

この2つお願いします。

- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) はい、お答えをいたします。先ほど議員、提案のように緊急通報システム並びに警報器の設置につきましては、今後周知のほうを徹底してまいりたいというふうに考えております。それで、緊急通報システムは全部消防署のほうには連動しております。 以上です。
- ○議長(諏訪原実君) 9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) それであるならば、この緊急通報システムの設置をどんどん周知を図ってもらうと。それからですね、これはかなりお金がかかりますので、低額所得者っていうかね、階層区分で言いますとA、Bになりますか、これについては無料で貸し出しするというような方向をしなければいけないんじゃないのかなっていうふうに思うんですけれども、その点どうでしょうか。
- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) はい、お答えをいたします。今の段階では日常生活の給付事業に つきましては各自購入していただくと。購入する負担については所得に応じて自己負担が出て くるという基準でございますが、先ほどから申し上げてますとおり設置義務が出てきたという ことでございますので、この点については、火災警報器の設置について通常のほかの日常生活 用具と一緒ということではなく、貸与というようなことも含めて今後検討していきたいという

ことで考えております。

- ○議長(諏訪原実君) 9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) それではですね、まずはこの緊急通報システムについては、民生委員さんのお話だけではなくてですね、もう少し広めていただきたいというふうに思います。部長、職員からもね、どんどん周知をしていくような方法で、できるだけ火災報知機をつけた緊急通報システムを各家庭につけていただきたいというふうに思います。それについてはできる限りの補助を出していくということで考えていただきたい。

それから無料貸与の金額がそんなにしないよ。先ほど1万5,500円とかって基準額言っていましたけれども、どんな警報器をつけるのかって思いますよ。私が調べた中では四,五千円で足りる。それから消防本部のほうでも、こういうカタログが置いてありますよ。こういうのはどうですかというような周知を図っているんですけれども、そんな高額でない価格だと思います。

それから、あと1点はですね、ちょっと私も聞いた話ですけれども、大子町のほうでは消防団員が――そん中に業者がいるんでしょう、きっと――設置をしながら、設置料を含めて3,000円でできているというようなお話もあります。いろいろな市町村で、これからそういう部分についてのね、情報をいろんなところからとってですね、できるだけ独居老人に対してはですね、無償で、無料でやろうという方向づけができつつありますので、当町でも、なかなか大変厳しい財源ではありますけれども、全体的に調べてみるとそんなに高額ではないような金額だと思うんです。

ですから、先ほどの日常生活の支援体制、用具の補助金、そういうもの、あらゆる補助金を利用してですね、できるだけ全独居老人に貸与できるような形をお願いをして終わりにします。 ○議長(諏訪原実君) これで 9番千葉繁君の質問を終わります。

次に、8番藤井孝幸君の一般質問を行います。

8番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願います。

[8番藤井孝幸君登壇]

○8番(藤井孝幸君) おはようございます。では、通告に従い質問をいたします。

私のこのたびの質問は、放課後児童対策、つまり放課後子どもプランの実施のあり方についてであります。

現在子供を育てながら働く家庭が大変多くなっています。また、子供同士の人間関係も難しくなってきております。少子化や核家族の進行、それから就労形態の多様化、家庭や地域の教育力の低下など、子供を取り巻く環境の変化は、我々の子供のころと違い激変をしております。このような現状の中、放課後子どもプランは、国、県が推奨する総合的放課後児童対策であり、

大きくは2つの目的を持っております。

1つは子供を育てる親、保護者の就労支援、つまり保護者が働きやすい環境をつくるということで、これは少子高齢化対策の一環とも言えます。2つ目は、放課後の子供の健全育成であります。親、保護者の不在の間、つまり保護者が仕事を終えて家に帰る間、安全安心な場所で勉強をし、学び、運動をするなど、子供の健全育成を目的としております。この2つの目的を達成するために、教育委員会、各小学校、福祉部局、そして地域が一体となり、また連携をしてやりましょうというのが、国の推進するプランであります。

現在の我が町が実施している放課後児童対策の現状はといいますと、2つありまして、1つは教育委員会が実施している週休二日制の導入で子供の居場所づくり。主に土・日の実施が主であります。一部金曜日も実施しているところもあるそうですが。もう1つは民生部が実施している放課後児童クラブであります。この2つの事業は、担当者がそれぞれ苦労しながら努力はしていますが、まだまだ十分とは言えませんし、これからは保護者のニーズはより一層高まるであろうと私は予想をしております。

このような現状にあって、放課後子どもプランに関する質問は過去2回、19年の6月と12月に一般質問で実施されております。それから1年有余経過をしております。再度私が質問に立ったのは、現在の放課後児童対策が必ずしも町民のニーズにこたえていないし、近い将来のニーズにも対応できるような体制になっていないと思うからであります。

過去の執行部の答弁の中にも、「現実として難しい問題でありますが、検討することも必要だ」というふうに答えています。しかし、あえて今回質問するのは、1年有余経過した今も、 その進展充実が図られていないことを確認したからであります。放課後児童対策が阿見町の今のやり方でいいのかということを考えるきっかけとしたいというふうに私は思います。

言うまでもなく私たち議員は、町民から付託を受け、町民サイドに立って、町民の要望する 事項を代弁し、実現する役目があります。たとえ執行部がこれでいいんだ、これしかないとい うような事業や内容であっても、町民の求めていることと乖離するような場合は、町民の立場 に立って執行部をただすという使命が我々にはあるはずです。この使命を果たすことが議員の 議員たるゆえんであると私は確信するものであります。

昨今,町民の行政に対する要望は時代とともに変化いたしますし,要求も多種多様になっています。その町民の要望に少しでもこたえるよう努力するのが行政サービスであり,まさしく執行部の努めであると私は思うのであります。

そこで質問をいたします。通告書に示しております放課後子どもプラン推進の根拠文書,これはプランの柱となっている文書ですが、1つは県の文書で茨城県放課後子どもプラン推進事業実施要綱、これは19年の4月です、出てるのは。これは県の教育長から市町村の教育長あて

の文書で、主管は、県は教育委員会の生涯学習課でございます。

2つ目の根拠文書は、国からの文書は、文部科学省生涯学習政策局長と厚生労働省雇用均等・児童家庭局長との連名で出ている文書でございまして、放課後子どもプランの推進についてということで19年3月14日付。この文書は、県知事と都道府県の教育長あてに出ている文書ですが、これは県の教育長からも阿見町に同様な文書が届いているはずです。このほかにも、国から県から関連文書が各種出ています。このことを踏まえた上で、まず初めの質問でございます。

国,県の文書では19年度から実施するようにと記されておりますが,この文書に記されている放課後子どもプランは,阿見町では作成されているのか。作成されているのであれば,この内容の要旨をお尋ねいたします。

このプランは、県の教育委員会生涯学習課が、各市町村の担当者、つまり教育委員会担当者と福祉部局の担当者を集めて、研修会を19年の5月に開催をしております。阿見町も教育委員会からも、そして民生部からも参加をしておると聞いております。本研修は国の要綱に沿った県の実施要綱に基づき、放課後子どもプランを作成・実行するための研修であります。そのほか教育長や市町村長にも説明があったと伺っております。

過去2度の一般質問の答弁で、執行部の考え方も十分承知の上で、私は3度目の質問をいたします。あえてここでプランの有無を質問するのは、19年の6月の答弁の中で、「このプランはあります。ごらんになりたい方は御利用いただきたい」とお答えになっております。この「あります」というプランは、阿見町の教育委員会のホームページを見ても、関係者に聞いても、その存在が確認できなかったので、お尋ねするわけであります。この公式の場での、そのプランの有無を明確にしていただきたいと思います。

次の質問です。国、県が推進を求めている本プランは、私は町として作成するのは当然だと 思いますが、プラン作成に当たって、その実行の主管部署となるべきところはどこか。つまり どこの部署が主務担当となることがもっともこのプランを達成するために実効性があるかをお 尋ねいたします。

ここで説明の順序が逆になりましたが、国・県が進めている放課後子どもプラン創設の経緯 とその内容を簡単に説明をいたしまして、教育委員会と同じ土俵で、共通認識のもとで質疑を したいと思います。

そもそも放課後児童対策事業は、週休二日制の導入に伴い子供の居場所づくりが発端でありまして、名称は地域子ども教室推進事業といいまして、これは平成16年から18年の間の緊急3カ年計画と位置づけられております。これは文部科学省の主管の事業であります。

この地域子供教室の支援の仕組みや内容を変更して、放課後子ども教室、つまり阿見町が実

施している子供の居場所づくり事業であります。そしてもう一方、平成9年度から厚生労働省が――その当時は厚生省でしたけども、厚生労働省が実施していた放課後子供健全育成事業、つまり放課後児童クラブ、この事業は阿見町では民生部児童福祉課が実施している事業で、担当課は大変な苦労をしながら、でも着実に成果を上げています。

この2つの事業を一体的に、あるいは連携してはどうかということを当時の少子化担当大臣 から提案を受け、文部科学大臣と厚生労働大臣も、現行のままでは実効性に乏しいということ で、両大臣が手を結び、平成19年4月からこの2つの事業を総称して放課後子どもプランとい うものを創設したわけであります。

このような経緯を見ても、国は、場当たり的に非常にわかりづらい施策ではありますが、放 課後子どもプランが創設されたことは事実であり、国・県もこのプランをぜひとも推進するこ とを各都道府県に求めているわけであります。このプランの実施の考え方や実施要綱には、次 のように目的が記されています。

重複しますが、地域社会の中で放課後などに子供たちの安全で健やかな居場所を推進するため、市町村において教育委員会が主導して福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区において、文部科学省の放課後子ども教室推進事業、厚生労働省が実施する放課後児童健全育成事業いわゆる放課後児童クラブを、一体的あるいは連携をして実施する総合的な放課後対策を推進するということに、実施要綱、考え方を書いております。

このように教育委員会が主体となって実施するように明記されているのですが、国は逃げ道をつくり、主体は実情に合わせ福祉部局でもいいですよというふうには言っております。がしかし、本当にプランの実効性を求めるなれば、教育委員会が主体であるのは当然だというふうに私は思うわけであります。その理由は、小学校ごとに実施しなさい、そして空き教室―――余裕教室ですが、運動場、保健室、体育館、図書室、公民館等を柔軟に活用してというふうに実施要領にも書いてあるように、施設を持っているのは教育委員会であります。

管理する側の関係者が主体にならないと、福祉部局が主体では幾ら一生懸命努力しても限度があり、何をするにも教育委員会に、もしくは各学校にお願いに行かなければならないわけであります。これでは実効性に乏しく時間もかかります。物を管理する部局が傍観者では地域との一体化もならず、放課後の健全な児童育成にもつながらないわけであります。この点を国も県も理解をし、承知をしているからこそ、文部科学省も県の教育委員会も、市町村の教育委員会が主体でやりなさいというふうに言っているわけであります。

そこで3つ目の質問です。阿見町の教育委員会は、国の示す放課後子どもプランの実施の考え方や実施要綱に基づく児童の放課後対策事業は実施できないのか。できないのであれば、その理由をお尋ねいたします。

4つ目の質問です。3つ目の質問とは類似しますが、重ねてお尋ねいたします。県・国の実施要綱や考え方に示されているように、教育委員会が主体的に取り組むべきであると私は思うのですが、主体的になれないのであれば、その理由をお尋ねいたします。

以上、4つの質問をいたしましたが、前向きな御答弁を期待をいたします。

○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長大﨑治美君,登壇願います。

[教育長大﨑治美君登壇]

○教育長(大﨑治美君) ただいまの放課後子どもプランの実施状況についてお答え申し上げます。

放課後子どもプランについては、平成19年の第2回定例会での荻島元議員と第4回の定例会での紙井議員との質問で、町長から放課後子どもプランの当町の基本的な考え方を説明したところであります。繰り返しになると思いますが、改めまして私のほうからも御説明申し上げると、そういうふうに思います。

放課後子どもプランは、平成19年度より文部科学省の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後児童健全育成事業を一体化、あるいは連携して実施する総合的な児童の放課後対策であります。

議員も御承知とは思いますが、またこの2冊の議会議事録、これを十分に読まれていると思いますが、児童の放課後対策につきましては2本立てになっており、1つは先ほど申し上げましたように、従来からの児童福祉課で実施している放課後健全育成事業、すなわち現在児童館などで実施されている放課後児童クラブであり、もう1つは教育委員会で実施しております放課後子ども教室推進事業すなわち放課後子ども教室です。これは平成14年度から始まった学校週5日制対策により、土曜・日曜に実施されてきた子供の居場所づくり事業を引き継ぐ形で昨年度より導入されたものです。

以上のことを御理解いただきまして御質問に答えたいと、かように思います。

まず、1点目の放課後子どもプランについては当町では作成しておりません。

次の、2点目の放課後子どもプランの作成及びプランの実行の主体となるべき部署はどこかについてであります。平成19年3月14日付、文部科学省生涯学習政策局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の連名にて、各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長あての通達によりますと、「市町村においては、基本的には教育委員会が主管部局となり、福祉部局と連携しつつ、放課後子どもプランを推進することとする」となっております。

現在明確とはなっておりませんが、そのようなことから、今後放課後子どもプランを進めるに当たっては教育委員会が主体となろうかと思われます。ただし、「市町村の実情に応じては、

福祉部局が主管部局となっても差し支えない」と、そういうふうになっております。

次に、3点目の実施要領等に基づく実施は困難かであります。

このことについては、参考までに平成19年12月に文部科学省と厚生労働省が合同で調査した ところ、放課後子どもプランを実施してない理由としましては、まず第一に指導員等の人材確保、実施場所等の確保の困難、補助金の継続性などが要因となっております。

当町においては、教育委員会と児童福祉課とが協議してきたところ、学校における場所の問題――余裕教室ですね、また教室や校内の管理、送迎時等の安全確保、さらには料金の問題などから、子どもプランを実施するには困難であると考えられております。

4点目の教育委員会が主体的に取り組むべきではないかということですが、このことにつきましては、2点目の質問でもお答えしましたが、放課後子どもプランの実施につきましては、平成19年第4回定例会で町長が答弁しましたように、阿見町としては、現在実施している放課後児童クラブ、これの充実と強化を図りながら、休日における対策と地域での健全育成という観点から、放課後子ども教室も並行して進めておると、こう申してます。

このようなことから、従来の事業をさらに充実させながら、今後放課後子どもプランとして 事業推進していく場合には、民生部との間で協議をしながら進めていきたいと、そのように考 えております。

以上、お答えしましたが、教育委員会では今後とも放課後等の子供の安全で健やかな居場所づくりを進めてまいりたいと、このように考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(諏訪原実君) 8番藤井孝幸君。
- ○8番(藤井孝幸君) 確認をさせてください。今後教育委員会……。私は町長に質問しているわけじゃないですからね。教育委員会に質問してるんですから。後でまた問題が起これば町長に質問いたしますけれども、今の答弁では、教育委員会が今後主体となってやるということを、今答弁にあったと私はメモしたんですが、それで間違いないですか。
- ○議長(諏訪原実君) 教育次長川村忠男君。
- ○教育次長(川村忠男君) お答えします。質問の中の2点目と、それから4点目、その中で主体的な話が出てきたと思います。2点目につきましては、もうここで教育委員会はやはりその実施要綱に基づいて主体となると。例外的に市町村の実情によっては福祉部局でもいいよというようなことになっておりますが、基本的には阿見町の場合は教育委員会が主体となるということであります。

4点目につきましてもまた同じような形で、今後進めるに当たっては教育委員会が中心となると、主体というか中心となるというような形で福祉部局と調整をしながら、このプランにつ

いて作成していくのかどうか。策定するのであれば実施するのかどうか。そのあたりは今後も検討していくということです。

○議長(諏訪原実君) 8番藤井孝幸君。

○8番(藤井孝幸君) 非常に前向きな答弁で大変ありがとうございます。私はこのような答 弁が出るとは余り予想していなかったんです。だけども、非常に前向きな答弁で、教育委員会 が主体となるということは国の要綱どおりにやるということでございますので、本当によろし くお願いします。

で、既に御承知のように、これから、この今の放課後児童対策という対象者はですね、大変 ニーズが高くなると思います。だから、先ほど私も言いましたように、教育委員会、物を持っ ているところが主体にならないとできないというのは、これはもうね、教育委員会も十分認識 していただいていると思いますので。

あと、本来ならば19年の4月からやるということでございますけれどもね、文部科学省は、 それはもうそれぞれ地域の事情もあるでしょうから、いつごろからそのプランをつくって……。 だって国は金を出す、施設整備費、それから運営委員会それからコーディネーターの金を出す と、お金持って用意しているんですよ。請求すれば、教育委員会が窓口になって。それを使わ ない手はないんですよ。だから、それを一刻も早く、本プランの目的を達成するためには、一 刻も早く実現していただきたいんですが、いつごろこのプランを作成するようにお考えでしょ うか。

○議長(諏訪原実君) 教育次長川村忠男君。

○教育次長(川村忠男君) その前にですね、平成19年に制度化されて、その後市町村のほうに通達が来て、そういった推進をしなさいということで来たわけですけども、その後ですね、その通達に基づいて、当町としましては、関係部局である生涯学習と、それから児童福祉のほうで、もう既にですね、18年の7月あたりから七、八回ぐらいに分けて、阿見町としてこのプランについてどうするのかというような形で、事務レベルとして一応協議してきた結果がございます。

その結果の中でですね、いろいろ検討した中では、なかなか、このプランを推進するに当たってはなかなか厳しいものがあるよ。児童館の放課後児童クラブについては現在の事業と酷似している。またこういった事業プランを展開するに当たってはメリットはいかがなものかということ。それらを含めまして、町の考え方としましては、きちっとした結論はここで出ておりません。

そういった中で、19年の12月の定例会の中で、町長のほうからですね、このプランの考え方、町の基本的な考え方については答弁があったということであります。で、その間約1年ござい

ましたけれども、はっきり言いましてその間このプランについての検討はしてございません。 そういうことでございますので、これからですね、またスタートに返りましてこのプランに ついては今後検討していきたいということで、いつごろこのプランをどうのこうのっていうこ とは、この場ではちょっとお答えできませんので、御理解のほどをお願いしたいと思います。 ○議長(諏訪原実君) 8番藤井孝幸君。

○8番(藤井孝幸君) 私は速やかにやっていただきたいということなんですけども。実はで すね、19年の2月の22日にちゃんとね、前の生涯学習課の担当者が、今は生涯学習にいません けどもね、担当者が国の要綱とか県の実施要綱をまとめて教育委員会でやりますよという文書 をつくってるんですよ。先ほど今次長が答えましたように、それは担当者レベルでね。だから、 それがあるんですよ。それは多分生涯学習課長も承知していると思いますよ。その文書がある んで、そのとおりやればすぐできるんですよ。と私は思う。私なら。だから、いつでも私もお 手伝いしますよ。運営委員会を立ち上げてね、コーディネーターを配置してやるというような、 各小学校ごとにコーディネーターを配置するって、ちゃんとその構想ができているんですから。 だからもう速やかにやっていただくことを要望して、私の質問を終わります。

○議長(諏訪原実君) これで8番藤井孝幸君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時からといたします。よろし くお願いします。

午前11時56分休憩

午後 1時00分再開

○議長(諏訪原実君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま16番櫛田豊君が退席しました。したがいまして、ただいまの出席議員は16名です。 次に、12番天田富司男君の一般質問を行います。

12番天田富司男君の質問を許します。登壇を願います。

〔12番天田富司男君登壇〕

○12番(天田富司男君) 私は,通告をいたしました生活道路である新設町道整備について を質問させていただきます。

まず住民の皆さんだれでもが目の前の道路、ほとんど町道であります。生活者にとって非常 に大事な道路であります。ここ何年か非常に新設の町道整備、減額減額という形で、本数も少 なくなっておりますし、そういう面ではもう少し考え方を変えて、やはり町道整備をしなけれ ばならないのではないか。発想をもう少し転換して、つくらなければならないのではないか、 そういう思いをしております。

町道整備も特に市街化区域においては、昭和56年に都市計画税が施行されて、それから都市 基盤の整備を、やはりこの計画税をとっている以上は町民に与えなければならない、そういう 税金だと私は思っております。

そういう中で、今道路構造令等の問題が出てきております。政府においては38年ぶりに国交 省が全自治体にこの構造令に対してのアンケートを渡し、それぞれの町がこの問題に対してど のような考えを持っているかという、そういう問題提起をしております。

簡単にここで5点ほど質問をさせていただきます。

道路構造令であります政令で定めております道路構造令の特例規定の内容について、この問題については、やはり皆さんがわかるような説明をお願いします。

2点目でありますが、当町において特例規定にて道路整備を行ったことがあるのかないのか。 3点目は特例規定を採用した自治体の新設道路整備について、その内容等をお知らせいただ きたい。

4点目ですが、先ほども言ったとおり道路構造令を38年ぶりに大幅改正するに当たって、国 土交通省が全自治体にアンケートを実施したわけであります。当町によるアンケートの調査票、 この答えはどのようになっておられるか。

以上4点を踏まえて5点目ですが、今後当町における新設町道整備の取り組み、これは非常に大事な観点でありますので、どういう取り組みをしていくのか、このことを積極的なやはり町としての町道整備につながるような答弁をお願いを申し上げて、私の質問といたします。 ○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 天田議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の政令であるところの道路構造令の特例規定の内容についてであります。道路 構造令とは、道路を新設し、または改築する場合における道路の一般的基準であり、幅員、線 形、視距、勾配等の道路構造の重要な要素について、安全性、円滑性等を確保するために最小 限保持すべき基準として定められております。

御質問の特例規定でありますが、現地の状況等によりやむを得ない場合の緩和措置として、例えば歩道について言いますと、両側でなく片側のみとするとか、あるいは場合によっては歩道を設けないこともできるとか、こういうこともあります。また、カーブの回転半径については、地域の実情に合わせて小さくし、経済的な道路設計が可能となるようにするものであります。さらには、小区間においての道路幅員とか勾配等については、現場の状況に合わせての改築が可能である等の定めがあります。

次に、当町での特例規定に基づき道路をつくったことがあるのかとの質問についてであります。当町における道路整備の現状について申し上げますと、街路事業や幹線道等、一定計画に基づいて行う新設道路については緩和規定によることはなく、本来の規定により整備を行ってきました。その一方で、生活道路については、現道拡幅に伴う用地の確保の問題や予算等の事情もありまして、維持管理的な工事との位置づけで施工を行っておりますことから、必ずしも道路構造令によらず、現場の状況に合わせて施工しているのが実情であります。

次に、特例規定を採用して道路をつくった自治体の建設事例でありますが、2つの自治体から事業実施例の回答をいただいております。1つ目は、縦断勾配の緩和規定を取り入れた事例であります。高低差が約40メートルある道路を歩道つきの幅員10メートルで延長600メートル実施する工事であり――600メートルで40メートルは本当かなりの勾配ですね――、予算は3億5,000万円とのことでした。本来とるべき勾配は7%のところを約8%で実施することにより、道路延長が約70メートル短縮できたものと思われます。これにより推定ではありますが、予算が約4,000万円節減できたものと考えられます。

もう1つの事例としては、歩道幅員の緩和規定の取り入れた事例であります。これは橋梁の取りつけ道路の歩道工事で、本来2メートルの幅員をとるべきところを1.5メートルに緩和した工事で、延長が320メートル、工事費は歩道部分で2,720万円の工事であります。今言ったような形で0.5メートルの緩和措置をとり、歩道幅員が4分の3で済んだことから、歩道分の工事費が約900万円節減できたと考えられます。

事例として2つだけしかありませんが、こういう緩和措置をとることで事業費がかなり節減されている状況であります。

次に、国土交通省が実施しました、柔軟性のある道路構造令のあり方検討のためのアンケート調査についてであります。このアンケートの第1間は、構造令が支障となった具体的事例、及び規定・運用への見直しニーズについてであります。当町の回答としては、道路事業等、新設の幹線道路については現行の構造令の範囲内で行っており、近年支障等の事例はないと回答しております。

第2問は、道路構造令における柔軟な規定に対する認識についてであります。当町の回答と しては、柔軟規定の存在自体は知っておりましたが、柔軟規定の適用箇所がなかったために適 用していないとの回答をいたしました。

最後に、これからの町道整備についてでありますが、従来、行政区等から出てる要望、これは生活道路等が多いわけですが、これについては国の補助金というものを導入しないで、町単独の費用を使ってやっていたわけであります。しかし、平成21年度からはまちづくり交付金等の補助金を積極的に活用することにより、整備延長を大幅に延ばすことができるものと考えて

おります。

そして、これから特に現場の状況に合わせた整備を進め、そういう形で予算の節減に努めながら、一方では、先ほど言いました国の補助金を活用することによって、行政区からの町道整備要望箇所、大分いっぱいたまっておりますが、そういうものについて整備促進を図り、できるだけ地元の要望に沿えるような形にしていきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

そうは言いましても、かなりの数がたまってますんで、考え方としては従来の少なくとも倍増ぐらいにはしていきたい、そういうことで考えていきたいと思います。

- ○議長(諏訪原実君) 12番天田富司男君。
- ○12番(天田富司男君) どうも御答弁ありがとうございます。

それではですね,今随分たまってるということであります。現在どのぐらいの要望があるのか、まずこの点。

- ○議長(諏訪原実君) 都市整備部長桑田康司君。
- ○都市整備部長(桑田康司君) 御質問にお答えいたします。現在行政区から上がっております要望の箇所数でございますが、現在119カ所ほどいただいておるという状況でございます。
- ○議長(諏訪原実君) 12番天田富司男君。
- ○12番(天田富司男君) その119カ所の中にもですね、非常に簡易にできる道路整備というのがあると思うんですよ。私のところであれば5の5班が今要望出しております。ここは本当にうちだけ、せいぜい10軒ぐらいの中でいくわけですから、そこで生活道路を使用するという人は10軒ほかないわけですね。あとは宅配とかお友達が車で来るという、そういう状況の場所が相当119カ所の中にあると思うんですよ。そういうとこはやっぱり、その地域のね、区長さん初め、その地域の人たちと話し合って、このぐらいの構造でも十分もつというようなね、そういう道路をやっぱりつくっていくという。そうじゃないとなかなか今の状況の中でできないと思うんですよね。こういうことができるのかどうか。
- ○議長(諏訪原実君) 都市整備部長桑田康司君。
- ○都市整備部長(桑田康司君) はい、お答えします。皆様の生活道路ということでございますが、先ほど町長からの答弁にもありましたとおり、町で計画的につくっております道路につきましては当然ですね、道路構造令に基づいたきちんとした道路をつくる、これはまた必要なことだということで考えておりますが、ただいまお話のありました生活道路につきましては、やはり現場の状況等を踏まえて、経費の節減に努め、なるべく延長を延ばしたいと、そういった考えで町としては取り組んでいるところでございます。

例えばでございますが、道路構造令ではございませんけれども、舗装の路盤構成等の問題が

ございます。本来の舗装の路盤の構成の考え方でいきますと、現地の地盤を採集いたしまして、CBR試験という試験でございますが、地盤がどのぐらい丈夫かと、それを検討しまして、それで場合によっては路床を入れかえ、それから路盤というような構造になります。これが一般的なやり方なんですが、町の場合、生活道路ということもありまして、当然区間も短いと。それから生活に密着して、議員御指摘のとおり重交通の余り考えられない道路でもあろうということで、そういった試験に使う経費というのもまた節減したいということから、そういった試験をせずに、路床の入れかえを省略して、そして路盤からの舗装ということで経費の節減を図っております。

そういったことで,なるべく経費を節減するようにということで,取り組んでいるところで ございます。

- ○議長(諏訪原実君) 12番天田富司男君。
- ○12番(天田富司男君) 話はそのようになるんですけど、実際それが実行されるのかどうかというのは非常に疑問なんですよね。どうにしろ来年度予算を経済建設のほうでも予算要望してしてるわけですけど、昨日の細田さんの質問にもありましたとおり、今年度1億7,300万の減収という。じゃあ来年度はこれ以上の減収になるっていう中でね、来年度に向けてのこの新設道路、一般財源からの新設道路の予算っていうのは、どのぐらいのことを考えているのか、その点もお願いします。
- ○議長(諏訪原実君) 都市整備部長桑田康司君。
- ○都市整備部長(桑田康司君) 来年度の生活道路ということで、建設課のほうで考えております道路の整備の予定でございますけれども、まちづくり交付金、先ほど町長の答弁でもお答えいたしましたが、まちづくり交付金で延長としまして1,130メートル、7カ所でございますが、それを施工いたしますとともに、町の単独で120メートル、8カ所、1,250メートルということで、現在予定しておるところでございます。合わせますと8カ所で1,250メートルということになります。
- ○議長(諏訪原実君) 12番天田富司男君。
- ○12番(天田富司男君) そうですね。そうするとですね、まちづくり交付金自体はやっぱり場所が指定されるわけですよね。実際にどこでも使えるような補助金ではないということだよね。これは何年間でどのぐらいの金額が来て、町としてはどのぐらいの負担になるのか。来年度の予算の中で少し説明していただきたいと思います。
- ○議長(諏訪原実君) 都市整備部長桑田康司君。
- 〇都市整備部長(桑田康司君) まちづくり交付金といたしましては、21年度から――来年度からですが、25年度まで5カ年間で現在要望しております。5カ年間で、道路といたしまして

は5,670メートル,6億6,500万を要望しております。

で、議員御指摘のとおり、まちづくり交付金につきましては、阿見町内どこでも使えるというものではございません。まちづくりということですので、区間を、場所を指定してのことではございますが、主に市街化区域ですね、市街化区域を中心として、ゾーンを指定しまして、そこで使っていくということになります。ですからそれ以外のところについては、町の単独費を充て、そして整備していくと、そういったことになってまいります。

- ○議長(諏訪原実君) 12番天田富司男君。
- ○12番(天田富司男君) 非常に今の聞いたとおり単独費が余りにも少ないわけですよね, 120メートルということですから。金額的に幾らかかるってまだ聞いてないですけど。そうい う面では、じゃあこの7カ所というのはね、来年度7カ所予定してると。まちづくり交付金の 中でね。そうすると、この7カ所というのはやっぱり町民からの要望があった場所をつくり上 げていくのか。どうなんですか。
- ○議長(諏訪原実君) 都市整備部長桑田康司君。
- ○都市整備部長(桑田康司君) その7カ所は要望のある箇所でございます。要望のある箇所を以前から計画的に進めてきておるわけなんですが、その中からまちづくり交付金で使える、そういった箇所を選定いたしまして、その中でまた優先順位をつけて、そういった形で7カ所を選定いたしまして、まちづくり交付金を充てていくということで考えております。
- ○議長(諏訪原実君) 12番天田富司男君。
- ○12番(天田富司男君) それでは5カ年で6億6,700万というまちづくり交付金を予定していると。じゃあ、これが全予算であって、この中に町負担というのがあるのか、これのほかに町が幾ら金を出すのかっていう、その配分率はどうなってます。
- ○議長(諏訪原実君) 都市整備部長桑田康司君。
- 〇都市整備部長(桑田康司君) まちづくり交付金につきましては4割補助ということでございます。事業費の40%につきましては補助がいただけると。残りの60%については裏負担が生じます。これは起債とか一般会計からの充当とかそういったことで裏負担をいたします。
- ○議長(諏訪原実君) 12番天田富司男君。
- ○12番(天田富司男君) そうすると6億6,700万の中でね,40%はまちづくり交付金だと。 そうすると60%となると大体9億ぐらい,町が,起債をしたにしても負担するわけですよね。 いやいや40%が6億6,700万なら40%やれば……。どういう計算でしてんだかわかんない。 だから全額が6億6,700万なのか,ね,この中に……。その中の配分はどうなってるのかと今 言ったじゃないですか,おれ。

これがまちづくり交付金の金額であれば、40%ということになれば9億からの町負担になる

という話になるから、どういう配分になるんですかって、今。 もう一度お願いします。

- ○議長(諏訪原実君) 都市整備部長桑田康司君。
- ○都市整備部長(桑田康司君) はい。ちょっと誤解を招いたようで大変申しわけありませんでした。説明の仕方がちょっとわかりにくかったかと思います。 6 億6,500万というのは……。 [「500万か」と呼ぶ者あり]
- ○都市整備部長(桑田康司君) ええ。6億6,500万というのは、まちづくり交付金事業の事業費でございます。したがって、そのうちの40%、2億2,600万、これが国からの交付金となります。で、その裏の3億9,900万になるかと思いますが、これが町のほうで用意する補助裏の分となります。
- ○議長(諏訪原実君) 12番天田富司男君。
- ○12番(天田富司男君) わかりました。要するにこれの6割だからね、やっぱり……。もう一度何か。もう1回、じゃあ、きちんとした答弁してからじゃないと、また同じようなこと言っちゃしようがないんで。
- ○議長(諏訪原実君) 都市整備部長桑田康司君。
- 〇都市整備部長(桑田康司君) はい。じゃあ整理しまして御説明いたします。まちづくり交付金事業の5カ年間の総事業費はただいま申し上げましたとおり6億6,500万。それに対して補助金が2億6,600万でございます。その残りの補助裏につきまして3億9,900万でございますが,そのうち起債が2億9,900万,一般財源として1億と,そういった内容になってございます。。
- ○議長(諏訪原実君) 12番天田富司男君。
- ○12番(天田富司男君) 起債で積極的に町道整備をしてくれるってことは助かるんですけど、やっぱりこれは地域がもう限定されるっていうわけですから、その地域っていうのは、どの地域を指すのか。
- ○議長(諏訪原実君) 都市整備部長桑田康司君。
- ○都市整備部長(桑田康司君) 事業化します区域につきましては、おおむね3つございまして阿見中央地区、吉原東地区、これは区画整理の部分、あの付近でございますが、それと阿見西部地区、この3つの地区でございます。この箇所について、おおむね市街化区域になっておるところでございますが、そういったところが対象となっております。
- ○議長(諏訪原実君) 12番天田富司男君。
- \bigcirc 1 2番(天田富司男君) 阿見中央はわかりますけど、西部としては、行政区ではどういう 地区になるのか。

- ○議長(諏訪原実君) 建設課長浅野耕一君。
- ○建設課長(浅野耕一君) ただいまの御質問にお答えいたします。西部地区につきましては、 旧朝日地区がほとんどのエリアになります。その中でも市街化区域に合わせたその周辺という ような形で、ほぼ市街化区域を含んだ周辺の区域という形になります。

行政区で言いますと、住吉 2 区南北、上本郷、シンワ 1 区、大体そういう行政区でございます。

- ○議長(諏訪原実君) 12番天田富司男君。
- ○12番(天田富司男君) 3地区ということでわかりました。

そこでですね、119本のうちの要望されている、その3地区に要望された、この道路ってい うのは何本ぐらいあるのか。ほかは何本ぐらいになってますか。119本のうちの内訳。

はいはい、じゃあ。

- ○議長(諏訪原実君) 12番天田富司男君。
- ○12番(天田富司男君) ちょっと細かくなってわからないようですから。

やはりですね、そうなるとこの地区は結構5年間で進みますよ。毎年、今回も来年度予算に対しても7カ所まちづくり交付金でやると。で、そのほかに120メートルだということは、これは120メートルということは一般財源で1本もやらないということだろうと思うんだよね、大体。120メートルの道路つくるぐらいでは。

7カ所と1カ所と言ったよね。そんで、7カ所が1,130メートルで、まちづくりの以外のは120メートルで1,250メートルの延長をつくるんだと。そうなると、この地域以外のところではほとんどできないっていうことに結論はなってくると思うんですよ。どうですか。

- ○議長(諏訪原実君) 都市整備部長桑田康司君。
- ○都市整備部長(桑田康司君) 単独事業としては、御指摘のとおり120メートル1カ所でございますので、まち交の入った分ですね、一般の単独で進める部分につきましては御指摘のとおり箇所的にはかなり限られてくるという状況でございます。
- ○議長(諏訪原実君) 12番天田富司男君。
- ○12番(天田富司男君) 起債を使って5年間でやるという,これはもうすばらしいことだと思います。ただ一般財源から、どうにしろ起債でも何でも1億にしても何にしても、5カ年にすれば毎年2,000万ずつ。起債は起債としてやるわけですけど。それにしては一般道路っていうかほかの、これから漏れたね、道路の整備が非常に遅くなってしまうと私は思うんですよね。

実際にはね、財源が非常に厳しいってのはおれらもわかるんですけど、それであるならばやっぱりいかにその財源を使ってね、できる箇所っていうか、そういうものをもうちょっと広げ

て、安い工法でできるとこをやっぱりやっていってもらいたいなと思うんですよ。

例にとれば、青宿の、あれは自衛隊のわきの道路なんていうのは、うちの区民が見てても何でこんなに掘ってこんなに頑丈につくるんだろうって思いをみんなしてて、私に、天田さん何であんなに頑丈なものをつくるんだっていうことをやっぱり言ってきてるわけですよ。実際にあそこは官舎とあと何軒でもない。だから、そういう場所に対してどうやって工事費を安くして、住民にね。やっぱり生活道路ってのは本当に大事なんですから、毎日使うんだから。女性にしたらお勝手と同じだとおれは思ってんですよ。

だから、そういう面で、これではなかなかほかの地区の人がね、納得しないんじゃないですか。毎年1個ずつやってたんじゃ……。7カ所ずつ5年間やって、35カ所やりますよ、その地域は。だけどほかの地域の百十何箇所はどうなんだって話になっちゃうじゃないですか。やっぱり、これじゃ不公平感があり過ぎるんじゃないかなと思うんですけど、その点に対して。

○議長(諏訪原実君) 都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長(桑田康司君) はい。御指摘のとおりですね、市街化部分に、今回のまちづくり交付金を使うことによって進めるということでは、市街化部分が確かに先に進んで、それ以外のところは多少遅くなってしまうというような状況は起きてくる可能性もあるのかなと思います。

それで、議員御指摘のですね、路盤厚の関係でございます。これは、先ほどちょっとお話しましたが、本来の舗装の構造といたしましたら路床入れかえからやりますと、場所によっては70センチとか1メートルとかそういった深さになるんでございますが、町のほうで現在やっている町道の現道のほうですね、舗装につきましては路床の入れかえを省略しまして、路盤から全部含めまして40センチという厚みでやっております。一番上の舗装が5センチ、その下の上層路盤、これは粒調砕石というの使うんですが、これが15センチ、その下の砕石の入れかえ20センチと、あわせて40センチという厚さでやっております。

これについては、以前、昭和の初期の時代とか、昭和の古い時代ですね、その時代ですと、舗装厚についてもう少し薄かったりとか、そういった経緯があります。60年代ですと全厚で25センチでやっていった経緯もあります。また18年度以前ですと、全厚で35センチといった厚みでやってた状況もあります。

そういった中で、県のほうで出しております舗装の設計マニュアルというのがございまして、 それを採用しているわけでございますが、それの基準でいきまして、一番薄い構造でございま す、現在使っておりますのは。L交通という交通量を一番少なく見積もったですね、そういっ た構造を使ってやっております。ですから、そこからさらに薄くとなりますと、県の設計のマ ニュアルから外れてしまうということで、ちょっとそこまでは踏む込めないのかなということ でございます。

また、舗装厚を薄くしての経費節減という観点でございますけれども、ちょっと試算したものがございまして、現在のごく標準的な舗装と路盤をやった場合、それで側溝がつくわけなんですけれども、実は道路の、建設課のほうでやっております道路の施工の単価では、かなり水路の部分が占めております。現在のパターンでいきますと、250の側溝を両側に入れまして、先ほど申し上げました路盤をやりますと、メートル当たり5万程度になります、概算で。これをですね、例えば舗装を薄くしてどのぐらい安くなるかと。昭和60年代までの、そのころに使っていた舗装の形にいたしますと、4万6、000円ということで、4、000円程度しか安くならない。というのは側溝の占める工事費の割合が7割を超えているというような状況でございます。

そういった中で、舗装を薄くするということは将来の管理のことを考えますと、これ以上薄くするのもいかがなものかなということで、現在そういった舗装構成をとっておるわけでございます。一番安くするのに例えば側溝を片側にするとか、そういったことをすればいいのかもしれませんが、両側に張りついた人家等そういった地形状況を考えますと、なかなか排水溝につきましては軽減を図ることは難しいと。そういった状況でございますので、今の考え方につきまして、どうかひとつ御理解いただきたいと思います。

また、その中で我々としましてもコスト意識を持ちまして、なるべく安く上げるようにという、そういった工夫は引き続き続けていきたいと、そのように考えております。

○議長(諏訪原実君) 12番天田富司男君。

○12番(天田富司男君) 要するに阿見町では、構造令に則してどうのこうのというのがないと、町独自でやってるんだっていう、そういう話でありますから、じゃあ阿見独自であるならば、やっぱり道路を建設しても独自の考え方の中でね、やっぱりやれるんじゃないか。今ね、1立米大体2万3,000円とか2万4,000円ぐらいの道路の用材ですから、そしたら5センチでね、4メートルでっていうようになれば5メートル引けるっていう、単純計算ならそうなんですけど、そういう中でやっぱりもう少しコスト意識を持ってね、これでは本当に危ないんだと。通過道路でね、年中車が通ってると。青宿だってもう三十何年たってもね、全面改修なんてまだしてないですよ、あれ。みんなあれ寄附でやったんですから。

そういう中で、10軒、20軒の場所をね、そこにいる人たちが生活道路で使う道路をね、公式 どおりの一番低い強度でって言ってもね、それでも十分強度は強過ぎるんじゃないかなと私は 思うんですよね。そこをやっぱり変えていかないとまずいんじゃないですか。そういうものを やっぱり少しでも出してやっていかなければ、今の財政の中でね、お金がないないって言って る中で、やっぱり1本でも多く、その地域の人に安心して道路使っていただけるような状況は できないと思うんですよ。 もう少し踏み込んでいけばいいと思うんですけど、町長これはだめなんですか、これ。踏み込めない。要するに今最低限のね、都市部長は最低限の値段で、メートル5万かかると。そういう工法じゃなくても十分10軒、20軒のね、本当にそこの人たちだけが通るぐらいのね、道路の中でやっぱりそんな工事費かける必要もないだろうと。それは阿見として、阿見独自の阿見工法という形の中でやっぱりやっていくことも大事じゃないかっていうことなんですよ。

これはまちづくり交付金の中でね、物をやるのと違って、そこに本当に住んでいる人たちの生活道路ですから。まして市街化区域でね、56年度から都市計画税みんな払ってるわけだから、そういう面で、余りにもおくれるとね、やっぱりこれは困ってしまうなと。そのためにやっぱり、どうしても値段を下げて、工事費の減額していきながらじゃなけりゃ本数ができないんだから。

ほかの地域は毎年1本ではね、これちょっとおかしくなってしまうと思うんですよ。その点 どうですか。

○議長(諏訪原実君) 都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長(桑田康司君) 地域からの要望が多い中で、何とか多くの路線をということでございます。そういう思いは私どもも持っております。それで、先ほどですね、ちょっと1カ所というお話をしたんですが、ちょっとその内容についてでございますけれども、新設が1カ所でございまして、実は排水工事ということで、そのほかに3カ所やりますので、あわせますと4カ所ということでございますので、ちょっとそこのところを御理解いただきたいと思います。

それと、コスト意識につきましては、議員からの御指摘もありましたが、我々としても引き続きですね、安価な工法を何とか考えていきたいということで、考えております。ただ、舗装厚につきまして、これ以上薄くするのはどうなのかどうかということは、ちょっとこれからの検討も含めてですね、考えていきたいと思いますが、ただ、4センチにしても工事費の削減がそれほどではない、10%も下がらないということでは、ちょっとリスクもありますので、どうなのかなと思います。

○議長(諏訪原実君) 町長川田弘二君。

○町長(川田弘二君) 非常に要望が多くて、本当におくれぎみな道路整備についての話でありますけれども、これは基本的にまちづくり交付金を導入して大幅に増やすというのが1つ基本ですが、あと従来町単でやった枠も非常に圧縮されましたけれども、そういうものもありますので、基本的にはかなりの率で延ばしていくと。

現在の説明、基本的に21年からの3カ年計画に基づいた説明ですけれども、ただ不確定要素としてあるのは、現在の経済不況、この影響がどういう形で出るか。もう既に20年度にも具体

的にある程度,出てきている。特に21年度当たりはかなり出るんじゃないか。そういう中で今一応整理した3カ年計画等についても多少は,多少ではなくて場合によってはかなり見直さなきゃならない,こういう場合も出てくる。そういう不確定要素があるということは御理解をいただきたい。

それからもう1つ,生活道路だから実情に合わせた形でという議論でこちらも説明しましたけれども,ただやはり基本的に生活道路でも火事があれば当然消防車も入らなきゃならない。 そういう最低の条件だけはきちんと満たす,そういう状況でやるということが一つ前提になります。

従来から問題になっていたのは、最低4メートルの幅員は確保しなきゃならない。これは言ってみれば、それぞれの地域の再開発みたいなもんですから、その条件は、いろいろ意見があったけど厳しく守ってやってきて、そのおかげでかなり道路のグレードも上がってきたという、そういう要素もあるわけですから、そういう基本的な条件、現状に合わせてということについて柔軟性を持って対応しなきゃならないけれども、やはり1つの基本線というのは守らなきゃならない。その辺の条件はあります。その辺についてもやはり理解をいただきたいと思います。〇議長(諏訪原実君) 12番天田富司男君。

○12番(天田富司男君) 町長と部長がそういう話でありますが、今ね、財政的に厳しいってのは、これは先ほど私も言いましたし、これはわかっておるんですよね。やっぱり実情に合わせるってことがやっぱり大事だと思うんです。そんで、地域力を使ったりね、いろんな面で、じゃどうやって経費を削減して1本でも多くつくっていくかっていう、そういうアイデアを出し、知恵を出してやっぱりやっていかないと、いつまでたっても同じ方程式で1足す1は2っていうようなね、状況の中で、これでいいんだ、これでいいんだでは、やっぱり。住んでいる人の立場に立ってみてね、やはりやっていってもらいたい。そのことを強く強くお願いし、また来年度予算にきちんとした形で今の質問がね、私の質問が反映されることをお願いをいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(諏訪原実君) これで12番天田富司男君の質問を終わります。

次に、18番細田正幸君の一般質問を行います。

ちょっとお待ちください。

ただいま11番吉田憲市君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は15名です。 それでは、18番細田正幸君の質問を許します。登壇願います。

[18番細田正幸君登壇]

 \bigcirc 18番(細田正幸君) それでは、通告によりまして質問を行います。 まず1番目、霞 $_{5}$ 浦湖岸利用の具体化をという点で質問をいたします。

今までこの問題で何回となく霞ヶ浦湖岸の整備具体化を提案してまいりました。今回また再度提案するのは、阿見東インターにアウトレットが進出し、年間300から400万人の人がアウトレットまでは来るようになるわけでございます。で、これらの人をいかにして、阿見町の魅力、また付加価値を高めてそれらの人々を阿見町内に誘導するかということが、阿見町の活性化にとって不可欠の要素になるのではないかというふうに思います。これらのことも踏まえて、町のお金を余りかけないでも実現できる4項目を提案したいと思います。

まず1番目の,島津地内湖岸小公園の枯れたままになっている桜の木の植え替えでございます。ここに写真を持ってきております。島津の船だまりの反対側,三角になっている土地でございます。この土地の面積は約2,000平米,2反歩ございます。そして周囲をはかってみましたら,ぐるっと回って210メートルございます。現在桜の木が植えられて,その後土質が悪いということだと思うんですが,100%枯れております。

この土地は、国土交通省の霞ヶ浦河川事務所で聞いてみましたら、現在阿見町と契約して管理は阿見町になっているということだそうでございます。で、桜の木を植え替えるという場合には、その計画を申請してもらえれば土を掘ったりなんかしても別に差し支えないという話でございました。

それから2番目には、新たに舗装された湖岸のサイクリングロードとしての活用でございます。これも写真がありますけれども、両わき白線が引かれて約4メートルの舗装になっていますよね。これについてもサイクリングとして利用することについては何ら差し支えないということでございます。

それから3つ目には、現在大室地先のストックヤードの反対側ですね。これは現場行ってみれば、コンクリート護岸がむき出しになって植栽も全然ないという場所でございます。この護岸のスロープ、砂浜化でございます。この問題についても、これは当然国交省の管理内ですから、それらのことについては島、それから砂浜の項目の補助事業があるということでございました。

それから4点目は、湖岸堤防敷地への植栽でございます。今計画されております霞ヶ浦平和記念公園武器学校から大室、掛馬ですね、掛馬の防衛省の技術研究所まで、あそこをはかってみましたら約2.1キロございます。そして、いわゆる堤防の反対側ですね、そこの幅も7メートルから8メートルということで、比較的広くなっております。その面に植栽はできないかということを聞きましたらば、これも桜の道公園と、そういうような事業の国の補助があると、そういうことでございました。その場合には基盤は国と県でつくるけれども、植栽と管理は地元の町でやってもらいたいと、そういう話でございました。

そして、前に質問したときは土盛りに金がかかってできないと、土地の買収は町が出すから金がないという話でございましたけれども、これ、イラストをこれかいてもらったんですけども、今堤防が黒いところですよね。で、砂浜は湖側へスロープでできると。で、反対側田んぼ側はこういうふうに土盛りをして、木を植えれば護岸の補強ということで可能だというふうに言っております。これは向こうでかいてくれたのを大きくしたんですけれども、こういうことで国交省が金を出すということは可能だということを言っておりました。

私は、この4点についてですよね、町がやる気があれば、町のお金を余り支出しないでも事業化できるのではないかというふうに思います。その点について、町はどういうふうに考えているのか答弁をお願いいたします。

○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君,登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 細田議員の質問にお答えします。

霞ヶ浦は阿見町の重要な観光資源でありますことから、有効に活用していくことが必要であると考えております。

霞ヶ浦湖岸の整備につきましては、昨年度湖岸堤防の町内全線が舗装されましたことから、町では、今年度作成しました阿見町観光ガイドマップや町広報紙「広報あみ」に掲載の、町の見どころ、遊びどころを紹介する「あみまち紀行」において、霞ヶ浦湖畔を紹介し、観光客の誘客を図っているところであります。

また、湖岸沿いの首都圏自然歩道「関東ふれあいの道」のコースの一部として指定されておりますことから、パンフレット等でPRするとともに、県と連携して案内板等の標識類の整備を進めております。

このような取り組みにより、霞ヶ浦湖岸でのウォーキングやサイクリングの利用促進に努めております。

次に、島津地内湖岸小公園の桜の木の植え替えや護岸の砂浜化、湖岸堤防敷地への植栽につきましては、現在、整備を進めております霞ヶ浦平和記念公園を含めた霞ヶ浦湖岸公園構想の中で、桜を活かした景観づくりや、親水を目的としたなぎさの創出という構想がありますので、その構想を具体的にする流れの中で、あわせて検討してまいりたいと考えております。

また、構想の実現に向けては、庁内関係部局が連携を図り、国や県へも強力に働きかけなが ら、長期的計画の中で取り組んでまいります。

あわせて、これらを含めた今後の霞ヶ浦観光の振興につきましては、霞ヶ浦湖岸の蓮田など の田園風景や雄大な霞ヶ浦湖面、筑波山の眺望などをゆったりと鑑賞しながら散策できるよう、 今年度から実施しております観光プロデュース事業の中でも検討してまいりたいと考えております。

加えて、周辺市町村と連携し、霞ヶ浦広域周遊パンフレットを作成するなど、霞ヶ浦を活用した周遊観光の促進を図ってまいります。

いずれにしましても、財政厳しい状況でありますが、霞ヶ浦は町の貴重な観光資源として位置づけておりますので、環境整備も含め、霞ヶ浦観光を推進してまいりたいと考えております。 〇議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) 今の町長の答弁では推進していきます,国,県へ強力に働きかける と。それから,サイクリングとか遊歩道については案内板の標識の整備とか,やるというふう に言っております。

あと1点目の小公園, 島津ですね。これは町が管理して, 河川事務所に聞きましたら, 来年の3月いっぱいで契約が切れるので, また再契約の時期になるということを聞きましたけども, 今までそういう話聞いてないんで, 町自体も植えた桜の木を枯れたままにしておくというのは, 町自身でも管理はそういう協定になっているけれども, どこの部署で植えた桜の木を管理してるのかというのも, 具体化してなかったんじゃないかなというふうに思うんですけども。

桜の木,土地は2反歩,周りに桜を植栽すれば,例えば7メートルに1本やれば30本で済むわけですよね。10メートルにすれば21本で済むわけですから。現在は今,中に置いてあるので,枯れた木が15本ありますけども,これは,植える時期っつうのは,聞いてみたら2月まで,葉っぱの出る前に植えないと植栽はできないということなんで。

まず第1番目に、自分とこの管理している木が枯れちゃったわけですから、それは植え替える必要があると思うんですけども、どこの部署が担当してその事業をやってきたのかと。それから、私は町が管理してんだからやったらいいと思うんですけども、土壌改良も、植栽やっている議員もいるわけですよね、聞きましたら、根っこの根周りの大体3倍、最低3倍の土を入れかえれば枯れないだろうという話も聞いております。

実際には2回植えて2回とも枯れたわけですから、もう少し広く土を入れかえれば、あの場所はいわゆる阿見東インターから島津までのバイパス、アクセス道路ありますよね。あのアクセス道路がぱたっと切れたとこの左前方になるわけですから、外部から来た人は霞ヶ浦が見えたと、春になれば桜の花が咲いてたっていうことは、霞ヶ浦の景観をよくするためには一番いい場所じゃないかなっていうふうに思うんですけれども。

まずその1点目, どこが管理して, どうするつもりなのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長(諏訪原実君) 生活産業部長坪田匡弘君。

○生活産業部長(坪田匡弘君) お答えいたします。まず島津地区の湖岸小公園につきまして、今年の第2回の定例会で細田議員に御質問をされたときに、私の答弁の中で、国交省の借地の期間が5年間で既に切れているというようなお答えをしたわけなんですけれども、その後よく調べてみましたらば、10年間の借地の期間がございまして、細田議員言われるように来年の3月まで借地の期間があったということでございます。訂正してお詫びしたいと思います。

それで、最初に常陽新聞のほうから、みどりの基金でいただいて植栽したわけですけども、 平成12年ですか、当時の担当が環境課でやっておりました。で、2回植えたわけなんですけど も、2回目は桜だったんですけども、それもちょっと管理が悪くて枯れてしまったということ です。その後ほとんど手をつけておりませんで、引き継ぎもうまくいってなかったというよう なことで、そのままの状態になっているということでございます。

今後どうするかということでございますけども、霞ヶ浦湖岸をどうするかということにつきましては、まず町のほうで平成10年につくりました霞ヶ浦湖岸公園構想に基づいて、まず霞ヶ浦平和記念公園と予科練平和記念館を整備したわけでございます。そのほかのところをどうするかというのは、まだ次の段階ということで、町のほうで具体的な方針は決めておりません。

霞ヶ浦湖岸のほうは、その湖岸公園構想がまずもとになるかと思うんですけれども、先ほど 細田議員からも言われていましたとおり、湖岸公園構想が平成10年につくりまして、その当時 からはかなり環境も変わってきたと。圏央道ができてアクセス道路が島津のほうまで延びてく ると。で、圏央道の近くにはアウトレットができて、かなりの方がそれを利用して霞ヶ浦に来 るだろうというようなこともございまして、環境も変わってきておりますので、まだこれから ですけども、町のほうで湖岸公園構想をもとにしまして、霞ヶ浦の湖岸をどういうふうに整備 して利用していくかということを、これから検討していきたいということを考えています。

で、その中で、この島津の湖岸の小公園についてもその中で考えていきたいということでございますので、よろしくお願いします。

○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) 部長,霞ヶ浦湖岸公園構想の42へクタールの一番端は島津までは延びてないんですよ。で、その中で考えるっつったら、今管理しているのは今責任あるわけですよ。それとは別に離れてるわけですから、私はまた桜の木を植えたらどうかっつうふうに思うんですよね。

で、植えるのも、周りに植えればもっと本数も植えられるし、アクセス道路の途切れた左前ですから、本数が多くなるわけですから、もっときれいに見えるわけですよね。それは霞ヶ浦湖岸公園構想とは離れた地区ですから、やる気があれば来年の2月までに予算つくれば、本当の小額ですから、土地は買わなくてもいいわけですよ。今まで浮いたやつですから、管理責任

は町があるわけですから、それはやるべきだっつうふうに思うんですけども、どうなんでしょうか。それとも、あんな土地は要らないっていうの。

- ○議長(諏訪原実君) 生活産業部長坪田匡弘君。
- ○生活産業部長(坪田匡弘君) 先ほどもちょっと申し上げたつもりだったんですけども、ちょっと御説明が足りませんでした。霞ヶ浦湖岸全体ですね、御指摘の島津の小公園も含めた町の地内の湖岸について、どういうふうにしていくかということにつきましては、まずあの湖岸公園構想が今のところは町でつくったものがございますということです。

で、湖岸公園構想は、例の40~クタールしかございませんので、全体を、今後方針を決める場合は、それをたたき台としまして、いろんな環境も変化をしてきたので、全体のことを今から、全体計画といいますか、マスタープランといいますか、そういったものを考える必要があるだろうと。その中で島津の小公園も検討していきますということでございます。

- ○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) 私はね、この問題今取り上げたばかりじゃないんですよ。1年も2年も前から言ってるわけですよ。で、検討します検討しますで、現実には何もやってないっつうことなんでしょ。

たまたま一問一答方式になったんで、私は執行部じゃないけれども、じゃあ町の執行部は管理している国土交通省の霞ヶ浦河川事務所、潮来に本部がありますよね、そこと協議をしてるのかなと。で、質問するからには資料とるしかないから、あそこへ電話をして、話を聞きたいと。そしたらば土浦の出張所を紹介されて、12月3日ですよ、時間、予約とってもらって、宮本さんという所長がきちんと応対してもらって、これは、その写真はみんなその宮本さんからもらったやつですよ。

逆に言えば、国土交通省は、町が霞ヶ浦湖岸をきれいにするっつうことならば待ってますって言ってますよ。評価してもらったのは、この霞ヶ浦湖岸では阿見町の湖岸がごみが落ちてなくて一番きれいだと、そういう点では感謝してますっつうこと言ってます。で、阿見町さんが霞ヶ浦事務所へ来たのっつったら、湖岸の堤防のとこに花壇がつくれっかどうかっつう問い合わせだけはありましたと。今まで来てませんっつうことは、努力する、検討しますっても、逆に言えば執行部はここ1年、2年何にもやってなかったっつうことでしょう。

で、やってなかった上に、またこれから湖岸公園構想を土台にして考えますっつったら、先、 何年延びるかわかんないですよ。

いわゆる観光ガイドブックでも、霞ヶ浦湖岸の散歩道っつうことで載っておりますけれども、 私が言っているのは、チェルシージャパンは来年の7月、夏休みにはオープンするわけですよ。 それに対してどうすっかっつうことを言っているわけですよ。 観光とか商業とか活性させるためには、いわゆる速さが大事だっつうことをどこでも言ってんだよね。速さが大事だっつうことは、私は今年の2月にその気になれば100万円以内で。地元の島津の人にも聞きました、議長にも聞きましたよ。ああ、いいなあと、協力するよと。地元で今、農地整備のやつでお金をもらってるんですけども、桜の木を植えるっつうんならば10人ぐらいは手を出しますよと。やってくれるってことを言ってるわけですよね。そういう声があるのに、今から検討するっつったら、町のほうがはるかに住民よりもおくれてる。で、自分の公園の管理もできないってことを言ってんじゃないですか。

私は,10年契約で町が管理してる公園なんだから,それは植え替えしたらいいでしょうって ことを言ってるわけですよ。民生部部長はこれからだっつうけど,町長どうなんですか。

○議長(諏訪原実君) 町長川田弘二君。

○町長(川田弘二君) 幾つかの具体的な提案をいただいたんですが、やはり霞ヶ浦湖岸の整備として考える場合には、例えば2反歩だけのところへ急いで桜を植えればそれでいいというような話じゃないんで……。

[「それでいいとは言ってないですよ」と呼ぶ者あり]

○町長(川田弘二君) それはきちんとした、今のところは、これまでは霞ヶ浦平和記念公園に重点を置いて廻戸近隣公園をつくり、今予科練平和記念館をつくっているわけですから、あそこへ集中して。で、例えば桜を植えるんであれば、湖岸全体での桜の景観をどういうふうにするか、そういうやっぱり基本的な大きな構想の中で位置づけてやるということが必要だろうし、そういう中で、じゃあここの部分は条件があるから早くやる。そういう形で位置づけていかないと、やっぱり。

で、平成10年につくった湖岸公園構想も10年たって、その中で具体的に実現してるのは平和記念公園と記念館を含めて実現しつつあるわけだけれども、そういう中で、例えばあそこの公園のところの霞ヶ浦寄りの部分、そこで住民がそこへ花を植えるようなことも、いろんな考え方が出てきてるわけで、そういうものも受け入れて。特にやっぱり阿見町の木でありますから、桜は。ある意味ではもっと広い意味で、阿見町の桜を全体として将来的にどうするんだか、そういうような考え方を整理して、その中へ位置づけて、そのうち霞ヶ浦分についてはこういう形でやるんだ、そういうような形でのとらえ方をすることが必要なんじゃないだろうか。

細田議員の提案も、そういうこととはつながっていくとは思うんだけれども、やっぱりまず そういうことで考えて、それで現実的な部分について、それが金もかからないで、将来構想に 結びつくようなものについてはできるだけ早く具体化すると、こういう考え方でぜひいってい ただきたい、そう思います。

○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) 私は、町が言ってるできるだけ早くとか、考慮しますってのは、もう聞き飽きるほど聞いてるわけです。実際は具体化されてないから提案してるわけですよ。そのかわり、阿見町、もう来年からは300万人って人がチェルシージャパンに来るわけでしょう。それはきちんと対応しなければだめなわけですよ。

で、私が今提案してるのは、お金のかかんないすぐできること。まず島津のことは、町が管理して町が桜を植えたわけですから、それを植えかえすることがなぜできないの。で、町長だってあと1年二、三カ月したら辞めちゃうんでしょうよ。

で、今できるだけ総合的な計画の中でやりますっつうけども、霞ヶ浦の河川事務所のほうは、 予算をつけるのは、国のほうからは今は予算づけっつうことは一切言いませんと。町がちゃん とそういう関連で絵をかいて来てもらえば、幾らでも相談乗ります。これは待ってますって言 ってるわけです。向こうが待ってますっつうのに、これから考えますと。じゃあ、その霞ヶ浦 湖岸公園構想で、私が今提案したことについては国交省と交渉するっつうのはいつやるんです か。町長が退任してからやるの。ちょっとその辺、部長、答弁願います。

私は、植えたとこの管理は、そういうことをやりながら、町でも努力してっから国のほうでもやってくださいよってことで初めてかみ合うわけでしょう。町はあなた任せでなんて仕事なんか進まないでしょうよ、国任せでは。私はそう思うんですけども。私の提案が現実離れしてるんなら現実離れって言ってくださいよ。

地元でも、地元の町会議員さんも協力するっつうことを言ってるわけです。例えば、砂浜の問題だって、あそこの地元の議員いますよ。で、砂浜になれば地びき網でも復活させたいなと、協力体制はできてますよと言ってるわけですよ。だけど、住民は協力しますよと言っていながら、一番肝心のはあなた方、町の税金で食ってるあなた方が積極的でないっつうのが今わかったんですよ。それでは執行部としては落第じゃないんですか。もっと先延ばすんなら延ばすってはっきり言ったらいいですよ。住民の要望とは相反することを私はやってますって。

町長の、早く言えば、この前の消防署との宴会だって、あれはおかしいと思うからああいう ふうに新聞に出るわけですよ。それと同じじゃないですか。

もう一度……。私は、一番先、金かからずできることを言ってるわけですから。桜の木は植え替えたらどうなんですか。それは湖岸公園構想をやらなければできないんですか。あともう 1つは湖岸公園構想の具体化はいつやるんですか。その2つを答えてください。

- ○議長(諏訪原実君) 生活産業部長坪田匡弘君。
- ○生活産業部長(坪田匡弘君) お答えいたします。先ほども申し上げましたけれども、例えば桜の並木の堤の件で、国土交通省と細田議員がお話されてはいると思うんですけど、我々事務方が話に行きますと、かなり厳しい話の詰めがあろうかと思います。それで、桜の並木をで

すね,技研のあたりまで延ばすとかですね,島津の小公園に桜を植えるとか,そういったこと の話になってきますと,まず阿見町で湖岸について基本的な考え,構想は持っているのかとい うようなことが最初に問われるかと思います。

そういった意味でも、湖岸公園構想からもう少し発展させた霞ヶ浦湖岸の基本的な計画、全体計画、マスタープラン的なものを今から検討していきたいと思います。ですので、島津湖岸の小公園についても、その検討した上で……。

[「いつやんのっつってんの」と呼ぶ者あり]

○生活産業部長(坪田匡弘君) すぐにでも始めたいと思いますけど、まだ私のほうの担当の ほうの考えでして、町全体に、町長にもちょっとまだ相談してないような状況ですので、これ からそれを展開していきたいと思います。

それと、追加になってしまいますけど、何もやってないというようなお話があったかと思うんですけど、商工観光課、観光の部署としましては、先ほど細田議員が言われましたとおり、観光ガイドブックをですね、今広報で連載しています「あみまち紀行」では、霞ヶ浦湖岸を歩いてと、そういったPR広報もつくっておりますし、その後、これからですね、霞ヶ浦を含めた町の観光施設に誘導するための「阿見町のドライブマップ」というのも考えておりますし、アウトレットのコミュニケーションセンターですか、アウトレットのできますとコミュニケーションセンターを設置して町のほうでPRをするわけですけども、そこでもいろんな霞ヶ浦の周遊についてもPRしていきたいというふうに考えていまして、観光の部署ではそれなりにPRと、霞ヶ浦を生かしたPRと誘客の施策を行っております。

- ○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) すぐにやるということですので、計画があるわけですから、すぐやってもらいたいなというふうに思います。

それから、今話したのはこれだと思うんですけども、この中に、要するに「関東ふれあいの道」っつうのは前から国交省が指定してるわけですよね。島津から舟島まで23キロ。この案内板は舟島に1カ所、それから土浦市の霞ヶ浦総合公園に1カ所、で阿見町には1カ所もないですよね。

で、今度霞ヶ浦都市公園、平和記念公園のわきにもつくったわけですから、そこにもトイレがあると。私は、そこへ来た人には見えるように看板を公園には立てるつうのは必要だっというふうに思うんですけども。で、今計画してるっつうのは、そこへ立てる計画なんでしょうか。あとそれから、こういう案内の地図をやる場合でも、サイクリングコースっつうふうには書いてないですよね。予科練ゆかりの道、で、こっちでは家族が歩いてる写真がありますけれども、サイクリングロードに指定する場合には、やはりきちんと案内板をつくって、例えば予科

練平和記念館がスタートになるわけです、阿見町。で、北のほうへ行けば、土浦市の第1番目 に総合運動公園あるわけですよね。あそこまで調べてみましたら3.2キロですよ。

で、高いところには風車があって、ネイチャーセンターがあると。 2 階にはバードウォッチングですか、できるための双眼鏡が 7 台か 8 台あると。それから、霞ヶ浦の魚の水槽も上にあると。で、その担当者に聞いてみたら、月曜日は休みだけども、トイレは運動公園内に自由に使えるトイレが 3 カ所ある。そういうことであれば、まず阿見から出発して土浦へ行けば総合公園で、サイクリングロード往復 6 キロちょっとですか、あります。

で、あと美浦のほうへ行けば、まずトイレのある小公園っつったら、大須賀津にあるわけですよね。ここにも2階建ての展望台があります。そこまでは、私も調べてみましたら、10.8キロあると。そこまでサイクリングロードで行けると。そこ往復でもいいし、そこから先に美浦の陸平公園、あそこにも公園にトイレがあります。そこまで行くと、約22キロになりますよね。これは半日余りのサイクリングのコースになるわけですけども、具体的に私が執行部じゃなくたって、あそこ現地見ればそういう提案できるわけですよね、舗装がなって。

で、それらの提案は、全然金かかんないわけですから、じゃあ、その霞ヶ浦観光ガイドマップとか宣伝には、やるっていうけど、どうするつもりなんですか、具体的に。これでは、サイクリングロードがわからないですよ、やってありますって言っても。実際サイクリングロードの指定もしてないですよ。今どういう考えなんですか。これは湖岸公園構想とは関係ないでしょう。

ここの担当部署は商工観光課だっつうならば、商工観光課では具体的に、舗装は今年の3月までに終わっちゃってるわけですよね。舟島のほうは終わってるわけですよ。で、間もなく1年になるのに何の対応もしてないわけでしょう。具体的にはどうするつもりなんですか。まずサイクリングロードについてお答え願いたい。

○議長(諏訪原実君) 生活産業部長坪田匡弘君。

○生活産業部長(坪田匡弘君) 今年つくりました観光ガイドマップのほうには、そのサイクリングという表示をしておりませんでしたけれども、今後霞ヶ浦平和記念公園がですね、予科練記念館の整備とともに全体的にできますので、町内のサイクリング、湖岸のサイクリングロードとしては、霞ヶ浦平和記念公園が起点になって、サイクリングロードということでPRをしていけるかなというふうに担当のほうでは考えています。

さらに、先ほどお話がありましたように、広域的なサイクリングロードの展開ということで、 霞ヶ浦総合公園、土浦の総合公園から町の平和記念公園を通りまして、美浦を通って、陸平貝 塚公園等がございます。で、和田公園、さらには水郷北斎公園ですか、潮来まで、そういった ものが、うまく連携とれてPRしていければというふうに担当のとこで今考えているところで す。

- ○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) それは、来年には霞ヶ浦平和記念公園ができるわけですから、具体 化してもらいたいなというふうに思います。

あともう1つ,これは確かに桜川堤へ植栽するとか,スロープをつくるっていうのは,何カ 年か計画でやらないとできない仕事だと思うんですよね。お金は国が出すと。裏負担は県があ るそうです。町はないそうでございます。これはさっきからいろいろな議員が言ってるけど, 金がないだの,道路ができないっつうこととは関係ないわけですよね。

町がきちんと向こうへ相談をすれば、いつでも待ってますっつうことを言ってるわけですから、じゃあ具体的には、その詰め、これは国交省とどういうふうにしたらできるかっつう相談はいつやるんでしょうか。これは確認したいというふうに思います。

- ○議長(諏訪原実君) 生活産業部長坪田匡弘君。
- ○生活産業部長(坪田匡弘君) お答えいたします。先ほども申し上げましたとおり、湖岸について町がどういうふうに整備していくかという基本的な計画、構想をまずつくるのが始めだと思います。その中で、御提案いただきましたものをすべて取り入れるかどうかというのはまだ今からの検討ですので、何とも申し上げられませんけども、それでいろんなもの整備してこう、例えば砂浜を整備してこうとか、そういったものが具体的になりましたらば、その時点でその基本的な計画を持って、国土交通省とお話をしていくということになります。

[「いつやるんです」と呼ぶ者あり]

- ○生活産業部長(坪田匡弘君) その時期までは、国土交通省に行く時期までは、まだ申し上げられません。まだ計画がいつできるかっていうところまで協議しておりませんので、具体的には申し上げられませんので、御理解をお願いいたします。
- ○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) 私は、阿見町にとってチェルシージャパンができるっつうことはね、曲がりなりにも300万か400万の人が阿見の入り口まで来るわけですから、その人をいかに阿見町へ誘導するかということが、町の発展にとっては重大問題だと思うんですよね。

私はいつやるかわかんないっつうのは、そういう認識が町にはないのかなと改めて思います よ。いつやるんだって言ったら、なるべく、さっきは早くやります。今の答弁ではちゃんと計 画ができてから国交省と交渉すると。でも、交渉するって、町が絵をかいてお金は国交省が出 すわけですから、まずアタックしなければ話は先へ進まないわけですよ。

こっちの、町の計画がなければ行けないっつうことでは、私は事業が進まないと。もうチェルシージャパンは来年の7月オープンと。その次の2月末には予科練記念館がオープンなんで

しょう。予科練記念館にも人を呼び込むしかないわけでしょうよ。そういうことを考えれば、 やっぱり霞ヶ浦の自然はきちんと有効にPRする、生かすっつうことは、私は不可欠の条件だっつうふうに思うんですよね。

だから、そういうことを考えれば、今の部長の答弁では、川田町長が辞めちゃった後、国交 省行くようなの話になっちゃうですよ。それではだめだって私は言ってるわけですよ。ただ町 長も同じような答弁してますけども、自分の任期中にそれをやるんですか。もう1回確認しま す。

○議長(諏訪原実君) 町長川田弘二君。

○町長(川田弘二君) だから、基本的には島津のあの2反歩のところへ桜を植えたら、300万,400万のかなりの部分の人が来るというよりは、霞ヶ浦そのものが既にもう、1つ、今の形でも観光資源ということで、立派な観光資源になってるわけですから、今の形をできるだけ活用してPRするようなことをまず進める。それで、現在は霞ヶ浦平和記念公園に重点を置いてやってるんで、まあ……。

[「それはわかってる,できるっつってんだから。その先のことを言ってるわけ」と呼ぶ者あり〕 ○町長(川田弘二君) 10年前の構想はあるけれども,それを今の時点で,やっぱり現在の霞 ヶ浦をさらに活かすような形での,全体像が見えるような形での計画を早急につくるというこ とで。

私の任期は22年の3月までですから、それまでにできるかどうか、そういう確約はできませんけれども……。

[「自分の思い1つですよ,22年3月まであんだもの。できるって言えばできるでしょう。後の人にやらせるの」と呼ぶ者あり]

○町長(川田弘二君) それについてはできるだけやりますよ。だから一番問題は、やっぱりすべて一緒にはできないんだから、何かを重点化してやるということで、今重点化してやってる部分があるんだから、それだけはいい形でやる。で、桜を植えるにしても、あそこの平和記念公園、今度の記念館、あのあたりをやっぱり桜を重点的に植える。そういうような形の位置づけをやる。2反歩のあそこへ島津へ植えるというのは、先行とかそういうことじゃなくて、そういうことで重点化しながらやっていくということじゃないと、現実的には進まないということですよ。

○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) 町長の今の答弁だと、私のほうが非現実的なようなことを言ってますけども、私は金がない、重点的にやっていると。今霞ヶ浦運動公園ができるっつう、それからチェルシージャパンも来年にはできるっつうことを前提にして、その次はどうするかつうこ

とを提案してるわけですよ。それは理解してもらわないと。

で、その次にじゃあ、予科練平和記念館に13億も使っちゃうわけですよ。金なくなっちゃうわけですよ。金なくても相手のふんどしで相撲がとれることを私は提案してるわけですよ。桜を植えるっつったって、基盤がなければ植えられんわけでしょうよ。それは町が金出すわけじゃないでしょう。相手が金出して、その計画で年次計画をやっていけば、そういうふうになるわけですから、その計画。もう霞ヶ浦平和記念館はできるっつうこと、オープン時期もわかったわけでしょう、金も投機してるわけですから。その次のことを考えなければ、私は行政の長としては失格だなというふうに思うんですけれども、今の答弁では、自分の任期が終わるまでに、それは具体化させるんですか。もう1回、再度聞きます。

○議長(諏訪原実君) 総務部長渡辺清一君。

○総務部長(渡辺清一君) 細田議員の前々からの要望とか,それに対する答弁,商工観光課に関する部分での坪田部長の答弁,私も今まで随分聞いてきました。で,細田議員もさらに進んだ調査をされていまして,で,それならできるだろうと。しかしですね,やっぱり桜の木を植えることは別に難しいことではありませんが,湖岸公園構想からさらに一歩広げた,さらに広げた部分でのものもある程度整合性をとる必要があるだろうという考えがここに,もっと大きなマスタープランという考え方も,ちょっと言葉も出ましたけれども,いずれにしましても整合性を持つと。

そしてもって、町のほうからも、細田議員が行かれたところについて、やっぱりこれも確認 する必要もあると。これ、タイムリミットもあるでしょう。ですから、そういうところの調整 をですね、まず企画のほうで取りまとめを、まず一度してみたいと。

ここで言っても、議論はかみ合わないままになっていくかと思われますんで、その辺でまずは企画のほうで、そこの部分の内容を吸い上げて、そうこうして、まず1つのものを形として取りまとめしていきたいというふうに考えますので、それでもう一応一歩前進。ここで議論を重ねるよりも一歩前進かと私は思いますので、その辺、今企画部については総務部長がやっていますんで、その辺のところを私のほうから答弁させていただきました。

そういうことで、御理解いただきたいと思います。

- ○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。
- 〇18番(細田正幸君) 今の問題についてはね、やっぱり迅速が大事だと思うんですよ。もう具体的に民間なんかは決まったら1年後にはオープンするわけでしょう。で、町でやっている平和記念公園も、再来年の2月にはオープンするわけですから、それはもう計画としてなってるわけですよ。じゃあその先、霞ヶ浦平和記念館に10万人という人を集めるにはどうするかと。私はそこまで考えて提案しているわけですよ。つくっちゃって、そんで終わりっつうのは

一番まずいっつうように思うんですよね。あそこへ来た人が、まず霞ヶ浦ってどういうものかなって。で、バイパス通って、あそこの島津のとこまで来れば、真ん前に霞ヶ浦が見えるわけですから。で、そこに2反歩でも今まで桜が植わってたわけですよ。まともにいけばこの役場の駐車場ぐらいの桜になってたかもしれないわけですよ。それが枯れちゃってんだから、それは植え替えしたらどうかっつうのは、町の責任だっぺっつってるわけです。

それが、構想がなければ植えかえせないっつうのはおかしい話だっぺって私思うんですけど も、そういうことも含めて今後企画課で取りまとめをするっつうことですから、ちゃんと具体 的に、相手があるわけですから、相手と相談して実現するように、早急にやってもらいたいと いうことを要望をいたします。

それから2点目ですけども、国民健康保険証の子供からの取り上げで、千葉議員が質問しましたが、その答弁で5世帯何人って言いましたかね。

[「5世帯じゃない, 5人」と呼ぶ者あり]

○18番(細田正幸君) 5人でしたか。これは国のほうで国会で、私どもの共産党の議員が、ちょっとそれはひどいじゃないか、調査しろということで、厚生省が動いて調査して、それから厚生省の通達でも、事情を聞いて、子供にはいわゆる滞納責任はないわけですから、なるべく短期保険証を発行するようにというふうに指示もしているわけですよね。で、全国の自治体では3万3,000人無保険の人がいるわけですけども、実際は226自治体で1万2,000人は厚生省の通達がなくても短期保険証を発行しているわけですよね。

阿見町の場合には、もう1けたしかいないわけですから、そのために子供の命が救えるということになれば、町は、例えば発行しても何ら経済的な損失っつうのはないわけですよね。だからその5人の人については、親の責任でやってるわけですけど、子供には責任はないわけですから、短期保険証をなるべく早く、国の法律ができてからなんて言わないで、発行してもらいたいというふうに思うんですけども、それはどうなんですか。

町長の答弁だと、国のやつを見てなんて言ってましたけども、事務方はそうでもない答弁してるわけですけども、その点、再度質問をいたします。

- ○議長(諏訪原実君) 町長川田弘二君。
- ○町長(川田弘二君) 今の情勢では、来年の4月からやられるという見通しが大体出てきたようですから、それまでにはやるということでお互い了解できるんじゃないでしょうか。
- ○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) それで困ってっから、要するに法律も変えようっつうふうに動いてるわけでしょう。今日通るかもしれないわけです。委員会はね。で、そういう事態で既に、その法律を通る前にもう1,200人の子供には保険証が発行されてるわけですよ。3,300人とか。

だからそういう点では、阿見町は5人しかいない。少ないほうだと思うんですよね。だから 子供には、じゃあ保険証を発行しましょうという、一言言えばそれで済む問題だと思うんです けども、町長はそういうことは関係ないと、4月に法律できたらそれまでにやるっつうのが今 の答弁だと思うんですけども、それでいいんですか。町民の、子供の健康なんか構わないっつ うことなんですか。

○議長(諏訪原実君) 町長川田弘二君。

○町長(川田弘二君) 千葉議員の質問,答弁でもお話しましたように,ここまで減ってきたというのは,やっぱり担当の職員が何回も連絡をとったり,直接訪ねたり,そうして意見交換をして理解してもらって払ってもらった人がいる。それからちゃんと誠意を示して分納とかそういうものを誠実にやる,そういう実態ができたらここまで来たわけで,そういう経過があるわけですから,それで基本的な考え方として,やっぱり相手の状況というものを本来は確認してやるというのが本来でね。ただ,子供に責任はないということは,これは確かなんでね。

ただ、そういうことについて、基本的な理解をしてもらってということは、これは非常に大事なことなんで、それで今まで随分努力してやってきて、今の数字になってきてるわけですから、その辺は理解してもらって。

それで、これが半年も1年も先になるというんだったらあれだけども、今まで来てるのを何も1カ月、2カ月早めなきゃならないということはないと思うんで。私はやっぱりきちんとそういう条件整備ができてからやるというのが、一番基本的にいいんだろうと思ってます。

○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) そうすると、町長の話と厚労省の通達とは矛盾するわけなんですけども、その点担当課長はどんなふうに考えてるんですか。千葉さんの答弁では担当課長のほうが、私は話が進んでるっつうふうに聞いていましたけども、町長のほうがおくれてるわけですよ。半年なんか待ってもそれほど大事な問題になんないっつうけども、実際は病気なんかいつ起こるかわかんないわけですよね。

たった5人まで来たんですから、町が損するわけじゃないわけで、お話をして、じゃあ払えるならば払ってもらうのが一番いいわけですけども、どうしてもだめならば子供にはやりましょうという話になると思うんですけどね。そんなふうにしろっていうのが、厚生省の通達だと思うんですけれども、その点担当課長、部長ですか、どうなんでしょうか。

○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。

○民生部長(横田健一君) それでは、お答えいたします。先ほどから前の千葉議員の質問に もお答えしていおるとおりでございますが、子供に責任がないということで、交付するのは児 童福祉的な観点から見れば、それは当然な話だということは言えるかと思います。しかし、一 方で生活が本当に苦しい中でも相互扶助の制度という、国保運営が相互扶助という観点で、国 保税を納めていただいてるという方もいらっしゃるわけでございます。

こういう観点から、公平性が損なわれると、不公平感が高まるというような心配もあります し、納めなくても子供の保険証がもらえると、そういうことで納めないということになるとい うような、悪質な滞納を助長するというような影響が出てくるというような懸念もございまし て、現在のところは、前にも御説明したとおり、特別な事情で、滞納してる世帯と直接納税相 談等をしまして、本当に特別に配慮しなければならないという事情があれば、今までどおり短 期の保険証を交付してるというようなことでございますので、そういうことで対応していきた いというふうに考えております。

- ○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) 今,民生部長の答えで、特別な事情があれば対応すると。4月以降は、そういうことなくても半年間、今の法律だと中学生以下は半年間の短期保険証は発行するという法律ができるわけですから、そしたら滞納のことっつったらば、それはずっと続くわけですよね。

で、私はこれから冬にかけて、インフルエンザとか病気が多くなる時期ですから、なるべく 子供には短期保険証を発行するということを要望して、私の質問を終わります。

以上です。

○議長(諏訪原実君) これで18番細田正幸君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。会議の再開は2時55分といたします。お願いします。

午後 2時43分休憩

午後 2時55分再開

○議長(諏訪原実君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番柴原成一君の一般質問を行います。

6番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

[6番柴原成一君登壇]

 \bigcirc 6番(柴原成一君) 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

最初に、町の電算システムにかかわる業務委託について質問いたします。

実は、先日時間があったので、町の平成19年度の決算書に目を通しておりました。歳出の項目で、人件費の実に67.1%を19億3,940万円もの職員給が占めることなどに目をとめていたのですが、物件費の中でも突出した項目があるのに気づきました。委託料の9億9,998万円であります。物件費中43.7%を占めます。

業務委託という形で外部に仕事を出して、その分町民が潤うならそれはそれでいいことでは あるのですが、では、どんな仕事が外部に出されているのかをチェックし始めたら、決算書だ けではよくわかりませんでした。

真っ先に気づいたのが、行政情報ネットワーク運営事業5,680万円、住民情報ネットワーク 運営事業1億4,686万円。似たような事業名で一体何をしているのでしょうか。執行部からは 以前に説明を聞いたかもしれませんし、それを忘れてしまった私の不勉強ということかもしれ ません。

そこで、インターネットで阿見町住民情報ネットワークで検索をかけますと、企画課の平成19年度事務事業評価結果というページが出てきました。それによると、住民情報ネットワーク運営事業は、町内の各課、出先機関の、各種住民情報システム及び戸籍情報システムを通信ネットワークで相互接続することにより、行政事務の効率化を図り、無駄なデータの重複を防ぎ、検索を容易にすることにより、住民からの各種申請、届け出、事務手続の高速化、簡略化を図るとあります。

委託は、このシステムの保守管理のためのもので、具体的にはハードウエア保守、ソフトウエアライセンス契約更新、障害対策、アクセス制御、消耗品交換、セキュリティー対策、ネットワークサーバー管理運用等々が中身として上げられています。わかったようでわかりません。いわゆる住基カードのシステム運用委託とも違うようですし、少なくとも事業費1億4,686万円の説明はつけれないというのが私の率直な印象でした。

一体電算システム関係だけで何本の事業があり、どれだけの額が支出されているのでしょうか。これが質問の第1点です。町が外部に委託する電算システム関連の支出は、全体で何事業あり、総額はどれほどになっているのか、まずはお答えください。

さて、事務事業評価では、職員が情報システムの管理能力を向上させ、保守委託の割合を縮小させていくという指摘がされています。今後、委託の割合を少なくする方向にあることは、どうやら間違いなさそうです。

指摘された職員の情報システムの管理能力の向上には、理解力や説明力の向上も含まれているでしょうから、次に行政情報ネットワーク運営事業と住民情報ネットワーク運営事業について、違いを含め、私レベルにもわかる言葉で説明していただけませんでしょうか。これが質問の第2点目です。

さらに、町企画課の事務事業評価にはさきの2つの事業のほかに、住民情報ネットワークー 括契約事業というのが上げられています。これは一体何なのか。住民情報ネットワーク運営事 業とは違う事業なのか。契約方法だけに限定した事業なのか。

これに書いてある説明を読み上げます。「株式会社茨城計算センターと随意契約をしている

住民情報に関する電算処理委託,住民情報ネットワークシステムの賃貸借及び保守は,非常に 契約件数が多いため,企画課で一括して予算編成,契約及び執行管理等の事務を行うことによ り,適正な進行管理及び事務の効率化を図る」という説明は,そもそも説明になってないよう な気がします。言葉どおりにとるならば,非常に多い契約件数のものを一括して随意契約して るということだと思います。

町民に仕事を出すことには直接つながっていない外部委託です。と思います。違うのなら訂正していただきたいと思います。なぜ競争入札できないのか、その説明もお願いしたいというのが、質問の3点目です。

とりあえず今議会から一問一答方式ですので、一たんここで打ち切りまして、あとは再質問 の形で行いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君,登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 柴原議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の、町が外部に委託する電算システム関連の支出は、全体で何事業あり、総額は 幾らになるかという点についてでありますが、予算書ベースの事業で分類した場合でいいます と、平成19年度は36事業で、3億6,100万円であります。

次に、2点目の行政情報ネットワーク運営事業と住民情報ネットワーク運営事業とは、そも そも何か、町民にわかりやすく説明をという点についてであります。

現在の電算システムは、単独の端末において実行されるのではなく、大半のシステムがサーバーという処理装置と職員の机上にある端末を結んだネットワーク回線により運用されております。御質問の両運営事業の内容は、ネットワークのハード機器と回線の借り上げ、保守・維持管理を行う事業であります。

具体的には、行政情報ネットワークとして稼動しているシステムは、グループウエア、文書 管理、人事給与、財務会計、地図情報、公有財産管理、図書情報、救急医療情報、電子申請届 け出等であります。

また,住民情報ネットワークとして稼動しているシステムは,住民登録,印鑑登録,戸籍, 外国人登録,国民健康保険税,医療福祉,後期高齢者医療,国民年金,介護保険,保育料,児 童手当,畜犬登録,税業務,徴収業務,健康管理,障害者自立支援,農業行政,下水道受益者 負担金,選挙事務等で,これらは19の課等にわたっております。

この2つの事業は、2種類の別個のネットワークであり、行政情報ネットワークは、行政事務の簡素効率化と住民サービス向上のためのもので、主に行政内部事務で用いるインターネッ

ト回線と、その仕組みを利用し、外部のインターネットと連結したネットワークであります。 また、住民情報ネットワークは、個人情報を主体に扱い、住民記録や課税などの基幹系業務 を扱うため独自性を保ち、インターネットと接続していないネットワークであります。

次に、3点目の行政情報及び住民情報の両ネットワーク運営事業での委託は随意契約か、な ぜ競争入札できないのかという点についてであります。

まず、行政情報ネットワーク運営事業では、詳細設定を必要としない機器の借り上げにつきましては指名競争入札を実施しておりますが、保守・維持管理業務の委託につきましては随意契約を行っております。

当該システムは年間を通して運用しているため、継続的稼動が必須条件であります。その条件を満たすためには、現行システム導入時よりネットワーク設定に関与し、事情に精通しており、障害発生時に迅速な対応が可能である請負業者でなければならず、対象業者が限定されることから、保守・維持管理の業務につきましては、随意契約をしているものであります。

また、住民情報ネットワーク運営事業では、機器の借り上げにおいても詳細な設定作業を必要とするため、保守・維持管理の業務とともに随意契約を行っております。

基幹業務においては、各事業が相互補完しながらデータを利用しており、特定の者が独自に 開発したソフトウエアを使用し、2次加工をして、納付書や各種帳票等を成果品として納品するため統合的な管理が必要であり、一部のシステムソフトやネットワーク管理のみを部分的に 他者に入れかえることは事実上困難であるため、随意契約を行っているものであります。

最後に、電算システムは、難解だけに透明性、公開度を高める努力が必要、町の説明責任を どう果たすのかという点についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、一口に電算システムと言いましても、単体のパソコン上で稼動するソフトウエアから、ネットワーク上で複数のデータベースを参照し関連づける、インターネット上のソフトウエアであるウエブ・アプリケーションまで、さまざまなレベルのシステムがあり、かなり難解であります。

町民が直接申請等において関係する電算システムにつきましては、ホームページや広報紙等の活用を工夫し、多くの方々に、わかりやすく説明できるよう努めていきたいと考えております。

また、当町におきましては、これまで行政経営の効率化と住民サービスの向上のため積極的に情報機器を導入し、より有効な行政運営システムの構築を目指してきたところであります。 しかし、ネットワーク化の進捗に伴い業務の関連が複合化してきているため、いろいろな課題 もあることから、今後さらに充実したものにしていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いします。 なかなか難しいですね。

○議長(諏訪原実君) ただいま14番倉持松雄君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は14名です。

それでは、6番柴原成一君。

○6番(柴原成一君) はい,ありがとうございました。やはり最後に町長がおっしゃったように,かなり難しい業務,事業だと思います。私が言いたいのは,役場内にパソコン,コンピューター関係の専門家を置かないと委託業者にいいようにやられてしまうから,そういう精通した人を養成していただきたい。

私も文科系ですんで、理科系ちゅうか、そういうパソコン関係は余りわからないんですが、 こんだけのお金がかかりますということで、決算書、予算書見ただけではだれもわからないと 思うんです。町民の方が図書館行って、決算書見ても何だろうということがありますので、た まにはこういう質問もして、町民の方に理解を得るのも必要かと思い、質問させていただきま した。

茨城計算センターの随意契約,ただ向こうが出してくる見積もりそのままで行っていいのか。 他市町村との比較も必要でしょうけども,確かに牛久は阿見よりもちょっと高いという話も聞いておりますけれども,常にアンテナを高くして,そういう委託事業について,いかに安くできる方法を,難しいかと……。さっきも説明で聞きますとずっと継続してたり,要はコンピューターをとめずにずっといくという動きの中で他の会社に移すのは難しそうなんですが,どうしたらば安くなるかということを常々考えていただきたいというふうに思います。

ですから、そういう電算関係委託について、専門家というか、プロを庁内で養成していただ きたいと思います。1つ要望しておきます。

それで次, 第2点の遊休農地対策についてに移ります。

最近のニュースでは、農水産省が現在40%にとどまっている食糧自給率をおおむね10年後に50%に引き上げることを目標にした工程表をまとめました。国民1人当たりの米の年間消費量を、米粉の消費拡大などで現在より2キロ増やすことなどを盛り込んでおり、私としては歓迎したいところです。

ところが、農業の現場を見ますと、その勢いはかけらもないというのが現状です。高齢化の著しい過疎地ほど深刻ではないかもしれませんけれども、阿見町でも遊休農地、耕作放棄地が目立ってきています。で、遊休農地がどれほどあるのか、ネットにあった全国農業会議のデータベースで調べてみると、阿見町は田んぼ19ヘクタール、畑26ヘクタールの合計45ヘクタールとありました。約45町歩です。少ないなと思って見ました。町の耕作面積は田畑合わせて1,000ヘクタール前後あったように記憶しています。で、データをよく見ると、それは平成12

年の調査でした。

一般的に耕作放棄地と遊休農地は同義語として扱っているんですが、耕作放棄地は農林水産 省の統計調査における区分ですけれども、多少手を加えれば耕地になる可能性のあるもので、 長期間にわたり放置し、原野化しているような土地は含まないそうです。阿見町にはこうした 土地も増えているのかもしれません。町や農業委員会等で調査されている最近のデータがあり ましたら、示してほしいということです。

という質問を用意していましたけれども、現在調査中だという答えをもらっていますので、 その件はさておきます。

で、国、農林水産省は平成20年度耕作放棄地解消支援ガイドラインを定めています。市町村による遊休農地の計画的な解消を推進する作業に着手しました。これで町も調査を進めてるということだと思います。

そして, 今後の耕作放棄地解消計画の作成と推進方法や具体的なプログラムについて考えが あればお聞かせください。

- ○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。
- ○町長(川田弘二君) 町内の遊休農地・耕作放棄地に対する解消の方策についてお答えいた します。

まず、用語の定義についてでありますが、遊休農地と耕作放棄地につきましてはほぼ同様の 意味でありまして、大まかには、耕作されていない、引き続き耕作の見込みがない土地であり ます。本答弁におきましては、最近の国・県が示している見解に合わせ、耕作放棄地で統一し て述べさせていただきます。

さて、農地は、国民に食料を供給するための基礎的な生産要素であるとともに、農業者にとって極めて重要な経営基盤であります。しかしながら、近年、農業者の減少・高齢化の進行等により、当町においても耕作放棄地が増加し続けています。

国際的な食料事情が不安定化する一方,今後とも農地面積の減少が見込まれる中で,食料の安定供給を図るためには,優良農地の確保とともに,耕作放棄地を解消することが必要になっています。また,消費者の食の安全・安心に対する関心が高まる中で,耕作放棄地を解消して,地域の農業振興を図ることが重要と考えます。

耕作放棄地を解消する対策でありますが、耕作放棄地の現状はさまざまであり、まずはそれぞれの状況を的確に把握する必要があることから、農林水産省では、今年度、都道府県との連携のもと、市町村内すべての耕作放棄地を対象として耕作放棄地全体調査を実施しているところであります。

この調査は、すべての耕作放棄地を対象に現地調査を実施し、その状況に応じて人力・農業

用機械で草刈り等を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地を「直ちに営農再開を図るもの」、草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備を実施し農業利用すべき土地を「基盤整備後に営農再開を図るもの」、森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能な土地を「当面は保全管理するもの」、この3つに区分するものであります。

この全体調査を行い,次の段階として、耕作放棄地それぞれの状況に応じて支援策を検討し、 これらの分類及び支援策を「耕作放棄地解消計画」として取りまとめ、解消に向け推進してい くというものであります。

現在は、農業振興課・農業委員会ですべての耕作放棄地の現地調査を行い、全体調査表の取りまとめを行っており、早急に具体的な調査結果をまとめる予定であります。

さて、9月議会での浅野議員からの一般質問での答弁と重なる部分があるかと思いますが、2005年農林業センサスをもとに、当町の耕作放棄地の現状及び取り組みについて再度説明いたします。

阿見町の経営耕地面積は1,130~クタールあり、耕作放棄地面積は438~クタールであります。 耕作放棄地率にしますと27.9%が耕作されていない農地ということになります。そのうち、田 と畑の内訳は、調査結果にはあらわれておりませんが、おおむね2割が田で、8割が畑と推測 されます。

前段に説明しました耕作放棄地全体調査及び耕作放棄地解消計画を策定する作業を今後進めていくことになりますが、当面の耕作放棄地に対しての取り組みを説明させていただきますと、農業委員会では鈴木地区の約0.7~クタールの畑で、農業体験や町内保育園児を対象としたジャガイモ掘りを実施するとともに、菜の花やヒマワリといった景観作物の栽培も行っております。

さらに、実穀地内の畑約0.3~クタールを活用し、実穀小学校児童が農業体験授業の一環としてジャガイモ、トウモロコシ、サツマイモ等の植えつけ及び収穫を実施しています。

また、島津地区2.1~クタールで実施している島津地区営農実践組合による南高梅の栽培や、 上条地区の市民参加型「のらっくす農園」が、現在2.9~クタールの農地の再生活用が図られ ていること、地域農業の担い手としてJAが主体となって設立した「有限会社農援あみ」が、 畑5.6~クタール、水田2.7~クタールの耕作に取り組んでいること、これらは町内の耕作放棄 地対策で行われている事例であり、町ではこれらの活動を積極的に支援しております。

また、農業者同士で直接農地の貸し借りを行い農地を集積する「利用権設定促進事業」があります。最大5年の助成で、借り手が認定農業者の場合は、10アール当たり、貸し手・借り手に1万円ずつ助成するものであります。平成18年度は、71件で23万3,901平方メートルの利用

権設定があり、昨年度は107件で29万3,336平方メートル――約29へクタールですね――の利用権設定がありました。当事業においては、担い手農家が借りやすい状況を確保するための見直しを行い、来年度に向けて内容の拡充を図ります。

また、農地保有合理化法人を介して農地を集積する農地保有合理化事業に対して支援を行うことで、担い手農家への土地利用集積の誘導を図ります。

さらに、町の総合的な農業振興を協議する場である農業対策推進会議の提言を受け、耕作放棄地対策に関する分科会として町行政・農協・農援あみ・認定農業者の代表者・農業後継者組織代表者・茨城大学農学部を構成員とした耕作放棄地対策検討会を設置いたしました。さらに、この検討会を発展させる形での耕作放棄地対策協議会を早期に立ち上げ、耕作放棄地の現状把握、さきに述べた耕作放棄地解消計画の策定を進めていく考えでおります。

ところで、近隣市町村では、耕作放棄地解消のため、菜種を栽培し、菜種油に精製し、小中学校の学校給食に提供後、廃油をバイオディーゼル燃料として公用車等の運用に活用する独自の循環型農業を目指す取り組みや、農地に牛を放牧し、農地を再生させる耕畜連携も兼ねた取り組み等の事例も聞かれます。

耕作放棄地対策協議会では、町内の耕作放棄地の傾向や土地環境を踏まえ、従来のモデル事業にとらわれない町独自の特徴ある本格的な耕作放棄地解消対策について検討を行っていく予定であります。

耕作放棄地すべてを解消するのは困難と考えられますが、排水がよく、機械の搬入が容易で、 圃場まで機械を運べるアクセス道路がある等の好条件の耕作放棄地については、一定の規模を まとめて担い手にあっせんできるような計画的な利用調整を図れるシステムづくり、そして経 営の成り立つ作物の発掘・創出をするための、一歩踏み出した具体的な方策を耕作放棄地解消 計画として構築していきたいと考えておりますので、議員の御理解・御協力をお願いいたしま す。

○議長(諏訪原実君) 6番柴原成一君。

○6番(柴原成一君) はい,ありがとうございました。確かに耕作放棄地解消対策として一生懸命やっているのはわかります。ここで、私がやっぱり一番言いたいのは、なぜ耕作放棄地ができたかといいますと、生産者が農地を耕作しても生活できないから。なぜ生活できないのか。生産したものの価格が安いからという結果だと思うんです。

ですから、今町長の答弁にもありました近隣では菜種油を、遊休農地に菜種を植えて油をとってという話もありました。いかに遊休農地を減らそうと思っても、そこで減らした遊休農地を普通の畑にした畑で、生産したものが売れないと、またもとに戻ってしまうということになります。

ですから、町が地産地消に取り組んでいるのもよくわかります。ただ、私は最近思ったのは、町だけでやることには限度があるというふうに思っています。というのは、自給率50%、10年後と。フランスあたりではもう既に85%の自給率を持ってるわけですけど、最近の新聞でもWTOの関係で上限関税撤廃反対とかいろいろデモを行っています。結局、鎖国をすれば一番いいんですけど、それはできないという形になります。

ですから遊休農地を解消するためには、町独自の消費する形、生産したものを消費する形を考えていかなくてはならないというふうに思っています。ですから、ある程度町でも地産地消には取り組んでいるのはわかるんですが、もう一歩踏み込んで、その遊休農地を解消した分のできた生産物を加工なり、先ほど言いました耕畜連携でも何でも消費できるようなシステムを町独自で考えていっていただきたいと思います。

一応そういう要望をしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(諏訪原実君) これで6番柴原成一君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長(諏訪原実君) 以上で本日の日程はすべて終了しました。 本日はこれで散会します。どうも御苦労さまでございました。 午後 3時30分散会 第 3 号

〔 12月11日 〕

平成20年第4回阿見町議会定例会会議録(第3号)

平成20年12月11日(第3日)

○出席議員

1番 諏訪原 実 君 久保谷 2番 充 君 川畑秀慈君 3番 難 波 千香子 君 4番 5番 紙 井 和 美 君 6番 柴 原 成 一 君 7番 浅 野 栄 子 君 藤井孝幸君 8番 9番 千 葉 繁 君 11番 吉 田憲市 君 12番 天 田 富司男 君 13番 小松沢 秀 幸 君 15番 大 野 孝 志 君 16番 豊 櫛 田 君 17番 佐藤 幸明 君 細 18番 田 正幸君

○欠席議員

10番久保谷実 君14番倉 持 松 雄 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 川田 弘二君 副 町 長 大 﨑 誠 君 教 育 長 大 﨑 治 美 君 務 部 長 渡辺清一君 総 民 生 部 長 横田健一君 生活產業部長 坪 田 匡 弘 君 都市整備部長 桑 田 康 司 君 教 育 次 長 川村 忠 男 君 消防 長 瀬尾房雄 君 消防次長兼総務課長 大 津 力 君 参事兼消防署長 田仲安夫君 総 務 課 長 原尚彦君 篠 企画財政課長 篠 﨑 慎 一 君 児童福祉課長 髙 須 徹 君 健康づくり課長 朝 良一 日 君 障害福祉課長 大塚康夫君 境課長 大 野 利 明 君 環 商工観光課長 木内良夫君 学校教育課長 黒 井 寛 君 導 指 室 長 石 井 直 人 君

○議会事務局出席者

 事 務 局 長 小 口 勝 美

 書 記 山 崎 貴 之

平成20年第4回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成20年12月11日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

平成20年第4回定例会

一般質問2日目(平成20年12月11日)

発 言 者	質問の趣旨	答	弁 者	٥
1. 浅野 栄子	 1. 阿見町の教育について 2. 難病対策について 	教町	育 長	-
2. 難波千香子	 役場内の総合窓口設置とフロアマネージャーの配置 について 障害児の福祉支援と今後の取り組みについて 	町	長	(3
2. 川畑 秀慈	1. 公共施設へのLEDの蛍光灯設置について 2. 消費生活センターの相談日の増設について	町	長	(A

午前10時05分開議

○議長(諏訪原実君) それでは定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。 ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思います。御了承願います。

ただいまね,重要な事情がありまして,ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前10 時30分からといたしますので,よろしくお願い申し上げます。

午前10時06分休憩

午前10時35分再開

○議長(諏訪原実君) それではね、時間も大変超過をいたしました。大変失礼申し上げました。

それでは、これより議事に入ります。

- ○18番(細田正幸君) 町長に対する緊急質問を要求します。
- ○議長(諏訪原実君) はい。その緊急質問の内容はどうでしょうか。
- ○18番(細田正幸君) 今問題になっている阿見、古徳容疑者の逮捕、それから昨日報道されたNHKの記事に対する、町長の報道に対する質疑です。
- ○議長(諏訪原実君) 細田議員の緊急質問ですけども、皆さんどうでしょうか。その緊急質問に対する……。一般質問の冒頭なので、皆さんにお諮りしたいと思います。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

- ○議長(諏訪原実君) はい。
- ○12番(天田富司男君) 最終日の19日に全協が待ち構えております。その間いろんな問題が精査されてくると思うんですね。特に高田土木に対しては県では9カ月、阿見町では2年という指名停止処分をしました。その間19日には、必ず執行部のほうでも何らかの自分の責任というものが出てくるんではないかなと。

そういう観点から、今ここでね、この問題をやってみても、ただ町長が謝るっていう、ただ それだけで終わってしまうと思うんですよ。そういう中でやはり19日にきちんとしたものをね、 やはり執行部からも出していただいて、そこで精査していく。そのほうが一番いいと私は思っ ています。

- ○議長(諏訪原実君) 皆さん,どうでしょうか。 はい,小松沢議員。
- ○13番(小松沢秀幸君) 4日の事件以来,5日の報道,そして5日の4時の全協,そして

今回の定例議会,そういう中でやはり一度きちんと執行者としてのとらえ方,町民に対してどんな思いなのかということについては,一度きちんと届けておいたほうがいいんではないかと。

そして今回の、この前の9日開会のときの、これ私は直接耳にはしてないんですが、終わった後の記者の人たちが一緒になって、一言もなかったのかというようなことが出てきてたそうです。そういうことが、改めての第2弾での消防団との宴会ということが出てくる背景になってしまったのかなと、そんなふうにもとらえることができるんではないかと思います。

だとするならば、そういうことについて、きちんと一度やはり町民向けの町長のコメントというものを届けることのほうが、きちんとけりをつけると。そして後は警察の捜査待ちというふうにしておくべきではないかと、そんなふうに考えます。

以上です。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 吉田議員。

○11番(吉田憲市君) 一連の事件からですね、数日しかたってない中で、報道のとらえ方によってはね、いろいろな解釈ができると思います。ですから、議会にですね、先立ちまして町長のですね、経過説明というのもこの間ありました。それでまたその先もですね、この事件についての進展というものはまだ具体的な発表というのはされてないわけですから、それに対して町長に説明を求めるというのは、いずれ必要かと私は思います。

しかし、今定例会のですね、一般質問3日目において、その前にですね、こういうものを説明せよと言われてもですね、そういうことが果たして町長の意見が真実のものなのかどうか、それもわかりません。ですから、もう少し経過を見てですね、それで説明を求めるという形がよろしいのかなと。

で、今日の10時から開会ということに対しては、全議員がですね、10時に間に合うように来てるわけですから、これは粛々とですね、議会を進行していただきたいというふうに思います。 〇議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) 今の発言聞いていますと、私の発言する前に、私の発言をしんしゃくしているわけですけども、私は町長のいわゆる古徳容疑者に対する態度をどうこうしているわけではございません。

それに関連して、町長自身が、逮捕されて、この本庁舎が県警の捜索を夕方6時以降受けていると。そのときに消防団の忘年会に1時間も出席したっつうことが問題にしてるわけです。

そのことがあったために茨城新聞の報道、それから昨日はNHKテレビ、それからNHKラジオ、夕方ですよね、夜のラジオでも放送されて、この問題が古徳容疑者の汚職容疑ではなしに、それを監督する、また任命した町長が、社会常識から考えても責任を感じないで忘年会に

出席してるということが社会常識に反するから、新聞報道ないしはNHKのテレビ報道になったわけですよ。全国に放送されたわけですよ。

そのことに対して、議会側がそれはどうなのかという質疑をたださなければ、町政に対する 議会の責任はとることにならないわけでしょうよ。それから古徳容疑者に対する態度は、きち んと決まってからやるというのが正解でしょうよ。19日なんてできないと思いますよ。

私は、町長の任命責任者、それから汚職を起こしたその後に、この役場が捜索されていながら ら忘年会に出席したっつうことは妥当かどうかということを、町民の観点から質問したいって いうことを言ってるわけですよ。

で、昨日、町長の議会前の発言ありましたけども、私メモとりましたよ。町長の言葉は、経 過を報告しますで、その後町民に対する謝罪、迷惑の言葉もなかったわけですよ。なかったか ら、NHKテレビで報道されてるわけでしょう。そのことに対して町長の態度をきちんと表明 してもらいたいという質疑をする予定なんですよ。

それに対する質疑は、議長が許可すればできるわけですよ。できないってことならば、私は 質問の動議を出しますよ。

議長, 許可してください, 発言を。

○議長(諏訪原実君) それではね、賛否両論がありますので、ここで細田議員の件に賛成の 方は起立でお願いします。

[「議長,ちょっと待って。議長,18番。18番だよ」と呼ぶ者あり]

- ○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) それでは、私は改めて緊急質問の動議を提出いたします。

理由は、町長がいわゆる役場に捜索に入った時点で、責任をきちんと認識しないで宴会に出てたと、そのことに対する質疑でございます。

よろしくお願いします。

○議長(諏訪原実君) それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時といたします。よろしくお願いします。

午前10時44分休憩

午前11時00分再開

○議長(諏訪原実君) それでは、大変時間も超過いたしました。相済みません。 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、町長より発言を求められておりますので、発言を許します。町長川田弘二君。

○町長(川田弘二君) 本来,10時から一般質問という予定になっておりました。それが,今

回の職員不祥事と関連することで、特に私の行動ということについて問題が提起されて、この ために今のような形で一般質問が停滞しているということに、まことに申しわけなく思ってお ります。

そこで、発言を求めましたのは、昨日の一般質問の前に、私から消防団の忘年会に出たことに関して、経過の報告と私の考えを述べたわけですが、その点について説明に不十分な点があったと。経過そのものについては、そのとおりでありますけれども、その状況を受けて、私自身の責任についての考え方、それについての表明の仕方が不十分であったということです。

で、経過の中で話ましたように、基本はふだんから骨折りをかけている消防団に対してお礼と激励をしたいという、そういう趣旨で、警察の捜査等に対応することについては、きちんと指示をした。そういうことを前提にして出席したわけですけども、その後やっぱり酒席にまで参加したということについては、今にして思うと非常に不用意であった。そういう点で、今考えればあいさつだけをして帰ってくると、これが一番適切な行動だったんじゃないだろうか、そういうふうに思います。

そういう点で、その点の配慮が足りなかった点について、議会の皆さんに対してもおわびを 申し上げるとともに、特にああいう形で新聞に大きく報道され、テレビにまで取り上げられた ということ、これは非常に大きな影響があるわけで、そういう意味で町民の皆さんに対しても おわびを申し上げたいと思います。

それからもう1つの問題,これが基本になると思うわけですが,職員の不祥事の問題,この点について,逮捕にまで発展したということ,これは非常に大きな問題であります。この点については,先日の全協でもいろいろと議論がされたところでありますけれども,まだ正直言って,捜査の経過等について具体的な事実が発表されておりません。

今までの捜査の結果に基づいて、関係した業者の指名停止とか、そういう具体的な対応はしておりますけれども、職員については、まだ捜査の結果が出ていない。そういうことで、いろいろ当然、その捜査の進展によって、町としての問題職員に対する処分の問題とか、そういうこといろいろ出てくると思いますけれども、それについては、今後の経過を見守って、内容・方向性が出た時点で適正な対処をしたい。

その段階で、やはり管理者としての管理責任の問題とか、そういうことについては適切な対応をすると、こういうことになろうかと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

- ○議長(諏訪原実君) それでは、細田議員に申し上げたいと思いますけども、今の町長の発言でよろしいでしょうか。はい、細田議員。
- ○18番(細田正幸君) 本来ならば、課長逮捕、この記事で終わるところ、町長自身が、逮捕されて捜索を受けてるときに宴会に出席したと。これは屋上屋を重ねるっつうことで、余計

阿見町の威信を失墜させたわけですよね。今日,今改めて議会と町民について謝罪しますとい うことで,その点については了承をしたいというふうに思います。

あとそれから、昨日、1月9日に例年のように賀詞交換会があると。で、私は、町長が出席 するならば、どういう言葉を述べるか知りませんけども、参加したくないっていうふうに思い ました。そういう点で町長はやっぱり出席を取りやめて、私は自粛すべきだというふうに思い ますので、回答はいいですから、その点考慮をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長(諏訪原実君) それでは、これより議事に入ります。

一般質問

○議長(諏訪原実君) 日程第1,一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほど、お願いを申 し上げます。

初めに、7番浅野栄子君の一般質問を行います。

7番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

[7番浅野栄子君登壇]

○7番(浅野栄子君) 皆様,おはようございます。何か皆様の顔が緊張してるので、私も顔がこわばってしまいました。

それでは、通告に従いまして、阿見町の教育について質問させていただきます。

まちづくりは人づくり、人づくりは教育にあり。教育は人なり。教育の果たす役割は、まさに経済条件でも満たせないまちづくり、人づくりの原点であります。阿見町の将来は、今の子供たちに託されています。この宝の原石を磨くのは教育であります。特に、義務教育の小学校・中学校は、学習においても、人間形成においても、一番重要な基礎基本の力を培う大切な場であります。基礎基本をしっかりと確実に身につけさせることは、先生はもちろん、保護者にとっても当然の希望であり、100%理解に近づいてほしい強い願望でもあります。

応用力は、この基礎基本が身についていないと発揮できません。この基礎基本力が身についているかどうか見きわめるため、昨年、小学校6年生と中学校3年生の原則全員を対象に、全国学力テストが43年ぶりに実施されました。ゆとり教育で学力低下が懸念されている、そういう風潮を一蹴するという思いもあったようですが、結果はそう思いどおりにはいかず、分析・考察するとたくさんの課題が浮かび上がったようです。

本県の小中学生は,算数・数学で全国平均をやや下回り,特に関数の試問では全国を10ポイ

ント前後も下回っていることがわかりました。小学6年生が受けた算数の知識は正答率41%, 中学数学反比例の表を関係させる問題の正答率は38%でした。計算力は全国並みだったようで す。掛け算の九九など計算は得意なのに、答えを導き出す途中の数学的な思考が不足している。 国語では漢字の読み書きは正答率が高いが、記述式では無回答が目立った、文章にする問題が 苦手だったという結果が出て、全国実施県47都道府県中、小学校は33位、中学校は31位という ことでした。

このところ大阪府の知事が学力低下問題を取り上げ、バトルを繰り広げ、俄然学力テストに注目が集まり、阿見町はどうなのかしらと、教育ママではない方も関心を示しました。

そこで、1の質問です。

今回の学力テストを通して、現在の阿見町の小中学生の学力の程度の傾向はどのような結果 になったのでしょうか。学力テストの結果の考察で、どのようなことがわかったのでしょうか。 そしてその後の対処、施策についてお聞かせください。

次に、2つ目の質問です。

新指導要領の改訂に伴い、小学校五、六年生へ外国語活動が週1時間必修化され、小学校の 英語に関心が高まっています。過日、阿見第一小学校において英語の研究会があり、参観させ ていただきました。次年度より全小学校へ導入されるので、研究指定校としての発表でした。 五、六年生が楽しそうに生き生きと英語体験しているという表現がよいかどうかわかりません が、活気に満ちた授業が展開されていました。

中学校へ進級し、いざ英語学習となると、小学校の授業の差が余りにも大きい、そのギャップに戸惑うのではなかろうかと感じたのは、参観していた近くの先生方の会話の中にも聞かれました。中学校と小学校の交流を深め、一貫性が必要なのではないかと思われます。

過日の新聞にも、小学校の先生が、理科が好きだけれども指導は苦手と感じているとの記事が載っていました。545人中、理科の指導が「やや苦手」か「苦手」と回答したのは50%で、経験10年未満の教員は苦手が6割にもなり、30年以上のベテランでも46%という結果が出たそうです。ここでも中学校の理科専科のわかる指導法やアドバイスは小学校教師に安心を与えられ、一貫性の妥当性を感じます。

また、専門性の高い音楽、技術家庭科なども小中学校の連係プレーの必要性は高いのではないでしょうか。小学校から中学校へスムーズに移行させるには、義務教育の一貫性、連携は必要であると確信しますが、この一貫教育については、どのようなお考えをお持ちでしょうか。 御見解をお願いいたします。

最後に3つ目の質問です。

ゆとり教育が施行され、完全週5日制となり、隔週5日制を含むと14年目になります。移行

前は土曜日を半ドンと言って半日の授業がありました。が、それがなくなった現在は、月曜日から金曜日まで小学1年生は週25時間、毎日5時間授業。6年生は週28時間、6時間が3日、5時間が2日。中学生は29時間なので6時間が4日、5時間が1日と大変過密なスケジュールです。

児童生徒がこのスケジュールですから、先生方はその上の超過密スケジュールとなり、ゆとり教育どころではありません。朝から児童生徒が帰るまで、フル回転の状況です。その後、教材研究やテストなどの事務処理などがあります。中学校では部活動があり、終わってからそれらをこなすわけですから、多忙きわまりない毎日です。

そんな多忙な先生方, どうしてゆとりを持って授業に臨めるのでしょうか。阿見町の教育に携わる先生方が, ゆとりを持って指導体制ができるために, どのようなお考えをお持ちでしょうか。

以上, 教育につきまして3点お伺いいたします。

○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長大﨑治美君,登壇願います。

〔教育長大﨑治美君登壇〕

○教育長(大崎治美君) おはようございます。ただいまの質問にお答え申し上げます。

1点目の質問の、全国学力・学習状況調査の結果についてですが、町内の各小中学校では、 調査の結果を分析し、各学校独自の学校改善プランを作成し、授業の指導法及び児童生徒の生 活習慣の定着などの改善に生かしております。

さらに教育委員会としましても、指導室では計画訪問や学校経営協力訪問、この学校訪問などを生かし、また学校長会、教頭会、教務主任会、そういう会議で、課題や努力すべき事項について指導するとともに、各学校における校内研修等に対しても支援を行っております。具体的な例としまして、小学校では算数を好きだという児童が少なく、やや苦手意識があることが調査でわかりました。

これに対しまして、児童が、わかる・できる体験をたくさんする、そして、算数を楽しく感じられるような授業を展開できるよう、各学校では授業の研究をしたり、校内研修を実施し、 指導法の工夫・改善をしております。

また、教育委員会としても、特に今年度は算数に重点を置き、わかる・できるという喜びを 味わわせる、授業意欲を高めるような指導が展開できるような、各学校に訪問をして指導助言 をしております。

ちなみに吉原小学校では、町の教育委員会の指定で、また実穀小学校では町と郡の教育研究 会から委嘱されまして、平成19年度、20年度の2年間にわたりまして、算数科の学習について 研究及び実践を行い、研究実績の発表を行いました。ちなみに実穀小学校では10月の16日に郡と町の研究発表会と、また10月の22日は吉原小学校で、町の研究発表会と。そういう研究成果を各学校に発表しております。

学習状況調査からは、児童生徒が宿題をしたり、家庭学習をしたりする時間が全国平均よりも少ないと、そういうことがわかりました。これに対しまして、家庭での取り組みが課題となりますので、小学校では宿題や家庭学習に自主的に取り組み、習慣化できるような「家庭学習のやり方」というような手引を作成して、各家庭に配布したり、児童に対しても家庭学習の仕方を指導するとともに、家庭にも協力をお願いしているところです。

また、中学校では、家庭学習の仕方について個別指導を重点的に行い、ゲームやテレビ、ビデオ、こういうものの視聴時間を少なくし、宿題や家庭学習時間を増やすことで学習習慣の構築を計画的に進められるようにしております。

以上のように、各学校では結果を分析し、学校自体の学校改善プランを作成し、児童生徒への学習指導や生活習慣の改善に生かしております。

2点目の質問の小中一貫教育についてですが、現在、小中一貫校、これを実践している地域 は少ないというような現状でございます。現状で考えてみますと、小中学校が1つの校舎で学 校教育を実施するためには、学校の統廃合の問題、また新校舎の建築場所、建築費用の問題、 児童生徒の通学の問題など課題も多く、阿見町ではこのようなシステムを取り入れるというこ とは大変難しいと、そういう状況で今おります。

この教育システムにつきましては、教育活動を実施するに当たっては、メリット・デメリット、これの両方を兼ね備えておりますので、これは十分に今後の研究課題として実践校の成果等を検討していく必要があると、そういうふうに考えております。

3点目の質問の、先生方のゆとりの時間を確保するための施策と、これについてですが、議員の御質問のとおり、学校現場は、朝、児童生徒が登校してから下校するまで本当にフル回転で先生方は活動しております。そればかりか、児童生徒が下校した後も、ノートやテストの採点、絵や作文などの作品の評価とか添削、教室内の清掃、整理整頓、また翌日の教材研究――プリントを作成したり、学習教材の作成をしたり、授業の準備をしたりと、そういうことが仕事として残っております。

また、校内研修や職員会議、生徒指導に関する会議、教科、道徳、特別活動部会など、会議なども数え上げたらきりがないというほどあります。さらに、このほか子供たちの防犯対策として、登校・下校、その指導やパトロール、そういうものも加わっております。しかし、これらのことは学校教育としては一つとして欠かすわけにもいかないと。そういうことで、先生方は、この実践に大変なエネルギーを使っていると、そういう現状でございます。

そこで、教育委員会としましても、先生方の幾らかでも仕事の軽減を図るために、成績処理 とか授業準備、また情報の共有化等のためにパソコンを活用することで、業務の軽量化を図る と。今年度は、各小中学校の職員室内に情報ネットワークを整備し、全職員に一人につき1台 のパソコンを配置しました。

さらに、会議の効率化を図り時間を短縮することや、週に1度は家庭の日として規定の時間で帰宅する日をつくるようにすることなど、各学校でそれぞれのゆとりを生む工夫をしております。また、教育委員会としても機会があるごとにそういう話を進めております。また、研修の出張なども、1つの学校に偏らないように、多く割り振りをして、どの学校も均等に行く、または学校の教員が少ないところはできるだけ緩和すると、そういうようなことを心がけて割り振りをしております。

教員の業務の軽量化については、県の教育委員会でもアンケートをとっております。6月に とりまして、12月に発表されるということで、その結果が待たれるところでございます。

阿見町の教育委員会としても、先ほど申し上げましたように、先生方本当に忙しいと、そういう毎日を幾らかでも軽減するということで、県の改善策を踏まえて、速やかに改善できることから改善していくと、そういう考えでおりますので、何とぞ御了解を願いたいと、また御支援を願いたいと、かように思っております。

- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) ありがとうございました。学力テストの結果は各学校の、そして教育会の分野でその結果を分析し事後指導をしていると、そのような御回答でありましたけれども、77億円の巨額を投じて実施したのですから、その結果を分析し、考察を加え、今後の教育に活用するということは当然であります。

現在の、この阿見町の児童生徒の学習力、その実態はいかがだったのでしょうか。学力の程度はどのような傾向だったのでしょうか。再度、小学校、算数・国語、そして中学校、数学・国語、概略をお願いいたします。

- ○議長(諏訪原実君) 教育委員会指導室長石井直人君。
- ○指導室長(石井直人君) それではお答え申し上げます。

点数は申し上げられないんですが、おおよその概略を話したいと思います。

教育長答弁にもありましたように、算数が好きだという子供が少なくてやや苦手意識がある、 そんな傾向もあったんですが、算数、数学のA・Bとありまして、Aのほうが基礎基本、Bが 活用になるわけなんですが、小学校の算数のAのほうが全国平均よりやや低かったということ があります。

背景には、先ほど言いましたように、好きだという子供が少なかったということがあります。

そのほかの項目については、全国平均並みでございます。

- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) はい。どうして、その平均点の点数を公表できないのでしょうか。
- ○議長(諏訪原実君) 指導室長石井直人君。
- ○指導室長(石井直人君) お答え申し上げます。

文部科学省の通達及び県からの通達等がありまして、さらに教育委員会でも話し合ったところ、序列化や過度な競争につながるおそれがあるということで、公表しないということに決めております。

- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) 別に序列化や、そしてね、学校の競争をあおる、そういうことではないと思います。じゃ、そういうメリットは何でしょうか。お答え願います。
- ○議長(諏訪原実君) 教育長大﨑治美君。
- ○教育長(大﨑治美君) 今の件でございますが、文部科学省としては、20年度の調査の実施要領について公表しないというような通達を出しておりますし、また県もそのような通達を受けて各市町村に流しております。で、私どもも今のところ市町村は行わないと、そういう方針でおります。

また、浅野議員は、そういう点数によってのどうこうということはないということですけど、 昨日の朝日新聞でもごらんになったと思うんですけど、鈴木教育長は公表する方向では行くけ ど、点数がひとり歩きしたり、学校格差が出るということが心配されると、そういうことを申 されてるので、全国的にどこでも公開してるということはございません。

- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) 別に各学校ごとのね,平均点ではないのです。この阿見町全体として,例えば,そこに出ていますように,県では知識・算数が小学校では72.2と。あ,これは72.2あれば保護者の皆さんだって平均よりは上,50より上ですから,いいなと。で,活用問題が51.6であれば,あ,少し何か活用する力が不足しているんだな,じゃあ,こんなふうに考えようと,保護者の皆様だって考えられるんですね。

別に序列化とか、それから点数によってその学校が何とかっていう問題ではないのです。阿 見町全体としてこういう点数であって、ここのところが低かった、ここのところは劣力です、 これは優力ですと。そのように具体的にですね、お話いただければ、私たち民生・教育委員も、 学校教育に対して協力すると。でも学校の児童の実態が全然わからなくては、協力するという ね、そういう姿勢が薄れてしまうわけですね。

そこで、もう一度ですね、阿見の児童の実態についてお願いいたします。

[「平均点分析していないんですか,阿見町全体の」「阿見町全体の平均点は出てるんですか」と呼ぶ者あり]

- ○議長(諏訪原実君) 教育委員会指導室長石井直人君。
- ○指導室長(石井直人君) 阿見町の点数の結果等についてなんですが、教育委員会の中で検討中なので、今ここで公表はできません。
- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) それではですね、その平均点の公表もできないとすると、阿見町の小中学生、学習力の実態というのは、やはり私たちはわからないということですよね。そこのところをやはり保護者が、なぜですね、塾に行かせたりしているのか。小学校・中学校の義務教育だからこそ基礎基本をきちんと身につけてほしいと思っているわけですから、その平均点がどのぐらいなのか、それは保護者も私たち町民も注目すべきところであります。調べていただきたいと思います。

じゃあ、もう1つ。今年、昨年に引き続き実施された全国学力テストあります。昨年と比較 してどのような点が変化したのでしょうか。お知らせください。

- ○議長(諏訪原実君) 指導室長石井直人君。
- ○指導室長(石井直人君) 大ざっぱな傾向になるんですが、お答え申し上げます。

昨年と比べまして、小学校ではBに対する活用のほうが点数が上がってまいりました。さらに、先ほど議員からもありましたように、記述式ですね、無答が多いというのは、やはり昨年に続いて同じですし、文章を記述するということに対しては、苦手意識が昨年に引き続いてあります。

さらにですね, 国語に関しましては, 国語が好きであるという子供は全国平均よりややよかったという点で, 成長しております。

大ざっぱなんですが、よろしいでしょうか。

- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) はい。皆様、阿見町の児童生徒の学力がどのようなものか、おわかりになりましたでしょうか。わかりません。やはりですね、教育は、義務教育は基礎基本でございます。一番大切な場であります。それの知識がどれぐらい身についたか、これは保護者も町民もみんな注目の的でございます。

もう一度、学力テストの分析・考察をお願いいたします。

それから、その学力の中でですね、一番平均点または学力が安定しているのが秋田県、富山 県、福井県というのが出ましたけれども、その県の優秀なというか、学力が身についた、その 要因というのはどのようなものだったんでしょうか。お調べになりましたでしょうか。

- ○議長(諏訪原実君) 教育長大﨑治美君。
- ○教育長(大﨑治美君) 今の点数の高かった県と低かった県の内容でございますが、文部科学省では、平均正答率に差ができる原因としてですね、高い県は漢字の書き取りなど基礎的な学力がついている上に、粘り強く問題に取り組む学習習慣もついていると。朝食もとっている子供が多く、学校も宿題を積極的に出すなど、全体を通じて地道な取り組みが成果を上げていると。

昨年に続いて全科目最下位の県では、家庭学習の手引を配り、家庭での学習習慣の定着を目指していると。そういうことで正答率の高い、先ほど申し上げました秋田県とか、福井県とか、富山県、そういうところは基礎学力の徹底を図っております。で、阿見の小中学校でも、朝の10分間、1週間のうち3日くらいは国語と算数または国語と数学、そういうのの基礎的な学習に取り組んでいると、そういう日課を組んでおります。

以上です。

- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) それでは2番の質問に移らせていただきます。

2番は一貫教育ということでしたけれども、私は学校でですね、1つの学校で、一貫教育ではなく、小中一貫校ではなく、一貫したカリキュラムのもとで教育するという一貫性のある教育が必要であると、そのように提案したのですけれども、この点はいかがでしょうか。

- ○議長(諏訪原実君) 指導室長石井直人君。
- ○指導室長(石井直人君) お答え申し上げます。

議員がおっしゃるとおり、小中の連携は必要ということで、阿見町でも研究推進委員会というのを持ちまして、各中学校区ごとに小中連携をしていこうということで、小中間の交流ということを考えております。

一つの例としまして、中学校区によるんですが、ごみ拾いなどのボランティア活動をやっている中学校区もありますし、小中学校の授業を見る会というのも設定しまして、各小学校の先生が中学校、中学校の先生が小学校、さらにほかの小学校の授業を見て、お互いに意見を交換してるというような状況で取り組んでおります。

- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) 小中学校の先生方が交流する機会は多くあったほうがいいと思いますけれども、年間それはどのぐらいあるのでしょうか。また、どんな機会にお持ちになってらっしゃるんでしょうか。
- ○議長(諏訪原実君) 指導室長石井直人君。
- ○指導室長(石井直人君) お答え申し上げます。

小中学校の先生が授業を見る会等でやってることにつきましては、計画訪問、それから要請訪問、校内研修等ありますので、延べにしますと、1つの小中学校区で五、六回でしょうか、あります。さらに研究推進委員会は、全体的な会合については2回なんですが、それ以外の各小中学校区で集まりを持ちますと、年間で四、五回になるかと思います。

以上です。

- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) 私は、やはり小学校、中学校の先生方が交流を深めて、小学校から中学校に行く、そのギャップをですね、少しでも軽くするためには、やはり小中の先生方の交流が深まるのが大変よいと思いますので、その点はやはりより多くよろしくお願いしたいと思います。

それでは、3番目の質問なんですけれども、先ほど先生方にゆとりがなくて、それでゆとり 教育ができるのかと私は問いましたけれども、先生一人ひとりにパソコンを与えて情報を交流 していると、そのようなお話ありましたけれども、やはりパソコンに入力する時間と、それも あると思うんですね。一人は一人、限界があります。

私先日,阿見一小の研究会に参加させていただきましたが,その中でGTというですね,ゲストティーチャーというのですか,そういうゲストティーチャーとか学校ボランティアとか教員サポーターとか,いろいろ呼び名はありますけれども,そういう方が教材の準備とか,またはその他いろいろな事務的なものをする,そういう方の導入についてはいかがお考えでしょうか。

- ○議長(諏訪原実君) 教育長大﨑治美君。
- ○教育長(大崎治美君) 今の件にお答えしたいと思うんですけど、実はですね、お読みになっているかと思うんですけど、今年の1月4日の文部科学広報、これには学校現場の負担軽減の中間まとめと。お読みになってますか。
- ○7番(浅野栄子君) それは一般の方にはありませんね。
- ○教育長(大崎治美君) いや、あります、図書館やどこでもありますから。

それによりますとですね、根本的な子供と向き合う時間をできるだけ多くさせたいという、 文部科学省が計画をしてましてですね、一番にはこういうことを言ってるんですね。主幹教諭 の配置を伴ってマネジメントを強化するとか、教員定数の改善をするとか、退職教員の外部人 材の活用とか、とにかく先生方を幾らかでも楽にさせようと、仕事を軽減させようと。そうい うようなもくろみで、この中間発表をまとめてます。

まだ、最後までまとまってないんでどういうふうになったかわかりませんけど、国の方針と しては先生を増やすとか、それからですね、阿見町の教育委員会にもいろいろの、各機関から 文書の調査とかいろいろなものが年中来てます。それから、ポスターの依頼とか作文の依頼なんかもしょっちゅう来てます。こういうものもやはり精選して先生方の軽減を図らなくちゃならないだろうと、そういうことも書いてありますので、だんだんに我々はそういう点で少しずった取りはしてますけど、やってかなくちゃならないかなと、そういうふうに考えております。

それからですね、県議会だよりの4月20日、これはおたくにも行ってると思うんですね。これには、ある県会議員が、地域の大人たちを活用して、先ほどおっしゃったとおり、地域の大人たちを活用して先生方の負担を軽減させるのがいいだろうと、どうなんだ知事はというような質問をしております。だから知事も地域社会総がかりで子供を支える体制を進めて、地域の教育力を上げていくと、そういうような回答をしております。

だから、ゲストティーチャーの話も出ましたし、地域のボランティアの方の話も出てますし、阿見でもそれぞれの学校で、その地域の学校に応じてゲストティーチャーとかボランティアの方をお願いして授業の手助けをしていただいたり、現に役場の職員で阿見中学校の野球の指導をしてくださって、阿見中学校が大変いい成績をおさめてる。それがこの前、ちょっと名前は忘れましたけど、県で発行してる厚い、学校教育に対するボランティアとかそういうのをまとめたやつに名前まで出て、私は感激してその方にお礼を申し上げたんですけど、そういうふうに地域の方が、みんなで学校を支えていこうというようなことを知事も進めていきたいと、そういうふうに申してます。

以上です。

- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) 今,教育長さんがおっしゃいました地域の方,ボランティアで学校教育の中にと。では,どのようなお考えがそこでありますでしょうか。これからそれを取り入れるというお考えはありますでしょうか。各学年に1名は,本当はいたほうがよろしいかとは思うんですけれども。ゲストティーチャーのあり方について,お伺いいたします。
- ○議長(諏訪原実君) 教育長大崎治美君。
- ○教育長(大﨑治美君) それは今申し上げましたようにですね、多ければ多いほどいいということもありますしね、多くたって船頭さんが多くて山に登っちゃいますから、やはり一人のときもありますし、それはその学校とかそのクラスによって希望ですしね、何でもかんでも何名という定数もございません。

ましてやボランティアですから、来てくだされば結構なことでね、こちらからあんた来てやってくださいよというふうになかなか頼みづらいと。それは学校の実情に応じて対応していかなくちゃならないと。そういうことですから、先ほど例挙げた野球でもそうですしね、剣道でもそうですし、それから英語のボランティアがあると。この前阿見第一小学校で見られたと思

うんですけど、あるクラスでは二人のボランティアが来て、英語の補助をしてましたよね。

そういうふうに来てくださる人を活用する、または場合によってはうちのほうの生涯学習課に達人バンクという1冊の登録者の名簿があります。そこでは書道を教えてもいい、花を教えてもいい、座禅を教えてもいいと、そういう方がありますから、我々で必要に応じては、どうぞ何とか中学校に行って座禅を教えてくださいと、そういうこともお願いできます。

だから、それは一概に何名がいいとか、できるだけ定数があると、そういうことはございません。

以上です。

- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) では、今教育長がおっしゃいましたように、各学校独自で、この方をお願いしますと、この時間お願いしますと、自由にそのボランティアの方に来ていただいて、授業なりとも手伝っていただけるようなシステムになっていらっしゃるのでしょうか。
- ○議長(諏訪原実君) 教育長大﨑治美君。
- ○教育長(大崎治美君) それは学校に独自にお願いしてるときもありますし、私のほうから、私って教育委員会としてお願いするときもありますから、そういうシステムはございません。
- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) システムがないということは、自由に学校でやってもよろしいという ことなんですか。

[「じゃ、ない」と呼ぶ者あり]

- ○7番(浅野栄子君) じゃ、学校で自由にできないんですか。
- ○議長(諏訪原実君) 教育長大﨑治美君。
- ○教育長(大﨑治美君) そうじゃなくてね、学校独自でやる場合もあるだろうし、教育委員会として配慮してね、この学校にこういう先生をお願いしたらば、この学校がうんと先生方が助かるんじゃないかというときは、こちらでお願いしますから、何でもかんでも全部学校にお任せの場合もあるだろうし、我々も相談に乗ってやってやる手助けをすると。先ほど、私答弁しました中にね、各学校に行って助言したりしてるということはそのことなんです。
- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) じゃあ確認させていただきます。学校で、この方にお願いして音楽の 授業のときに手伝っていただきましょうと、そんなふうに思えば、その先生に学校独自でお願 いしてもよろしいということですね。
- ○議長(諏訪原実君) 教育長大﨑治美君。
- ○教育長(大﨑治美君) 今, それは現にやってるんじゃないですか。それはニュースとして

はとっておりませんか。

- ○7番(浅野栄子君) いや、わかっておりますけれども。やっているわけですよね。
- ○教育長(大崎治美君) それは、そのとおりです。それは教育委員会でも相談に乗りますし、学校独自でやるときもあると、そういう話をしてるんでね、それはよく理解していただきたいと、かように思います。
- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) それでは、今教育の問題で、やはり阿見町の児童生徒の学習の実態というのは、わかったようなわからないような感じですけれども、調査結果から基本的な生活習慣と学力は相関していると、そのような記事もありましたし、先ほど教育長さんが、一番問題の正答率の高かった県が、いろいろな地域の力をかりていることもあると、そのようにおっしゃっておりましたので、相関関係を分析していただいて、また、教育環境の整備は、やはり行政の責務でありますので、阿見の子供たちに基礎力、基本力をつけるために、阿見の教育力の向上に向けてよろしくお願いいたしたいと思います。

以上で、1問目を終わりにしたいと思います。

2問目, 行きたいと思います。

- ○議長(諏訪原実君) 7番。いいです、どうぞ質問して。
- ○7番(浅野栄子君) それでは、2点目の質問をさせていただきます。

原因不明であって治療方法が確立していないといわれる難病を患っている方が当町におります。全体の何%で片づけてしまいがちな数字でも、本人にとっては100%であり、その痛み、精神的苦痛は第三者にははかり切れません。難病は家族をも巻き込み、経済的、身体的、精神的な苦痛と負担が累積していきます。治る見込みがあるかどうか不透明な部分が多いからです。そんな本人、家族の不安が和らぎ、安心して療養生活が送れているのでしょうか。

難病を見舞われている方への施策、支援についてお伺いいたします。

- ○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。
- ○町長(川田弘二君) 難病対策についてお答えいたします。

まず初めに、難病について説明をしたいと思います。

難病とは、議員御承知のとおり、原因が不明で治療方法が確立していない疾患であり、123種の疾患が特定疾患として指定されております。その中でも特に「症例が比較的少ないもの」「原因が不明なもの」「効果的な治療法が未確立なもの」「生活面への長期にわたる支障があるもの」等、4つの要素に該当する45種で、一般的に知られているものとしましてはパーキンソン病、モヤモヤ病、潰瘍性大腸炎、悪性関節リウマチ、クローン病等であります。

これらの疾患を特定疾患治療研究事業の対象としておりまして,この研究事業に協力してく

ださる方に、県は医療の確立と普及並びに患者の経済的負担の軽減を図るため、一般特定疾患 医療受給者証を交付しております。この受給者証を交付されている方は、平成20年3月31日現 在、土浦保健所管内の5市町村——阿見町、土浦市、石岡市、かすみがうら市、美浦村であり ますが、全体で1,263名おり、そのうち阿見町内には181名の方がおります。

難病患者は、疾患の種類や個人差により状態像はさまざまであり、外見や容貌が変化したり、 視覚障害や肢体不自由などによる身体障害者手帳を取得する場合や、外見上、行動上ではわか りにくい方がいるのが現状であります。

さて、議員御質問の難病患者への支援策としましては、茨城県では難病に関するさまざまな相談や各保健所で講演会、交流会、家庭訪問などを実施するとともに、生計中心者の市町村民税額及び前年の所得税課税年額等に応じ7つの階層に区分し、患者の自己負担の月額限度額を通院ではゼロ円から最高1万1,550円に、また入院でもゼロ円から最高2万3,100円と設定し、それを超えた分について医療費の助成を行い、難病患者の経済的負担の軽減を図っております。

県内の市町村におきましては、県が経済的負担の軽減を図っていることから、闘病生活やその家族の労苦に報いることを目的に、37の市町村が見舞金や手当等の給付を行っております。阿見町におきましても、一般特定疾患医療受給者証を交付されている方に年額3万6,000円の難病患者福祉手当を給付しております。県内の実施している市町村の給付状況を見ますと、年額1万円から4万8,000円で、土浦保健所管内の市町村におきましては年額3万円から3万6,000円となっております。

このように、茨城県が医療費の助成により経済的負担の軽減を行っていることや、近隣市町村の支給額の状況を見ましても、当町の手当額は決して低い額ではないと考えております。しかしながら、手当を受給している人数は126名となっており、受給者証の交付を受けている方のうち69.6%で、受給していない方が30%もいる状況にあることから、制度についての周知を図り、全対象者に支給できるよう啓発してまいります。

また,町民に対し難病への理解を深めるために,町広報紙やホームページ等を利用して啓発 してまいりたいと考えております。

そのほかに、難病患者への支援としまして、闘病生活に必要な日常生活用具の支給や、身体介護・家事援助等のためにホームヘルパー派遣等の難病患者等居宅生活支援事業があります。 これは現在、阿見町では実施しておりませんが、これから実施に向けて検討してまいりたいと考えているところであります。

いずれにしましても、難病患者やその家族には経済的・身体的・精神的負担が大きいことは 理解しているところでありまして、引き続き支援をしてまいりますので、御理解くださるよう お願いします。

- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) 難病患者への福祉手当ということですけれども、阿見町の支援は年額 3万6,000円と、月に直すと3,000円なんですが、今町長さんが言われたように、近隣の市町村 と比べて手当は決して低いものではないとおっしゃいましたけれども、じゃあそれは適当、十分だということなのでしょうか。マイナスに準ずるというのは、情けないんじゃないかと思うんですけれども、福祉の町阿見町では、やはり1カ月3,000円では暮らせないのではないかと 思いますが、この3,000円という価格について、いかがお考えでしょうか。
- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) ただいまの質問にお答えいたします。

先ほども町長の答弁から、近隣市町村の特に土浦保健所管内の市町村の給付状況について、 年額3万円から3万6,000円というようなことで支給しているということで、阿見町も3万6,000円というような手当でございます。その点で近隣と比較して低い額ではないというようなことでございます。

月額3,000円という手当が、生活にこれでできるのかというようなことでございますが、これはあくまでも難病患者に対する家族とか本人の精神的な負担とか労苦に報いるための見舞金、福祉手当というような意味合いですので、生活を支援すると、経済的な軽減を図るという目的では、県のほうから、そういう医療費の助成という形で出ておりますので、市町村は家族の労苦に報いる見舞金という意味で交付しているものでございます。

以上です。

- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) 町の保健所にですね、お聞きしましたら、その支給手当というのは別にね、幾らだと決めているわけではない。その町の状況に合わせてしているということです。 福祉の町阿見町が一番低い3,000円でよろしいのでしょうか。もう一度お願いします。
- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) お答えいたします。先ほども申し上げましたように、3,000円というのは生活費の援助という意味ではありませんで、あくまでも家族の労苦に報いるための見舞金、そういう町の気持ちといいますか、そういうことで支給しているものでございます。ほかの市町村もそういう意味で支給しているわけで、年額3万円から3万6,000円というのは、月額にすれば3,000円と。土浦の保健所管内でも同様の手当を支給しているという状況でございますので。

さらに難病患者への支援策としましては、先ほど申し上げましたように日常生活の用具の支給とか、あるいはホームへルパーの派遣とか、そういうことも今後検討していきたいというこ

とで考えておりますので、御理解お願いしたいと思います。

- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) 難病患者はですね,一刻を争ってるわけですね。ですから支援は早急に改善していただきたいと思います。先ほどの回答の中には,居宅支援事業はまだないけれどもこれから入れていきたいと,そのようなお話がありましたけれども,それはいつごろからどのような組織をもって検討してくださるのでしょうか。
- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) この事業につきましては、21年度の予算に要望して、今検討してるということでございますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) 私は、福祉の町阿見ということで、先日もですね、阿見の第5次総合計画、この中の福祉のところを見てみました。そこでは、障害のある人、障害のない人と同様に生活し、ともに生き生きと活動できる社会を目指すノーマライゼーションの理念により進めていきますと、そのように書いてありまして、そのほかの支援の中で、ずーっと見ましてですね、難病患者という、そこのところは全くありません。そして14年のところにですね、ようやくここに58名の支給状況が出てまいりました。

その前に、患者はですね、平成10年にもちゃんとおりました。また、何人というのは15年からのことなんですけれども、15年には85人、そして今年19年、20年には126名ですか、こんなふうにどんどんどんどんあませんですよね。

ですから、それに注目する。障害者支援というのは大変あります。障害者福祉、障害者何とか、障害者……、ほとんど障害者なんですけれども、この新しい第5次総合計画の中にも、見ましたら難病という言葉は何にもありません。一つもありません。障害者、障害者ということでですね、ここに難病という言葉がない。福祉の町阿見でですね、やはり難病対策にもきちんと力を入れてほしいというわけで、ここの中に難病という言葉を入れるようにしてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- 〇民生部長(横田健一君) お答えをいたします。ただいま御質問の,5 次総の後期計画に盛り込まれてないというような御指摘でございますが,この件につきましては平成21年度に障害者基本計画というものを見直す予定で今進めておりまして,その中にその難病対策ということで盛り込んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。

○7番(浅野栄子君) はい、ありがとうございます。

やはり患者は待てません。そのままほうっておくと重症になって、これは高齢になれば医療 費の問題にも通じるわけでございます。早急に難病患者対策に、検討をよろしくお願いいたし ます。

以上をもちまして、7番浅野栄子、質問を終わりにいたします。ありがとうございました。 〇議長(諏訪原実君) これで、7番浅野栄子君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時からといたします。よろしくお願いします。

午後 0時09分休憩

午後 1時00分再開

○議長(諏訪原実君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番難波千香子君の一般質問を行います。

4番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

[4番難波千香子君登壇]

○4番(難波千香子君) それでは通告に従いまして、御質問をいたします。

まず、役所内の総合案内設置とフロアマネジャーの配置についてであります。

町の窓口は、いわば町民と行政との接点でございまして、行政サービスの最前線であります。 町民に対して良質なサービスを提供する役割と責務は重大であります。町民が行う申請や登録 手続に対して、窓口における混雑の解消と待ち時間の短縮等の町民の利便性やサービスの向上 を図るため、縦割りの手続を1つの窓口で完了するワンストップサービスの総合窓口の設置が 必要であり、待たれるところであります。

最近では庁舎内のあちこちの窓口を歩き回らないで済むように、町民の利便性の視点から、 多くの自治体において総合窓口の設置が図られております。さらに町民へのきめ細かな配慮や 対応として、届け出や証明書、登録手続などの相談に応じるフロアマネジャー、総合案内とし て職員を配置するなど、町民サービスの向上を図っている自治体も増えております。

近隣の自治体に行っても、すぐに目に飛び込んでくるのが総合案内、それぞれが間仕切りされた総合窓口のコーナー、そしてこの機械から受付番号をおとりくださいと書かれた番号札発 行機であります。

平成16年9月定例会一般質問で、市民サービス向上という質問の中で、当時企画課が主体となり窓口業務改善は、ワーキングチームにおいて、さまざまな視点から現体制でできることから取り組むことで検討しておりますとの答弁でございました。

また千葉議員は平成15年3月,平成17年12月,質問いたしております。また議会行政改革特別委員会でも要望しておりましたが,表示看板の改良,総合案内係を設置しました。確かに以前から比べれば,大分よくなりました。それは私も十二分に評価しておりますが,まだ一歩二歩足らないと思います。

総合窓口化には時間もかかるでしょうし、とりあえず窓口にだれかが来たら、職員のほうが「こんにちは。御用件は」と笑顔で対応し、丁寧に説明してあげてはと思います。総合窓口が 実現したとしても、職員の意識が変わっていなければ、町民に優しい業務とはいえないと思います。

そこで、現在どのように考えているのか、御見解をお伺いいたします。

1点目、窓口業務の現状と課題について、窓口改善アンケートの結果を踏まえてお聞かせください。

2点目,総合窓口設置とフロアマネジャーの配置について,今後の方向性についてお伺いいたします。

○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君,登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 難波議員の質問にお答えいたします。

総合窓口は、住民記録や住民福祉などの各種行政サービスを一カ所で受けられるようにつくられる窓口であり、行政サービスと業務効率を向上させる観点から、全国的にも設置する市町村が増えてきている状況にあります。

当町における総合窓口設置につきましては、平成15年度から職員ワーキングチームを立ち上げ検討した経過がありますが、多額の経費を要すること、また人員配置・組織機構の大幅な改編を伴うことなどを勘案した結果、当時としては導入を見合わせる結論に至っております。

その後は、既存の組織において、職員意識の向上や費用対効果に重点を置きながら、窓口利用者の視点に立ち、管理職による窓口案内係の配置、電話予約による証明書交付の拡充、休日開庁サービスの導入、案内表示板の改善など、サービス向上に努めてまいりました。さらに、来年6月からは、権限移譲によりパスポートの申請及び交付業務を町民課において取り扱う運びとなり、窓口の利便性は一層向上することとなります。

また,窓口改善に向けては,毎年テーマを絞った来庁者アンケートを実施しており,本年度は接遇について御意見をいただいたところであり,今後の接遇向上に反映させるべく,分析検討を進めております。

このような経過を踏まえ、1点目の窓口業務の現状と課題についてであります。当町におい

ては、窓口担当課が庁舎1階に集中的に配置されていることから、利用者の動線は比較的スムーズなものとなっております。しかしながら、一部の手続については総合保健福祉会館で行う必要があり、施設間を移動せざるを得ない不都合が生じております。また、設備面ではバリアフリーの対応がおくれているのが実情であります。こうした現状から、業務の集約や設備の更新などを図り、より効果的で利便性・快適性の高いワンストップサービスを実現することが課題と考えております。

このような中、2点目の総合窓口設置とフロアマネジャー配置の今後の方向性についてでありますが、ただいま申し上げた課題に対応すべく、行政改革推進体制の中で職員ワーキングチームを構成し、全般的な窓口改善について検討を進めているところであります。

今後は、来庁者がより快適かつ効率的に窓口利用できることを優先課題としながら、平成22年度中の設置を目標として、総合窓口の実現に取り組んでまいりたいと考えております。また総合窓口の検討に当たりましては、窓口利用者の案内や手続支援を行うフロアマネジャーの配置についてもあわせて検討を進めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。 〇議長(諏訪原実君) 4番難波千香子君。

- ○4番(難波千香子君) そうしましたら、今の御答弁で、平成20年度中にワーキングチーム の検討を進めて設置をしていくということで、「中」ということは12月で考えてよろしいんで しょうか。
- ○議長(諏訪原実君) 総務部長渡辺清一君。
- ○総務部長(渡辺清一君) ちょっとお答えする前に、ちょっと確認したいんですが、ワーキングチームの立ち上げは12月に立ち上げるんですか、ということでしたか。
- ○議長(諏訪原実君) 4番難波千香子君。
- ○4番(難波千香子君) ワーキングチームは平成15年ですか、16年からずっと検討委員会を 設けてるっていう答弁でされてましたよね。で、私が御質問いたしましたのは、この総合窓口、 このフロアマネジャーの配置について、検討中っていうのは、22年設置中っていうふうに私は 聞いたように思うんですけれども、それで22年に設置って考えてよろしいんでしょうかと。
- ○議長(諏訪原実君) 総務部長渡辺清一君。
- ○総務部長(渡辺清一君) 先ほど町長が答弁しましたけれども、22年度中の設置を目標として取り組んでいきたいということでですね、ワーキングチームは15年度当時もう実施しましたけれども、16年時には御承知にように法定合併協を立ち上げての合併の協議もしておりましたんで、またさらに本年度はワーキングチームでも、またさらに検討を進めて、実際はおります。○議長(諏訪原実君) 4番難波千香子君。
- ○4番(難波千香子君) わかりました。そうしましたら、その設置をするということで考え

ますれば、中の内容等の、いろいろな業務内容もございますけれども、例えばさわやかセンターは阿見町においては健康業務を扱っておりますけれども、そういったたぐいのものも、今は検討中で考えられるのでしょうか。その辺は、今の段階でお答えいただければと思います。

- ○議長(諏訪原実君) 総務部長渡辺清一君。
- ○総務部長(渡辺清一君) 一つの例として、今さわやかセンターとの流れということでの話もございましたが、実際検討してる内容としましては、総合窓口の取り扱い業務の検討──大きく言ってですね。それから窓口連携上の問題点。それは今議員が言われた内容のことですけども。それから利用者の動線や待合スペース、また番号発行機──銀行などで既にやっていますけれども、それと窓口表示、そういった整備費用の見込み、そういったことについて見込んで今は検討をしております。

その連携上の問題点,一つの例が今ありましたけれども,例でいいますと転入手続で,妊娠がわかったという人の丸福申請の場合,町民課で転入手続をしまして,それから国保年金課で制度説明,さわやかセンター健康づくり課で母子保健手帳の申請,受領と。でまた,さらに国保年金課で丸福申請というような流れが,実際こういう方に出てきます。そういったことも含めて,いわゆる窓口連携上の問題点という中での取り組みを今検討をしてるという状況です。

- ○議長(諏訪原実君) 4番難波千香子君。
- ○4番(難波千香子君) 確かにこれは不便だと感じておりましたので、ぜひその辺は検討課題に、ぜひなるかなと、入れていただきたいと思います。それに各種健康診査、検診申し込みがさわやかセンターでもございますけれども、こういったたぐいのものも受診率アップということで、そういうことも今後は課題になるのではないかなと思うんですけれども、検討課題の中に入れていただけるのかどうか、お聞きいたしたいと思います。
- ○議長(諏訪原実君) 総務部長渡辺清一君。
- ○総務部長(渡辺清一君) それも、先ほどちょっと説明しましたけれども、大きな部分での窓口連携上の問題点という、そういう中で当然検討してまいりたいというふうに考えています。 ○議長(諏訪原実君) 4番難波千香子君。
- ○4番(難波千香子君) わかりました。また、窓口の設置ということで、今後検討課題に入れていただければと。やる場合ですけれども。高齢者が今阿見町は22%ということで、毎年 1%ずつ増えて、あと2025年には何と3分の1以上が65歳以上という、そういう高齢化社会に阿見町も突入するわけですけども、そういった方の高齢者、また身障者のためのローカウンター、またいすとか、そういった優しい、そういう高低差のある、そういったところもきっと配慮していただけるとは思いますけれども、確認の意味でお聞きしたいと思います。
- ○議長(諏訪原実君) 総務部長渡辺清一君。

○総務部長(渡辺清一君) 先ほどですね、町長の答弁の中で、設備面でのバリアフリーの対応がおくれているのが実情でありますと言ったのは、まさに今議員御指摘の部分でありまして、窓口カウンターの高さですね、これについては年齢・男女の別・心身障害者の有無などということで、そういうことを含めてですね、そういう方のためのことを考えて、同じように着席して対応できるようなローカウンターの導入、これは当然必要と考えていますんで、もちろんそれも含めて、現在の検討事項の中に入っております。

○議長(諏訪原実君) 4番難波千香子君。

○4番(難波千香子君) そうしましたら、基本になりますところは業者選定というようなことも気になりましたけれども、費用、そういうものはもう既に予算化される、今後予算化されるかと思うんですけれども、そういったところも気になるところですので、ぜひ競争入札にするのか指名入札にするのか、そういった点も、もし今お答えできる範囲で結構ですのでお願いいたします。

○議長(諏訪原実君) 総務部長渡辺清一君。

○総務部長(渡辺清一君) 現在のワーキングチームの中での検討事項に、先ほどもお話しましたけども、整備費用についての検討も進めていると。実際、今の段階で6,000万前後かかるであろうと。それには電算経費、カウンターのみならずそういったものもすべて入ってくるわけですが、阿見町の現在の入札契約制度の中では、指名競争入札、そういった形で進めると。つまり競争性。この制度というのは、公正性、公平性、透明性それと競争性、この4つの部分を含めての制度でありますので、当然それをクリアできるような形の指名競争入札というのを大原則として、これは考えております。

○議長(諏訪原実君) 4番難波千香子君。

○4番(難波千香子君) わかりました。じゃあ、ぜひそのような形で指名競争入札、今後の課題で、ぜひそういった形でお願いいたしたいとは思います。工事期間というのもこれから考えながら、短期間で役場が休みのとき、また町民に迷惑のかからない短期間でやっていただけるものと、これは思いますので、その辺はよろしくお願い申し上げたいと思います。また、今後広報等でも、かなり急に利便性は高まりますけれども、周知徹底が非常に大切かと思いますので、その辺は切にお願いしたいと思います。

こうやってごらんになって御存じかとは思いますけれども、牛久市ではこういった若者にも わかるような漫画チックで広報を流している例もございますので、この辺の徹底はぜひお願い 申し上げたいと思います。

またフロアマネジャー、総合窓口も職員対応でということで、検討いただけると思いますけれども、あるところで聞いたことによりますと、委託される場合もあると。そういった場合に

は、丸投げするとかなり委託業者の、そういった中で仕事が煩雑になっているということも聞いておりますので、今後委託に、職員のそういった環境もこれから検討だと思いますけれども、ぜひ町民のためになるような、そういうフロアマネジャーの、そういう職員対応、その辺のことも要望いたしたいと思います。

また現在,総合案内係として,管理職員が月曜日の午前中に立っておられます。いろんな声がありますけれども,大変よいとか悪いとか,威圧感があるとか聞きにくいとか,できましたら入ってすぐにおられるということで,できましたら端に立っていただき,元気なあいさつで困ってる方があったら声かけをされたほうが,さわやかな感じのよい総合案内係になるのではないかと考えます。

また、現在やってられる方は管理職なんでしょうか。その辺もお聞きしたいのと、もし管理職だけであれば、今後は常勤とか非常勤、また一般職員の皆様にも研修プログラムになるよう考えてやられてはいかがかなと思います。できれば女性のほうが町民は聞きやすいんじゃないかなと、普通にそう考えますけれども、その辺。

また、今後3月、4月と転出・転入が時期的に混雑が予想されますけれども、1週間のうちで月曜日の午前中が一番込んでいるのか、その日数、そういう場合に今大変好評な部分と、いろいろ御意見もさまざまですけれども、その辺今後の検討はどのように考えていただけるのかお聞きいたします。

- ○議長(諏訪原実君) 総務部長渡辺清一君。
- ○総務部長(渡辺清一君) 今議員のお話の中で、あそこに入ってきて、何かこう感じが、接 しにくいという話も聞いてるという中で、私どきっとしました。ひょっとしてこれ、おれのこ ともあるのかなという感じもしましたけれども、そういう部分についてはですね、そんなこと のないように、ただいまの議員の御意見等十分参考にしながら、これから検討していきたいと 思いますので、ひとつ御心配のないようにお願いしたいと思います。私みたいなのが立つこと はまずないと思いますので、それは約束いたします。
- ○議長(諏訪原実君) 4番難波千香子君。
- ○4番(難波千香子君) 決してそういうつもりではありませんので、御了承ください。個人 攻撃はいたしません。

あと、窓口改善アンケートということで、今回接遇のことに関して、今集計中ということで、 ちょっと聞けないのが非常に残念なんですけれども、実際どこに置いてあるのかわからなかっ たいうのが本音なんですけれども、いついつ今年は置いて、どのくらいの期間であったのか、 そのくらいはぜひお聞きしたいと思いますので、お願いいたします。

○議長(諏訪原実君) 総務部長渡辺清一君。

○総務部長(渡辺清一君) お答えします。アンケートの実施ですけれども、テーマ的には5つありますが、職員の身だしなみとか言葉遣いや態度、それから説明のあり方、そのほかに待ち時間等について、それから窓口やロビーで不満を感じたことなどについての内容について御意見を伺ったわけですが、期間は10月6日から11月7日までの1カ月間。

実施窓口としましては本庁舎の窓口関係課,それから総合保健福祉会館,うずら出張所,水 道事務所もやったんですけども,実際業者がほとんどですので意見の回収には至らなかったよ うであります。

回収総数は116と。性別で言いますと、そのうちの女性が76、男性が32、無回答が8と。年代別で見ますと50歳代が29人ですね、30歳代が23人、60歳代が21人。そういった状況でして、結果としましてはもう既に出ておりますので、ちょっと細かくなりますので、ここではちょっとその辺までは割愛させていただきますが、企画財政課のほうに行きますと、その結果ができ上がってますのでごらんになっていただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(諏訪原実君) 4番難波千香子君。
- ○4番(難波千香子君) 後で見に行かせていただきたいと思います。実際1カ月ということで、箱の大きさ・場所・色・投書箇所、今後……。少し116件というのは少ないのではないかなと、それでまた判断するというのも少し冒険過ぎるのではないかなと思います。町民の思っていることが果たしてその116名で全部結論づけられるとは思いませんので、その辺今後まだ工夫が必要じゃないかなと、その数字を思う次第でございます。またぜひそういった内容等も広報等で公表していくことも、またぜひ期待したいと思いますけれども、その辺よろしくお願い申し上げたいと思います。

また、余り今後とも窓口、総合窓口設置、フロアマネジャー、それに付随して職員もそのまま総合窓口へ対応するようになるわけでありますけれども、阿見町にはそういう対応ハンドブックという、そういうのはあるとは思うんですけど、まずあるのでしょうか。また、あればどのように活用して、またそれを高めるためにしてるのか、その辺最後にお聞きしたいと思います。

- ○議長(諏訪原実君) 総務部長渡辺清一君。
- ○総務部長(渡辺清一君) そういう対応ハンドブックというのはありませんので、これから 接遇マニュアルというものを作成していきたいということで考えております。接遇マニュアル です。対応ハンドブックと同じことだと思いますけども、そういうことは考えていきたい。
- ○議長(諏訪原実君) 4番難波千香子君。
- ○4番(難波千香子君) ぜひ,役場の本当に顔でございますので,そういった接遇マニュア

ル,ぜひつくっていただいて、それが現実にあらわれるようなまちづくり、役場づくりをお願いしたいと思います。また、ぜひ要望で、あいさつ月間なりも、やはり元気のよい、そういう役場、庁舎そういうものを町民も非常に願っていると思いますので、その辺もぜひあわせて、終わりにさせていただきます。

それでは、引き続きまして、次に障害児の福祉支援と今後の取り組みについてであります。 障害児支援については、19年12月定例会で質問させていただきました。紙井議員も幾度も質 問で取り上げております。発達障害は障害が一見わかりづらいことや専門家が少ないこともあ って、法律や制度の谷間に置かれていて、支援の対象とならない。あるいは特性に合った支援 が受けられないまま放置されてきました。

当町の障害児のうち知的障害児は63%でございますが、ようやく発達障害に対する社会的な理由の向上で、発達障害を持った本人や家族に対する支援体制の取り組みが始まりました。特に発達障害で、早期発見と正しい援助方法を用いた、早期からの継続した発達支援、療育が何よりも重要でございます。

中でも介護給付の一つとして療育訓練を行う児童デイサービスがあります。これは、身体に 障害がある児童等や、発達や言葉のおくれ、多動性のある児童などに、療育に観点を置き、母 子通所により集団指導と個別指導に児童の状況で区分して行っているものであります。当町で はこのサービスは実施しておりません。

現在,通所可能である他市の療育施設も市外枠2割,将来的には市内の待機者の増加もあり,市外の障害児の受け入れをストップしようという流れになってきており,阿見町の障害児だけが早期療育を受けられないことがないように,早急な対応が望まれます。

また、就学時課題といたしまして、学校特別支援につきましては、今年4月より導入となり、 関係者から大変喜ばれているところであります。残された課題の中で、障害児の放課後対策が ございます。文科省と厚労省は、児童が放課後に安全かつ健やかに過ごせる居場所をつくる総 合的な放課後対策、放課後子どもプランを連携して推進中であります。両省とも全小学校区で の早期実施を目指しております。

茨城県では、放課後の居場所づくりの一貫として、茨城キッズクラブの新設を提案。共働きの家庭以外の児童にも広げるものでございます。同じように障害児に対しても、発達障害者支援法に定める市町村の責務として、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため適切な配慮をすると明記しております。言うまでもなく支援にそれを担う人材の育成が大変重要であります。支援が単なる啓発とならないような支援サービスの具体化について5点質問いたします。

1点目,発達障害児の放課後児童クラブの受け入れ状況と今後の取り組みについてお聞かせ

ください。

2点目, スタッフの障害児についての研修はどのように行っているのか, お尋ねいたします。

3点目,障害児に対応できる支援サービスのためのスタッフや地域ボランティアの育成,県 立医療大の学生の協力要請も含め、その取り組みについてお伺いいたします。

4点目、療育訓練の就学後の指導拡充について、御所見をお伺いいたします。

5点目,専門家による相談窓口や児童デイサービスを町事業として,県立医療大学との協力 体制も含め実施できないものでしょうか,お伺いいたします。

○議長(諏訪原実君) ただいま17番佐藤幸明君が退席いたしました。したがいまして、ただいまの出席議員は15名です。

それでは、ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長(川田弘二君) まず、1点目の発達障害児の放課後児童クラブの受け入れ状況と今後 の取り組みについてお答えいたします。

町における発達障害児の放課後児童クラブの受け入れは、基本的には町の総合保健福祉会館 さわやかセンター内で開設している養護学校生等放課後児童クラブで実施しております。現在、 13名が入会しております。また、小学校区単位で開設している一般の放課後児童クラブにおき ましても、児童の状態等を確認して可能な限り受け入れを実施しており、現在全クラブで8名 の入会受け入れをしております。

発達障害児の受け入れについては、今後もこれまでどおり、児童個々の状態を確認しながら 可能な範囲で受け入れていく考えでおります。

次に、2点目の放課後児童クラブスタッフの、障害児についての研修状況についてお答えい たします。

クラブ指導員における発達障害児等についての研修は、県立美浦養護学校等が主催する関係機関による研修会に参加するとともに、クラブ指導員全員による自主研修会を年2回実施して、全員が共通理解に立ち、自己研さんに努めております。また、受け入れ児童の状態により、随時専門機関や各学校等と連携しながら研修も実施しております。

次に、3点目の障害児に対応できる支援サービスのためのスタッフや地域ボランティアの育成についてであります。

現在,障害児に対応できる支援サービスについては,短期入所や居宅介護などの介護給付及び日中一時支援や移動支援などがあり,これらの事業を障害児に対応できる福祉事業所や施設に委託して町が実施しております。これらの支援にかかわるスタッフの育成につきましては,事業を行っている福祉事業所で行うべきものと考えております。地域ボランティアの育成につきましては,ボランティア団体の活性化のために,当初1年間事業に係る経費について5万円

を上限に助成を行い、支援に努めています。

次に、4点目の療育訓練の就学後の指導拡充についてであります。

現在、町では乳幼児健康診査などで把握した、言語や精神等の発達におくれがあると思われる乳幼児や保護者などを早期に支援することを目的に、就学前まで療育相談事業を実施しております。

事業の内容としましては、集団による教室形式のもので、年齢により3歳未満児及びその保護者を対象とした「ぺんぎん教室」と3歳から就学前の幼児及びその保護者を対象とした「ひまわり教室」を実施しているところです。教室内では、親子や他の幼児との集団での遊びやかかわり方などから、心理機能の発達や集団生活における社会性に対し保護者などに助言したり、育児に不安や戸惑いを持つ保護者などに対しては、個別に育児相談を実施するなど、就学後の集団生活に役立つように実施しているところです。

また,就学に向けても,町教育委員会に対し,教室での情報を提供するなど連携を進めているところです。

就学後の状況としましては、現在小・中学校において、小・中学校学習指導要領に基づき、 児童生徒の実態にあった特別な教育課程を編成するなどして、一人ひとりのニーズに応じた教育を行っております。そして、社会の一員として主体的に活動し、自立して社会参加を目指すために、生きる力を育むことに力を入れております。そのために、自立を目指した主体的な活動を促す教育活動である自立活動など、障害の状態や発達段階に応じた個別の指導計画を作成し、指導を行っております。

さらに、県立医療大学や美浦養護学校との連携を図り、巡回相談等で個に応じた指導法のアドバイスを受けております。また、保護者の不安や悩みに対しては、特別支援教育コーディネーターや特別支援学級の担任が中心になり、教育相談を行っております。

このような就学後の指導・相談体制から、未就学児を対象に実施している療育相談事業を就 学児に拡充することは考えておりませんので、御理解くださるようお願いいたします。

5点目の専門家による相談窓口や児童デイサービスを, 町事業として県立医療大学との協力 体制も含めての実施についてであります。

専門家による相談窓口についてでありますが、阿見町では茨城県の基準により、専門職が配置された社会福祉法人に委託しており、既に相談体制を整えております。次に、児童デイサービスを町事業で実施することについては、障害児の保護者から要望が寄せられているとともに、他市町村が運営している事業所での阿見町民の受け入れについては制約があり、利用するには困難な状況にあることから、町内での児童デイサービスに設置について必要であると認識しております。しかし、実施するには、設置場所や人材の確保、さらには開設後の運営方針など多

くの課題があるため、今後十分な検討を図りながら、実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

医療大との連携については、その時点で検討してまいりたいと考えていますので、御理解く ださるようお願いいたします。

- ○議長(諏訪原実君) 4番難波千香子君。
- ○4番(難波千香子君) そうしましたら、放課後対策でございますけれども、一般の児童クラブには8名が入会、現在されているということで、そのときの児童クラブの入所判定基準、判定はどなたがやるのか、何回の面接で今までされておられたのでしょうか。その辺お願いいたします。
- ○議長(諏訪原実君) 児童福祉課長髙須徹君。
- ○児童福祉課長(髙須徹君) それではお答えいたします。申し込みされた場合ですね、まず保護者さんとお子さんの状態を児童福祉課の側で面接をさせていただきまして、その中で親御さんとの確認、必要に応じてはかかってる医療機関の先生方との確認をさせていただいております。その後、入会の判定会議が毎月ございますけれども、そちらのほうは児童福祉課の職員、スタッフ等でやってございますけれども、そちらの会議の中で再確認した中で判断させていただいているのが実情でございます。
- ○議長(諏訪原実君) はい。
- ○4番(難波千香子君) 答弁も出てますよね。何回の面接で判断されておられますか。
- ○議長(諏訪原実君) 児童福祉課長髙須徹君。
- ○児童福祉課長(高須徹君) 大変失礼いたしました。回数に特に制限はございません。必要に応じてこちらのほうで、最終的に確認ができる状態までさせていただいております。
- ○議長(諏訪原実君) 4番難波千香子君。
- ○4番(難波千香子君) 今まで入所判定基準で漏れた生徒は、児童はどのくらいおられたのでしょうか。
- ○議長(諏訪原実君) 児童福祉課長髙須徹君。
- ○児童福祉課長(高須徹君) お答えいたします。漏れたということではございませんで、私どものほうの認定基準というんですか、養護生徒の放課後児童クラブにおきましても、一般の小学校区単位で行っております児童クラブにつきましても、その障害児さんに対しての基準というものは特には定めておりません。

それで、何で判断するかと申しますと、やはりうちのほうの受け入れスタッフの技量と受け 入れ可能かどうかということの個々のお子様の状態で判断させていただいているのが現状でご ざいます。 ○議長(諏訪原実君) 4番難波千香子君。

○4番(難波千香子君) わかりました。人数は把握されていないようでございますね。現にそういうお子様を伺っておりますけれども、やはりその辺も慎重に慎重を期して、極力要望に沿えるような、その後のことも考えられておられるかと思うけれども、かなり苦慮されておられる御家庭もあるのが、この阿見町の現実でございますので、その辺も御了承して、判定のときには十分な判定を期して、よろしくよろしくお願いして、要望にとどめます。

また、さわやかセンターで放課後クラブも2日開いておられますけど、13名。この間行かしていただきましたけれども、本当にスタッフの皆様、本当に感謝しております。時間が5時まで、閉館は30分まで。アンケート調査なりしたことがあるのかどうか、今後もする見込みがあるのかどうか、保護者の声を把握し、できる限りおこたえしていただきたいと思います。かなり、もう少し30分長かったら、仕事を早退しなくて済むとか、いろんなお声がありますので、その辺は要望いたしたいと思います。

また、いろんな今は状況が変化して、昔もそうでしょうけれども、働いているお母様方が非常に多くなってまいります。その場合、その後のフォローとして、町ではどういったサポート体制が今ございますか。お示しください。

○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。

○民生部長(横田健一君) お答えいたします。今議員おっしゃられたサービスの拡充という 点につきましては、実際御父兄の方からもそういう御意見は十分いただいているのは、担当課 のほうでも把握しておりますので、今後その点について、これからもスタッフの確保とか、場 所の確保、さわやかセンターのほうで実施しているということもありまして、ほかのさわやか センターで行っている事業との兼ね合いもありますので、その点の調整も含めて検討させてい ただきたいというふうに思います。

○議長(諏訪原実君) 4番難波千香子君。

○4番(難波千香子君) 済みません。今1つ言い忘れました。さわやかセンターで行われてます、いろんな御要望がありますけれども、今たしか中学生まで、本当に皆様の御努力で拡充していただいていることは、本当に重々感謝している次第ですけれども、あるお母様方、実は私の同級生の子供なんですけれども、中学までは入れた、その後高校に行って行くところがない、かなり障害が重症になってきてしまったという、そういうお子さんを身近に拝見しておるものですから、今後そういったことも加味して、本当に中学生までやっていただいてること自体感謝なんですけれども、そう人数も多くないはずです。そういった今の構成、児童クラブの登録されている方の構成、また要望があって高校生まで拡大できないものか、そのことをお聞きしたいと思います。

- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) お答えいたします。先ほども町長の答弁で、その辺は18歳までというような年齢につきましては、児童のデイサービスというようなことにもなってくるかと思いますが、放課後児童クラブというようなことでなくて児童のデイというような部分にもなってくるかと思います。

放課後児童クラブで小学生から18歳まで対象ということになりますと、かなり年齢の開きもあります。体格の差も出てきます。そういうことで1カ所でやるというのは現実的には難しいというふうに判断しておりまして、その辺につきましては、児童のデイというようなサービスもありますが、先ほども答弁しましたように、阿見町ではまだ実施してないと。他市町村や民間にお願いしているというような現状でございますので、その辺の現状は十分認識しておりますので、実施に向けて、先ほど答弁しましたように、検討してまいりたいということでございます。

- ○議長(諏訪原実君) 4番難波千香子君。
- ○4番(難波千香子君) かなり小学校1年生と18歳では体格も違うとは思いますけれども、さわやかセンターの中では、スペースが今やってるキッズのお部屋と、またもう1つ隣に機能訓練のお部屋が隣接してあるかと思うんですけど、それに限ったことではなく、そういう方法も、お部屋を分けてという、そういったことも考えられなくはないと思いますので、その辺も検討に入れていただけるのかどうか、いかがでしょうか。
- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) はい、お答えいたします。今議員御指摘の機能訓練の場所が使えないかというようなことでございますが、そこにはいろいろな機具が置いてありまして、ちょっとそういう児童を受け入れるには、ちょっと危険を伴う部分もありますので、現実的には難しいというふうに判断しております。
- ○議長(諏訪原実君) 4番難波千香子君。
- ○4番(難波千香子君) はい、わかりました。かなり厳しい現実はわかっておりますので、その辺もこれからの課題かなと思いますけれども、あと、先ほど時間の送り迎えで社協のほうで、ひまわりサポート体制というのがたしかあるかと思うんですけれども、今これは先ほどの児童クラブからの、放課後クラブからの。それで、使えるのかどうか、その辺をお聞きしたかったんですけれども。その体制自体の仕組みなりを。

例えばですね、放課後お母さんは6時まで仕事だと。5時まででお子さんは帰さなくちゃいけない。お母さんは職場にいる。その後、それは町ではどういった体制があるのかということでお聞きしたんですけれども。ひまわりというのがございますけれども、その辺の仕組みが意

外と町民の皆さんわかっていらっしゃらない。現に知っている方も、あ、そういうのあったの というお声も聞こえますので、ここで、ぜひその仕組みなりをお聞かせ願いたいと思います。 仕組みというか、現状をお聞きしたいと思います。

- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) お答えいたします。ただいまの社会福祉協議会で行っているファミリーサポートというような事業の概要についてということでございますが、こちらは、町も社協のほうに今委託してるというような子育ての支援事業でありますが、障害児の受け入れにつきましては、社協さんのほうでもその人に応じてといいますか、ケースバイケースで対応してるというのが現状でございます。

受け入れが可能と判断した場合については、社協で対応していると。ファミリーサポートについては、会員として、その協力してくれる人が会員制となりまして、その協力してくれるお宅のところで預かっていただくと。で、仕事が終わった後にそのお宅に迎えに行ってもらうというようなことでございます。それは、時給で単価が決まっておりますが、そういう制度でございます。

- ○議長(諏訪原実君) 4番難波千香子君。
- ○4番(難波千香子君) そうしますと、これは現実には使えないということですね。5時で終わって、それまでお子さんは迎えに行けないってことは、これはこういうときには障害児の方は使えないって考えてよろしいんでしょうか。
- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) お答えいたします。先ほども申しましたように、その方の障害の程度に応じて、会員となって協力してくださる会員の方が、障害児について受け入れられるというようなことであれば、時間的には午後9時まで、その先は延長も可能だというようなことでございます。

以上です。

- ○議長(諏訪原実君) 4番難波千香子君。
- ○4番(難波千香子君) じゃあ車に乗せて、家にお連れしていただけるということで考えてよろしいんですね。車に乗れるということで。はい、了承いたしました。
- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) お答えいたします。預かっていただける会員の方は、その方を迎えにいくとかいうことはできませんので、その障害児を持った父兄がその会員のお宅まで連れてっていただくということでございます。あくまでも、その送迎というサービスについてはできませんので、うちで見てるということのサポートでございます。

- ○議長(諏訪原実君) 4番難波千香子君。
- ○4番(難波千香子君) わかりました。この場合は家にいないとだめということで,また違った場合に使うという考えでよろしいですね。今後そういったことも考えるっていうことはございませんか。もうこのままでいく。そういう声もあるんですね,現実に。そういうことは検討課題には……。特例,国のそういうのもあるわけですけれども。ニーズも非常に今,ございます。どのように今後考えていかれますでしょうか。
- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) ただいまの説明した事業につきましては、送迎については公的な規制があります。道路交通運送法とかそういう、今ちょっと詳しい情報が出てきませんが、そういう部分での制約があってできないということでございます。ですから、そういう受け入れてくれる会員を募集なり周知して、そういう協力してくれるボランティアの方とか、そういうものを増やしていくとか、そういうことで対応していくという部分はこれからの課題になってくるかと思います。
- ○議長(諏訪原実君) 4番難波千香子君。
- ○4番(難波千香子君) わかりました。ぜひ、そのようにボランティア等含めて期待しております。また、ぜひ協力していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと先ほど、この3番目ですけれども、支援サービスのいろんなお話をしていただきました。 1日一時支援、またボランティアには5万円助成していると。そういった中でばらばらばらばらいろんなところで助成をしているのではないかなと思いますので、今後発達支援、障害そういう法もできましたので、そういった絡みで1つにまとめる、そういう地域を、支援サービスのボランティア、スタッフ、そういった新生の障害福祉課もできましたけれども、そういった1つにまとめる核というものが非常に必要ではないかなと思うんですけれども、そういった考えはございますでしょうか。もしあればお聞かせ願いたいと思います。

- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- 〇民生部長(横田健一君) お答えいたします。ボランティアにつきましては、今町民活動センターっていうところができておりますが、現実的に福祉関係のボランティアの活動を把握しているというのは、社協なりそういう福祉関係の部署で把握してるというのが現状であるかと思います。そういうところで、今後新たなそういう福祉関係のボランティアの育成とか、そういう窓口、受け入れとかいう部分につきましては、そういう町民活動センターのほう、そちらのほうでそういう受け入れとか、そういうPRとか、こちらからも積極的に行って、そういうボランティアの数を、団体登録している数を増やせるように努力していきたいというふうに考えております。

- ○議長(諏訪原実君) 4番難波千香子君。
- ○4番(難波千香子君) 何か,いろんなところでやはり皆に支えていただいて,発達障害児,また障害のお子様は育てられるかと思いますので,あらゆる力を集合して見守り,また支援をぜひぜひお願いしたいと思います。

また児童デイサービスが検討ということで、そのことに関して、最後にこの間、つくば市の障害者センターさくらに行ってまいりました。ここは私何度も行かせていただいてるんですけれども、ここの施設長から、県立医療大学の附属病院の看護師さんがかなり研修に来ておられるそうなんです。で、かなりの方が阿見在住だと。阿見にも児童デイサービスをつくりたいですねっていうお話を何度もされていたということをお伺いしております。

先ほども検討するとは伺いましたけれども、いつごろどういった形で、またされていくのか、また県立医療大学と何回今まで話し合っておられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。 ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。

- ○民生部長(横田健一君) お答えいたします。先ほど、今申しましたつくばのさくらには阿 見からも1名の方が入所されているわけでございますが、一日も早く町のほうでということで ございます。これは先ほども町長の答弁にもありましたように、実施する場所とか、人材の確 保、運営方針などさまざまな課題があるというふうに申しました。そのことも踏まえて町でそ ういう基本的なものをつくった上で、医療大のほうと今後連携についても協議をしていきたい ということでございます。
- ○議長(諏訪原実君) 4番難波千香子君。
- ○4番(難波千香子君) はい。ぜひよろしくお願いいたします。本当に人的確保,大変専門知識のある方を見つけていく努力を,ぜひぜひお願い申し上げたいと思います。実行すると決めれば,専門の方も見つかり,場所も見つかる,そういうのが出てくるのではないかと思います。まず,いついつまでと決めていくところに,またそういう道も開けるのではないかと思いますので,ぜひニーズに合った支援の取り組み,よろしくお願い申し上げて,以上で終わりにさしていただきます。
- ○議長(諏訪原実君) これで、4番難波千香子君の質問を終わります。

次に、3番川畑秀慈(ひでじ)君の一般質問を行います。川畑秀慈(しゅうじ)君です。失 礼申し上げました。

それでは、3番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

[3番川畑秀慈君登壇]

○3番(川畑秀慈君) 通告に従いまして,質問いたします。

2008年も残すところあと3週間となりました。日本の国も世界も、この阿見町におかれまし

ても大きな変化の年であり、また激動の1年でもありました。ある評論家によりますと、2008年は世界にとって2つの大きな転換点だったと言っております。1つは9月のリーマンブラザーズ破綻が引き金に明らかになった100年に一度の世界金融不安と、景気後退によりアメリカの金融資本が引っ張った新自由主義全盛の終えんであり、もう1つはアメリカ大統領のオバマ氏の当選で明らかになった9・11同時テロ以来のアメリカの単独行動主義が引っ張ったテロ戦争優先時代の終えんであると。まさにチェンジであり、また困難な時代のスタートが切られたと思います。

さて、このような激動の時代の中でも地球温暖化は進んでおります。特に2006年5月に地球温暖化問題をテーマにしたアメリカのゴア元副大統領製作のドキュメンタリー映画の「不都合な真実」は、大きな話題になり、世界中の多くの人に地球環境問題を突きつけました。そして、本年1月にはダボス会議が開かれ、前福田総理が出席し特別講演を行いました。内容は経済問題と地球温暖化防止、地球環境問題でした。そして、7月7日から9日にかけて洞爺湖サミットが開催され、京都議定書の枠組みづくり、国際環境協力、そしてイノベーション――技術革新等の提案内容がございました。

地球環境問題は、文明社会に生きている我々にとって喫急で最重要に取り組まなければいけない課題であり、そのためには温暖化防止へ、家庭・オフィス・学校など、自治体を挙げての地道な取り組みが何よりも大切であり、その積み重ねが温暖化の原因である CO_2 などの排出を抑制し、低炭素社会へのただ一つの道であることを確信します。

当阿見町においても環境課が先頭に立ち、さまざまな対策を実施していることと思われます。 その中でイノベーション——技術革新について、お伺いします。

企業においても、この地球温暖化の問題への関心が高まる中、さまざまなプロジェクトがスタートしております。企業・ホテル・コンビニ等で、省エネ・ CO_2 削減等で大きなメリットを持つLEDの照明の設置を試みるところが出てきております。そこで、次の点についてお尋ねいたします。

現在町の公共施設において、どれぐらいの電気使用料があるのか。またその中で照明器具と して使用している蛍光灯の消費量及びその金額は幾らなのか。

もう1点は、蛍光灯のメンテナンス、保守費用はどれぐらいかかっているのか。 以上、まずこの2点について質問いたします。

○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君,登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長(川田弘二君) 川畑議員の質問にお答えいたします。環境問題や地球温暖化対策は、

世界的にも注目されている状況にあります。

環境問題に関しては、環境基本法に基づき、資源循環型社会を確立することを目的とした各 リサイクル法が制定され、廃棄物の発生抑制及び適正処理が義務づけられております。また、 地球温暖化問題に関しては、先進国から排出される温室効果ガスの具体的な削減目標や達成方 法等を定めた京都議定書に基づき、2008年から2012年の5カ年間に削減基準年1990年比で6% 削減することが義務づけられたことから、マスコミや広報等による周知徹底が図られていると ころであります。このような状況のもと、当町におきましても町の環境保全と創造についての 基本理念を定めた阿見町環境基本条例を3月議会に提案する予定で整備を進めているところで あります。

一方,地球温暖化に関しては、平成13年度に阿見町地球温暖化実行計画を策定し、役場庁舎及び各出先機関を対象に平成14年度から18年度の5カ年間に削減基準年の平成12年比で7%を削減する目標で調査を行いましたが、安定した削減が図れなかったという現状があります。このような結果を受け、現在町では、国の動向に合わせ、阿見町地球温暖化対策第2期実行計画を策定しているところであります。調査期間は平成20年度から24年度の5カ年間で、改めて取り組み重点項目、削減目標、温暖化関連施策を定めた上で再度調査を行ってまいります。

このように町としましても環境問題に係る条例や基本計画等の整備を進める一方、継続的な温暖化防止対策に取り組んでいるところであります。

初めに、通告の1点目及び2点目については、過去10年間の電気使用料と金額、メンテナンス費用の御質問でありますが、データが保存されている資料が過去5年間でしたので、あらかじめ御了承願います。

さて、質問の1点目、町の公共施設の電気消費量と蛍光灯の消費量及びその金額について、 お答えいたします。

まず、公共施設の平成15年度から19年度までの過去5年間の総電気消費量は、約3,900万キロワットで、平均しますと1年当たり約780万キロワットであります。また5年分の金額は約7億4,000万円であり、平均しますと1年当たり約1億5,000万円であります。そのうち蛍光灯だけの電気消費量は約800万キロワットで、1年当たりの平均では約160万キロワットであります。そしてその金額は5年分で約1億7,700万円で、1年当たりの平均は約3,500万円であります。

ただし、蛍光灯分の電気消費量は、電気器具ごとには計量されておりませんので、蛍光灯1本当たりの電気消費量に公共施設の蛍光灯の総本数を乗じて算出したものであります。また、蛍光灯分の電気料金につきましても、1本当たりの料金を割り出し、総本数に乗じて算出したものであります。

次に、2点目の蛍光灯のメンテナンス費用はどのぐらいかということでありますが、これにつきましても平成15年度から19年度の5年間の合計で言いますと約2,000万円で、1年当たりの平均は約400万円であります。その内容としては、清掃や高所の取りかえ作業等の保守委託料が約250万円、蛍光灯・関連部品等の消耗品が約150万円であります。

2点目までで、とりあえずいいんですね。

- ○議長(諏訪原実君) 3番川畑秀慈君。
- ○3番(川畑秀慈君) どうもありがとうございました。電気使用料等,いろいろ今お伺いしまして,また後で算出したものをちょっと一番最後のほうで発表してまいりたいと思います。

LED 一発光ダイオード、知ってる人は知ってる、余り聞きなれない人は聞きなれない。 最近信号等でよく使われるようになってまいりました。で、今日ちょっとLEDを持ってきた んです。これは登山用のヘッドランプでありまして、私が7年前に使って、そのまんま山道具 の中に入ったまんま電池はまだもってるようなので、こういう小さいものが幾つもついて、蛍 光灯として取り込まれている。

で、非常にこれ出た当時若干高かったんですが、電池1つで二十数時間もつんですね。非常に省エネで携帯に便利で、また非常に球自体も切れにくいそういう構造でありまして、これはちょっと愛用したものがちょっと探したら出てきたもんですから、今日ちょっと持ってきてまいりました。

で、LEDの蛍光灯といいますと、この小さいこれが配管の中にだ一っといっぱいついてて、 それで照らしてる。総務課の課長さんにしても環境課の課長さんにしても、かなり今回、急に こういう質問をすることによって勉強されたとは思うんですが、簡単にちょっと、メリットを ちょっと述べておきたいと思います。

LEDのメリットというと、今言いました、まず省エネである。で、あとノーメンテナンスっていうので、非常に寿命が長い。蛍光灯の約大体10倍ぐらい、計算上出ます。ですから、通常使ってる分には、いろんなものが今出されておりますが、大体1本つけると10年近くもつであろうと。そして、熱を発散しないんですね。普通の蛍光灯ですと、かなり熱を持ちまして夏場なんかかなり冷却の障害になるんですが、そういうものも非常に少ない。大体温度にしますと42度ぐらいまで、蛍光管の熱さが。そういうことを専門家のほうが言っておりました。

そして、ガラス・水銀等は使ってないんですね、管自体に。樹脂を使っておりまして、それによって割れることがないんです。もし大震災が起き、また大きな地震が起きたとき、つけてたものが落ちて割れるということはないんです。そういう被害も非常に軽減される。で、もう1点まだありますのは、人体に有害な紫外線、これを発しません。紫外線を発しないということはどういうことなのかといいますと、虫が寄ってこないんです。ですから、そういう利点が

ある。あと人体に有害な電磁波の発生もゼロだと。非常にある意味でいいことづくめではあるんです。コストが若干高いかなといったところはあるんですが、非常にそういう部分でイノベーション——技術革新、これも日進月歩でどんどんどんどん新しいものが出て、コストもまた下がってくるかと思うんですが、ここでちょっと次に質問したいと思います。

2012年までにマイナス 6%の CO_2 削減目標。前回までの、先ほどの答弁ですと、今までやってきたんだが、そういう安定的な削減ができなかったというお話がありましたが、そういう中で、2012年の、これからまた先に向けて、この阿見町としての CO_2 の削減数値目標、またもしそれに具体的にこういう施策があるんであればつけ加えて御答弁いただきたいと思います。〇議長(諏訪原実君) 生活産業部長坪田匡弘君。

○生活産業部長(坪田匡弘君) はい、お答えいたします。先ほど町長のほうから御説明いたしましたとおり、町のほうで平成13年度に地球温暖化対策の実行計画をつくりまして、平成14年から18年の5カ年間で調査を行ったということです。結果としては目標値、温室効果ガス7%削減という目標だったんですけれども、結果的に18年末で、平成12年比で2%の増となってしまったということでございます。

京都議定書に基づいて日本全体でも取り組んでいるということですので、町のほうも第2期の実行計画というのを現在平成20年度に作成中でございます。それでこの2次のほうは、調査期間が平成20年、今年から24年の5カ年間ということです。対象は1期と同じように役場庁舎と各出先機関を対象にするということです。目標値のほうは、今計画策定中でございますので、まだ決定はしておりません。今年度中に検討を重ねて、実行可能な具体的な計画というのを策定していきたいというふうに考えているところでございます。

で、1期も2期も、あくまで役場の施設だけの温室効果ガスの削減の計画でした。町全体の温室効果ガスの削減に対しましては、例えばゴミの排出を少なくする、それからリサイクルを進めるということとかですね。それから今この2期に合わせてつくってるんですけれども環境家計簿というのを18年にちょっとモデルで行ったですけれども、そういったものをできれば正式につくりましたらば、町民の方にPRして積極的に取り組んでもらうというようなこととか、レジ袋の削減、今度有料化のほうも今検討しておりますけれども、そういったレジ袋の削減等。また省エネそれからエコドライブというのも、町民の方に呼びかけておりますので、そういったことで町全体の削減については取り組んでおります。

○議長(諏訪原実君) 3番川畑秀慈君。

○3番(川畑秀慈君) はい,ありがとうございます。そういう形で,環境に関してもこれから目標値を掲げ,具体的に取り組んでいかれると思うんですが,この環境対策,省エネ対策に大きなメリットを持つ,今説明しましたLEDなんですが,これに関しまして,導入について

過去において検討したことはあるかどうか、そしてまた将来積極的に取り入れていくことを考えておられるかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長(諏訪原実君) 町長川田弘二君。

○町長(川田弘二君) 3点目のLEDの導入について検討したことがあるか、また、将来積極的に取り入れていく考え方はあるのかという点についてお答えします。

LED 一発光ダイオードというのだそうですが 一は、従来の白熱灯に比べて消費電力が約7分の1程度、また蛍光灯と比べると2分の1から3分の1程度と少なく抑えられる上、約10年の長寿命であることが最大の特徴であると聞いております。また、熱線や紫外線が少ないこと、調光、点滅が自在なこと、機械の小型化が可能なこと、屋内外を問わず幅広く使用できること等から、信号機や電光掲示板等に多く使用されております。このようなことから、省エネや環境への配慮にも貢献できるため、地球温暖化の具体策の一つとして注目されております。

しかしながら、現在のところLEDランプの価格が蛍光灯1本約400円に対してLED1基が約2万円から4万円と高価なこと、またLEDの光量がまだ蛍光灯の光量より少ないことから数多く設置しなければならないなど欠点もあることから、これまでにLEDの導入に関して具体的な検討は行っておりませんでした。

しかし、これから研究開発が進み、屋内照明としての機能を兼ね備えた場合には、省エネ効果もあり環境への配慮にも貢献できることから、地球温暖化防止の対策として有効であると判断ができますので、さらに研究が進み、やっぱり需要が広がる、そういう中でコスト低減が図れる、そういう状況でないと今のところではちょっと難しいという判断がありますけれども、そういう中長期的な状況変化の中で、積極的に取り組んでいくべき課題であると考えております。

○議長(諏訪原実君) 3番川畑秀慈君。

○3番 (川畑秀慈君) どうもありがとうございます。今、やはりコストの部分で非常にまだ高い。で、メーカーもかなり出てきておりまして、実際に一番高いところのコストで蛍光灯1本3万、4万ということになりますと、ちょっとこれは具体性には乏しいと思うんですね。ただ、会社のある資料を見ますと、聞きますと、安いのは7,000円ぐらいから。で、上は4万円ぐらい。非常にメーカーによってもまた値段は違ってきてるのが現実でございます。

その中で私ちょっと 1 本8,000円で,これは具体的につけたところがありますんで,それでちょっと試算をしてみたんです。で,寿命が10年延びます。10年延びます。今お聞きました電力消費量,また蛍光灯の消費量,じゃあ果たして,もし例えば,この 1 本8,000円で取りつけてペイになるかどうか, CO_2 削減になるかどうかやってみたんですね。

まず、5年間の電気の総使用料というのが7億4,000万である。で、その中でこの10年とい

う1つのスパン, 蛍光灯の寿命をかんがみて計算しますと, 14億8,000万のうち町全体でかかる電気代, そのうち蛍光灯に係る電気代はどれだけかというと, 3億5,400万なんですね。3億5,400万。これにプラスメンテナンス費用ってのがかかってまいります。これが5年間で2,000万円っていうことで,10年で4,000万。足しますと3億9,400万で約4億っていう金が電気代で, 蛍光灯代でかかる。

じゃあ、LEDにすると電気代がどれぐらいなるか。ある具体的につけたコンビニのデータによりますと、照明費が半額になったと、金額が。で、これを単純に半分にしてみますと、3億9,400万の半分なんで1億7,760万で電気代は済む。その差額は、じゃあ一体幾らになるのかと。メンテナンス代からこの電気代すべて、蛍光灯10年間使ったときとLEDを使ったときとしますと、2億1,600万安くなる、浮くんです。

で、LEDのこの1本8,000円の蛍光灯、もしつけたとします。阿見庁舎全部、庁舎だけじゃなくて阿見町全体の公共施設、どのぐらいあるかというと1万9,000本あるとお聞きしました。1万9,000本蛍光灯を全部取りかえると1億5,200万円、蛍光灯代でかかる。そうしますと2億1,600万、1億5,200万、完全に10年で見るとペイできる。コスト的には可能であるということは言えると思います。

実際一般の企業,またコンビニ等,店舗等で,またホテル等でつけてるところは,ランニングコストをかんがみて数字的にも帳尻が合うというところで,取りつけは当然してると思うんですが,そうなってみますと大いに町のほうとしてもいろんなメーカー,またいろんなやり方等これから出てくると思いますので,大いに研究をしていただいて,やるんであれば一番初めに阿見町が環境問題に取り組んで。まだこういう役場,市役所等公共の施設で取りつけたところはないそうであります。ですから、やはりある意味で情報の発信基地となって、さすが阿見町は違うなと言われるような、そういう環境問題の取り組みに関しても、やはり進んで、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それと、この環境問題、これで終わりまして、続きましてもう1点、次の問題をお聞きしたいと思います。

この生活者,消費者が主役となる社会へ向けて新たに消費者庁が明年4月の設立に向けて準備をされております。町において,現在消費生活センターが窓口になっておりまして,週3日,今相談日が設けられております。これから,この消費生活問題というのはいろいろと幅広く,またいろんな形での相談が増えてくるかと思うんですが,この相談が増え,利用者も増加してくることに対して,次の点についてちょっとお伺いしたいと思います。

町の消費生活センターの利用状況と利用者の要望,また意見等は現実どのようなどのような 御意見が寄せられているのか。まず,その1点お願いしたいと思います。 ○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長(川田弘二君) 全体としては、消費生活センターの問題でありますが、まず1点目の 消費生活センター利用状況、利用者の要望等の質問にお答えいたします。

昨今の消費生活を取り巻く環境にありましては、悪質商法や食品の不正表示など、消費者の信頼を裏切る事件が多発し、消費者は安心・安全で豊かな消費生活を営むことに不安を感じざるを得ない状況となっております。こうした中、国は、消費者行政の一元化を最重要政策課題の一つに掲げ、消費者の視点に立った消費者行政の推進を図るため、平成21年度から消費者庁を創設することとしております。

一方,当町におきましては、商品やサービスなどの消費生活全般に関する苦情や問い合わせに対応するため、平成16年度に消費生活センターを開設し、現在、専門相談員2名を配置し、公正な立場での消費生活の相談や消費者の安全確保のために必要な情報の提供等を行っているところであります。

今質問がありました,第1点目の消費生活センターの利用状況等についてであります。消費生活センターで受付した相談件数は,平成18年度が275件,平成19年度が259件,そして今年度は11月末現在で147件となっております。また,その主な相談内容は,年金・医療費控除等の還付金が受けられる等を偽装した振り込め詐欺や,郵便・電話・電子メール等を使った架空・不当請求,訪問販売等で高齢者をねらう悪質商法,消費者金融やクレジット会社からの借金の増大に伴う多重債務などとなっております。

このように、年々相談内容が複雑・多様化し、その対応には高度かつ専門的な知識が求められますことから、これまでの専門相談員の知識と経験的な判断による対応に加え、現在では、消費生活センターと警察・弁護士・司法書士などとが相互に連携し、法的な処理を含めさまざまな問題解決に努めているところであります。

○議長(諏訪原実君) ただいま,16番櫛田豊君が退席いたしました。したがいまして,ただいまの出席議員は14名です。

それでは、3番川畑秀慈君。

○3番(川畑秀慈君) ありがとうございます。利用状況,またそういう利用の相談内容を今お伺いしましたが,2点目としまして,将来,利用者の増加に伴いまして,相談員の育成また人員の増員は考えていらっしゃるかどうか。そして,現在週3日相談日があるんですが,PIO-NETを阿見町も配備をしておりまして,非常に町としてこれだけきちんと対応してるところは,市としてはあるんですが,町村に関しては非常に少ない中で,早くからスタートしてるっていったところをちょっと確認しまして,安心してるところでありますけども,さまざまな相談,また情報提供していく中において,せめて相談日をもう1日増やしてほしいと思うん

ですが、また増やす必要があると思うんですが、その辺の明年に向けての、その辺の町としての対応等ももしありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○議長(諏訪原実君) 町長川田弘二君。

○町長(川田弘二君) 2点目の利用者の増加に伴う相談員の育成と人員の増員についてであります。町では、これまで以上に相談員の資質の向上を図る必要があることから、相談員を、国民生活センターが実施する消費生活相談員地域研修会や、県が実施する市町村相談員連絡会議や法律相談支援会議などに積極的に参加させ、各種相談に必要な情報の交換や対応方法に関する知識の習得を図っているところであります。

また、相談員の新たな人材確保については、相談員の資格取得に効果的につながるよう、今後、町民を対象とした消費に関する講座を開催するなど、学習機会の提供に取り組んでまいります。さらに、専門相談員の人員増については、消費相談のニーズの高まりや周辺動向を見きわめながら、今後検討してまいりたいと考えております。

なお、国では消費者庁の創設に合わせ、平成21年度の概算要求に示されておりますように、 地方の消費行政の充実・強化を検討しておりますことから、相談員等の研修の充実など地方消費行政の充実に向けた支援策について有効に活用してまいりたいと考えております。

また、3点目の相談日の増設についてであります。現在、消費生活センターにおいては、専門相談員を3日間配置し相談に当たっておりますが、議員御指摘のPIO-NETの活用や情報提供などを含め、消費行政の充実・強化を一層図る観点から、来年21年度から専門相談員を週5日間配置し、消費者が相談しやすい体制を構築することとしております。

今後とも、消費生活における消費者被害の発生や拡大の未然防止と、消費者の安全確保を図るため、相談体制の充実・強化に資するとともに、相談員が直接地域へ出向く出前講座の実施や各種PR活動により、町民に注意喚起を促し、消費行政の推進を図ってまいります。

○議長(諏訪原実君) 3番川畑秀慈君。

○3番(川畑秀慈君) ありがとうございます。来週から週5日の予定ということで、本当に これはありがたいことだと思います。ああ、来年からですね。済みません。来年からです。

この週5日の件なんですが、今年の初め、前福田総理大臣が施政方針演説の中で、「これまでの生産者・供給者の立場からつくられた法律制度、さらには行政や政治を国民本位のものに改めなければなりませんという、そしてまた先ほどありましたが今年を生活者や消費者が主役となる社会となるスタートの年と位置づけ、あらゆる制度を見直していきます」。

先ほど、相談件数等が、本来であればもっともっと年々増えていってもいいのかなといった ところがあったんですが、そんなに増えてはいない。じゃあ、なぜなのかと言いますと、県の 消費生活センターにおいても土曜、日曜はまずやっておりません。平日のみでございます。で、 水戸市がセンターの土曜日の相談業務をスタートしたところが非常に好評であると。

で、ある意味で平日の一定の期間、この時間内というのは相談しようと思ってる人たちも仕事をしてると。そういうことを考えてみますと、先ほどのまさに「生活者・消費者が主役となる、また行政や政治を国民本位のものに」となってまいりますと、ぜひ、すぐスタートになるかどうかわかりませんが、5日の開業日、やってるこの日にちを、何とか休日に1日持ってきて、ぜひ休日じゃないと相談に来れない方への対応等、検討していただきたいと思うんですが、その辺のところはいかがでしょうか。

- ○議長(諏訪原実君) 生活産業部長坪田匡弘君。
- ○生活産業部長(坪田匡弘君) はい、お答えいたします。町としましては来年度の計画として週3日から5日に開設するということを考えておりました。で、川畑議員の御指摘のように、休日という相談日のこともございますけれども、当面5日で行くということですので、まずこの5日をきちんと実施したいというふうに考えています。

それで、その後ですね、そういった5日で相談者の推移ですね、相談回数とかですね、人数 の推移をもうちょっと見ながらですね、今後休日も必要ならば、休日のほうにも開設するとい うことも検討していきたいというふうに考えています。

ただ、今のとこ相談員が2名ということですので、こちらをさらに増やした場合の相談員の対応ですね、今のところ非常勤特別職で、限られた時間と日数で行っておりますので、相談員を増員するとか、そういった対応もございますし、休日開庁した場合に庁舎の体制とか職員も恐らくそこに居なければいけないというようなこともありますので、そういったことも考えながら今後検討していきたいというふうに思います。

それで、先ほども町長の答弁のほうがございましたけれども、国で消費者庁が来年開設されると。その中では休日の消費者相談の実施とか消費生活相談時間の延長に対する支援というのも実施するということですので、そういったことも推移を、支援策の内容を見ながら、休日の開設について検討していきたいというふうに考えております。

- ○議長(諏訪原実君) 3番川畑秀慈君。
- ○3番(川畑秀慈君) はい、大変ありがとうございます。国民本位、住民本意のものに、要望があれば柔軟に対応していただいて、ぜひ住民の皆さんが消費生活センターへ、またいろんな形で相談に来れるように、困った方、悩んでらっしゃる方が、やはりタイムリーに来て相談できるような、そういう開設を望みたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(諏訪原実君) これで、3番川畑秀慈君の質問を終わります。

休会の件

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、12月12日から12月18日までを休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長(諏訪原実君) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。 本日はこれで散会します。どうも御苦労さまでございました。 午後 2時48分散会 第 4 号

〔 12 月 19 日 〕

平成20年第4回阿見町議会定例会会議録(第4号)

平成20年12月19日(第4日)

○出席議員

1番 諏訪原 実 君 2番 久保谷 充 君 川畑秀慈君 3番 難 波 千香子 君 4番 5番 紙 井 和 美 君 6番 柴 原 成 一 君 7番 浅 野 栄 子 君 8番 藤井孝幸君 9番 千 葉 繁君 君 10番 久保谷 実 吉田憲市 11番 君 12番 天 田 富司男 君 小松沢 秀 幸 君 13番 14番 倉 持 松 雄 君 15番 大 野 孝 志 君 16番 豊 君 櫛田 17番 佐藤幸明 君 18番 細 田 正 幸 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

川田弘二君 町 長 副 町 長 大 﨑 誠君 教 育 長 大 﨑 治 美 君 総 部 長 渡辺清一君 務

民 生 部 長 横 田健一君 生活產業部長 坪 匡 弘 田 君 都市整備部長 桑 田 康 司 君 川村忠 教 育 次 長 男 君 消 防 長 瀬尾房雄 君 消防次長兼総務課長 津 力 君 大 参事兼消防署長 仲 安夫 君 田 総 務 課 長 篠 原 尚彦 君 企画財政課長 篠 﨑 慎 一 君 税 課 静 男 務 長 野 П 君 町民課長兼 本 道 雄 君 松 うずら出張所長 国保年金課長 吉田 衛 君 予科練平和記念館 湯 原 幸 徳 君 整備推進室室長

○議会事務局出席者

 事 務 局 長 小 口 勝 美

 書 記 山 崎 貴 之

平成20年第4回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成20年12月19日 午前10時開議

日程第1 議案第87号 阿見町認可地縁団体印鑑条例の制定について

日程第2 議案第88号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第89号 阿見町税条例の一部改正について

議案第90号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について

日程第3 議案第91号 平成20年度阿見町一般会計補正予算(第4号)

議案第92号 平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第93号 平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第94号 平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第95号 平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

議案第96号 平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第97号 平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第98号 平成20年度阿見町水道事業会計補正予算(第2号)

日程第4 議案第99号 20・21町単予第4号予科練平和記念館展示工事請負契約について

日程第5 議案第100号 市町村境界の決定に関する意見について

日程第6 議案第101号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

日程第7 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査に ついて

午前10時00分開議

○議長(諏訪原実君) 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御 了承願います。

これより議事に入ります。

議案第87号 阿見町認可地縁団体印鑑条例の制定について

○議長(諏訪原実君) 日程第1,議案第87号,阿見町認可地縁団体印鑑条例の制定について を議題といたします。

本案については、去る12月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君、登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君登壇]

○民生教育常任委員会委員長(藤井孝幸君) 皆さん,おはようございます。

命によりまして,民生教育常任委員会に付託されました議案についての,審査の経過と結果 について,会議規則第77条により御報告申し上げます。

当委員会は去る12月12日午後2時に開会をし、午後3時32分までの間、慎重審議を行いました。議長にも御出席をいただき、出席委員は6名で、議案説明のために、執行部より川田町長初め関係職員20名の出席がありました。また、議会事務局から局長以下2名の出席をいただきまして、そして傍聴者1名がありました。

初めに、議案第87号、阿見町認可地縁団体印鑑条例の制定についての、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、次の2つの質問がございました。地縁団体で11というのは集落的のはどこをいうのか。2つ目の質問は、これから財産があって地縁団体登録をやりたいというところには知らせてやらないと、この条例はわからないと思います。どのように周知徹底、お知らせをするつもりなのかという2つの質問がございまして。

1つの質問に対しては、地区的には下小池、追原、上条、岡崎、中央北、中央東、中央西、実穀、霞台、それから一区、塙の11区ですということで、このうち印鑑登録を既に済ましてい

るのは9地区ですとの答えでした。

また、どのように知らせるのかというのは、町民活動推進課のほうで、認可地縁団体に対する要件等の説明、それから区長会等で行っている状況ですとの答えでした。

質疑を終結し、討論に入りました。討論なく、採決に入り、議案第87号、阿見町認可地縁団 体印鑑条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願いをいたします。

○議長(諏訪原実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(諏訪原実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。

議案第87号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第87号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第88号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第89号 阿見町税条例の一部改正について

議案第90号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第2、議案第88号、阿見町職員の給与に関する条例の一部 改正について、議案第89号、阿見町税条例の一部改正について、議案第90号、阿見町国民健康 保険条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

本案については、去る12月9日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長天田富司男君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長天田富司男君登壇〕

○総務常任委員会委員長(天田富司男君) 総務教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果につきまして、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は去る12月12日午前10時に開会し、午前11時25分まで、議案審査を行いました。出席委員は6名で、全員です。議会事務局より2名、執行部より川田町長初め関係職員16名の出席をいただきました。

まず最初に、議案第88号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

質疑を許しましたところ、条例の一部改正の内容を詳しく御説明してくださいということで ございます。今回の改正条例案の全体的な部分の話かと思います。中身としては、単なる文言 の整理をした部分と、育児休業者に関する部分とございます。単なる文言の改正につきまして は省略させていただきます。

育児休業者の部分を説明させていただきます。6条の2の部分なんですが、短時間勤務職員 の給与月額となっていますが、地方公務員の場合、地方公務員の育児休業に関する法律という 法律がありまして、育児休業することができる制度となっております。

以前は、育児休業をとる場合、通常の勤務が1日8時間ですので、その全部を休むような形で、それで1年とか2年とか取得をしていたわけですけれども、地方公務員の育児休業法が改正になって、時間でとれるという制度ができました。具体的に言うと、1日のうち8時間勤務のうち4時間を育児休業にするとか、月曜から金曜日で5日ありますが、そのうち1日4時間ずつ、日によっては8時間の日を入れるとか、幾つかのパターンがあるんですけれども、そういうふうに勤務時間がある程度柔軟にとることができるという改正がありました。

それに伴いまして、給料の月額が、通常の職員の週40時間の職員と同じ給料月額では不均衡が生ずることで、今回の規定を改正することによって、その勤務時間に応じた給料月額を算出するという規定でございます。

以上、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第88号、阿 見町職員の給与に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたし ました。

続きまして、議案第89号、阿見町税条例の一部改正について。質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第89号、阿見町税条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

- ○議長(諏訪原実君) 次に、民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君、登壇願います。〔民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君登壇〕
- ○民生教育常任委員会委員長(藤井孝幸君) では、議案第90号、阿見町国民健康保険条例の 一部改正についての審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、次の質問がありました。出産のとき、出生体重が2,000グラム以上かつ在胎週数33週以上とあるが、これ以下の場合は該当しないのか。また、生まれたときに、当然、脳性麻痺になったという認定はわからないと思うのですが、脳性麻痺がわかった時点で補償されるのかのこの問いに対しまして、産科医療補償制度につきましては、国が音頭を取って、出生時におきまして脳性小児麻痺のお子様に対して、御家庭とそのお子様の経済的負担を速やかに補償するということで、この制度が創設されたと伺っております。

この制度については、町のほうでは大変申しわけないんですけれども、細かい内容までは把握していません。体重2,000グラム以上でかつ妊娠在胎週数33週以上で生まれたもので、そのお子様が障害者の判定により1級、2級という重症児であると補償されるという制度と伺っております。議員御質問の細かい内容については、大変申しわけないんですけれども、私どもが制度を運営しているわけではないので、詳細については御了承をいただきたいということでございます。

流れとしては、全国的に普及させるために医療分娩機関で制度加入を促進しており、全国では12月2日時点で98%の機関が加入手続をしており、茨城県においても71施設のうちに70施設が加入をしており、ほぼ普及がなされているということでありますとの答えでございました。

次の質問で、初めから脳性麻痺で生まれた、その原因が何かの理由にかかわらず、補償金額は1件当たり3,000万円とありますが、生まれたときに3,000万円いただけるのですかとの質問がございました。説明書の中にも書いてありますが、通常の妊娠分娩で生まれた場合ですが、医者の過失の有無には全く関係ございません。ただ、先天性要因などが除外になるという基準は載っております。補償金額の3,000万円の件ですが、一時金として600万円いただき、残り20年間を120万円ずついただき、合計3,000万円ということになりますとの答えでございました。

次の質問でですね、今の答弁の中で、先天性はだめだという話は初めて聞くのですが、この説明書にはそういうことは書いていないんですよねと。先天性はだめだといったらだれかが判定するしかない。もし、国がそんなことを言えば問題があり、条件があって先天性はだめというのは本当なのですか。もう少し詳しく説明をしてくださいとの問いに対しまして、先天性はどこで判断するかという御質問ですが、私どもで知り得ている情報で、大変申しわけないんですけれども、国のほうから先天性要因は除外基準となるということでございまして、申しわけございませんということで、確かに説明資料の中に先天性の記載が漏れたということは、この場をもちましてお詫び申し上げるところでございます。実際に出産したときの状況、通常に生まれた場合、あるいは医者の過失の有無に関係なく補償されると伺っていますというのが答えでございました。

次の関連質問で、先天性は除外するというのでなく、また医師の過失・無過失に関係なく補

償すべきであるという意見を国に上げるべきだと思うのですが、いかがですかと。この問いに対しまして、制度自体国が行っている国家補償制度でなく、民間補償制度の一環で、全国的に統一した補償をするために、産科医療補償制度ができまして、民間の損害保険を利用して運用しています。一自治体として、そういう意見があると当然そういう考えも示していきたいとは思いますと。また、確かに、説明不十分な部分があるということは確かなので、その保険の約款について疑問があるんで、どうなんだろうと確認する必要があると思います。そういうことで今日のところは理解を統一しておいて、互いに勉強して確認しましょう。こちらが執行部なのだから、こちらでできるだけ確認することで御理解いただきたいとの答えがありました。

次の質問で、先天性の脳性麻痺と診断された方には、別の枠で補償されるものがあるのではないですかの問いに対しまして、障害福祉については、出産のときの補償はないと認識していますが、出生後の補償という言葉が正しいかどうかわかりませんけれども、手当という形で障害児の児童扶養手当などで補っている状況でありますとの答えでした。

質疑を終結し、討論に入りました。討論なく、採決に入り、議案第90号、阿見町国民健康保 険条例の一部改正について、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願いをいたします。

○議長(諏訪原実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。 これより採決いたします。

議案第88号から議案第90号までの3件についての委員長報告は、原案可決であります。本案 3件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第88号から議案第90号までの3件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第91号 平成20年度阿見町一般会計補正予算(第4号)

議案第92号 平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第93号 平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第94号 平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第95号 平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

議案第96号 平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第97号 平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第98号 平成20年度阿見町水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(諏訪原実君) 次に,日程第3,議案第91号,平成20年度阿見町一般会計補正予算(第4号),議案第92号,平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号),議案第93号,平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号),議案第94号,平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号),議案第95号,平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号),議案第96号,平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号),議案第97号,平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号),議案第98号,平成20年度阿見町水道事業会計補正予算(第2号),以上8件を一括議題といたします。

本案については、去る12月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長天田富司男君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長天田富司男君登壇〕

○総務常任委員会委員長(天田富司男君) 先ほどに続きまして、議案第91号、平成20年度阿 見町一般会計補正予算(第4号)うち総務常任委員会所管事項について質疑を許しましたとこ ろ、10ページ総務管理費7の財産管理費132万7,000円、公用車維持管理費の減額について。も う1点、11ページ徴収費の中で償還金利子及び割引料、町県民税所得変動還付金の減額9,600 万円の詳細についてをお尋ねいたしますということでございました。

財産管理費の部分について、公用車の維持管理費の減額の内容ですけれども、今年度公用車の購入を 6 台起こしました。内訳としては1,500 c c のセダン 1 台、ライトバン 2 台、軽自動車 3 台ですが、これの契約差金ということでございます。

町税費の町県民税所得変動還付金9,600万円の減額補正でありますが、この還付金は国の三位一体改革の1項目であります税源移譲により、平成19年度分から税率改正により一律町県民税が10%になり、ほとんどの納税者は税金が倍となったわけですが、その増額相当分については、所得税の税率が下がりまして、基本的には町県民税と所得税の合計額で改正前と同額となるという形でございました。

しかし、町県民税の場合は、前年度の所得に対して課税されますが、所得税については現年 度課税のため、例えば退職それから収入減少などにより、所得税が課税されなかったものにつ いては、所得税の減額対象になりませんので、結果的には町県民税の負担増となります。その負担相当部分を町県民税所得変動還付金として還付するための予算計上したものです。

今回その対象者, それから対象金額が確定したため, 個人町民税で4,700万, 個人県民税では4,900万, 合計9,600万の減額補正でございます。

続きまして7ページの、国有提供施設所在市町村助成交付金の増額の内容及び対象物件はどのようになっておるのかという問いに対して、この金額が補正になりました理由は、額が確定したというふうなことでございます。額につきましては毎年上がってきている状況であります。阿見町の対象物件ですが、舟島の射撃場、霞ヶ浦の飛行場、霞ヶ浦の貯留施設、朝日燃料支処それから霞ヶ浦高射教育訓練場、この物件であります。

次に、20ページ消防費公用車維持管理費、修理料2、520万円の内訳についてお尋ねいたします。お答えいたします。当初、消防本部におきましては、はしご車が平成9年に配置されまして12年が過ぎております。納入後年2回のメンテナンス業者により外観点検、機能点検を行って、その都度部品交換を行いまして維持してまいりましたが、平成20年度の点検により伸縮ワイヤの老朽化、リフターワイヤの老朽化、機上シリンダーといいまして、はしご車本体を持ち上げるシリンダーがあるんですけれども、それからの微量の油漏れが指摘され、こういうことによって事故が起こったりしております。他県におきまして、リフターワイヤの落下により職員が殉職するという事故が起きております。

当消防本部におきましては、要救助者及び隊員の安全確保をする上でも、緊急にオーバーホールをする必要があるということで計上させていただきました。

以上,質疑を終結し,討論に入り,討論なし。議案第91号,平成20年度阿見町一般会計補正 予算(第4号)うち総務常任委員会所管事項は,全委員が賛成し,原案どおり可決いたしました。

以上、報告申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 次に、民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長(藤井孝幸君) 議案第91号,平成20年度阿見町一般会計補正予算(第4号)のうちの民生教育常任委員会所管事項について,審査の経過と結果を御報告いたします。

質疑を許しましたところ、次のような質問がありました。民生費の児童館費で、賃金112万円補正されていますが、この内容は何でしょうか。また、子供さんを世話する指導員の賃金は、免許保有者とそうでない人は安く差別があるみたいですが、特に子供を見る人は賃金を多く払って、きちんと面倒を見てもらいたいのが我々親の気持ちですが、賃金はどうなのか、その内

容を説明してください。また、近隣の市町村と比較し、相対的に臨時職員は低い傾向にあると思えるのですが、この改善、調査の仕方はどうなっていますかの問いに対しまして、今回の補正は11月1日に新たに君原小学校の放課後児童クラブの開設に伴う雇用のための賃金でございます。雇用人員は3名です。

次に指導員の賃金ですが、保育士・教職員の資格保有者は時給920円、資格のない方は時給750円で雇用をしております。

近隣の状況ですが、手元に資料はありませんが、県内の状況は調べています。来年度の賃金 見直しにつきましても近隣市町村との価格差等も比較した上で、見直しということで打ち出し ています。阿見町の現在の賃金につきましては、有資格者は平均的な賃金です。無資格者につ きましては、若干低目であることが判断されましたので、今回の見直し検討に至ったわけであ りますとの答えでした。

次の質問で、保育所整備事業ですが、予算として150万円上がっていますが、その内容と保育所開所の時期と進捗状況についてお尋ねいたしますとの質問に対して、補正予算の保育所の整備事業の委託料でございますが、青宿保育所、曙保育所移管業務に関連した測量関係でございます。

次に進捗状況でございますが、選定された法人が提案した内容を、県の担当課に指導を仰ぎながら詳細に関し詰めている段階でございます。また、今後の予定ですが、21年度に実際建設に入る予定で、22年度当初4月を開所予定としておりますとの答えでした。

次に、障害者福祉費の補装具給付事業613万9,000円の補正内容についてお伺いいたしますとの問いに対しまして、補装具に関しましては、毎年申請が定期的にあるわけでなく、ばらつきがあるのが現実です。本年は非常に多く、既に65件751万8,000円を支給決定しています。このペースで年間の所要量を見込みますと、613万9,000円の補正が必要となり、計上したところでございますとの答えでした。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決し、議案第91号、平成20年度阿見町一般会計補正予算(第4号)のうち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。議員各位の御賛同をお願いいたします。

続きまして,議案第92号,平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の審査経過と結果について報告いたします。

質疑を許しましたところ、歳出のうち保険給付費の療養諸費で5,900万の補正が出ております。医薬品ですね。なるべく少なくするということで、阿見町でもジェネリックの推奨に取り組んできましたが、それに医師のほうでもレセプトでジェネリックを使うようになったと聞いていますが、その効果が医薬品の中でどれほどあらわれているのかをチェックする必要がある

のではないかと思うのですが、町の場合はどうなっておりますかをお尋ねいたしますの質問に対しまして、今回大幅な増額となりましたのは、医療給付費、療養給付費の増加が見込まれるということで、当初予算では月平均1億8,800万の予定で年間推計をしていましたが、ここ数カ月で2億円という大きな支払いが発生いたしました。その関係で、今回増額させていただくことになりました。

ジェネリック医薬品の効果はどうだということでございますが、数字だけで見た場合は、その効果はない。あるいは、高額医療費が入院とかが発生している関係で、多分数字上はあらわれていないと思います。レセプトにおきましても、電子データでなく紙ベースでやりとりが行われている関係で、その判断はできないとのことで御了解いただきたいとの答えでした。

次の質問で、国全体でジェネリックの使用率を厚労省で発表しているのは、どこで数字をつかんでいるのか。地元がわからなくて何でわかるのかという感じがするのですが、せっかく医療費削減で取り組んでいるのに、その効果がわからないでは一番やりづらいと思います。私は改善、研究する必要があると思いますがいかがですかの問いに対しまして、この問題については、数年前から大分取り組もうということでやってきたわけですが、その後、正直言って具体的な成果がどういう形で出ているのか、その辺の確認については、ちょっと対応が不十分だった点があると思うんで、改めてこの問題については対応の仕方を十分検討していきたいと思いますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第92号、平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、賛成多数により原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第96号,平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号)の審査経過と結果を報告いたします。

質疑を許しましたところ、福祉バスの運行と移送サービスの質問がありましたが、直接審議 する内容ではないために、審査経過と結果は省略をさせていただきます。

ほかに質疑を許しましたが、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結 し、採決に入り、議案第96号、平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号)につい ては、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

続いて,議案第97号,平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についての,審査経過と結果を報告いたします。

質疑を許しましたところ、この後期高齢者の制度の内容の質問でありましたので、審査結果 と経過の報告は省略をいたします。

ほかに質疑を許しましたが、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を終結し、討論な

し。採決に入り、議案第97号、平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) は、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

以上,議案91号,92号,96号,97号の審査経過と結果を報告いたしました。当委員会の決定に対し,議員各位の賛同をお願いをいたします。

○議長(諏訪原実君) 次に、産業建設常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長(紙井和美君) それでは、命により、産業建設常任委員会に付 託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御 報告申し上げます。

当委員会は12月15日午前10時に開会し、午前10時40分まで慎重審議を行いました。出席委員は5名で、議案説明のため、執行部より川田町長初め関係職員14名、議会事務局2名の出席をいただきました。

ここで議事に入ります前に、川田町長より高田土木に発注してある工事について発言があり、 続いて執行部からの説明がありましたので、その内容から御報告いたします。

まず町長からは、今回問題になりました業者高田土木には、平成20年度の仕事を受注していましたが、その部分について当該工事を続行することができない事情が出てまいりました。工事内容は、農業集落排水事業、本郷第一地区の造成工事、本郷第一地区の調整池の3件であります。高田土木が手がけた残り分をどのように整理して執行していくかを、担当部長から説明しますとあり、続いて執行部より説明がありました。

まず、都市整備部所管の事業としては、区画整理事業の本郷第一地区で2本発注。1本は土運搬をして盛り土をする造成工事で、契約金額が619万5,000円。工期は平成20年10月21日から21年1月30日まで。もう1本は調整池の工事で契約金額が4,116万。工期は平成20年の6月2日から21年1月30日までです。どちらも出来高はおおむね7割から8割くらいかと見ております。これらの工事については、会社が倒産になるということで、その解除の手続をこれからするところですが、その手続をすると同時に、出来高を確認して精算し、残りの工事については速やかに発注の手続をとる考えです。

残りの1本は、生活産業部所管の農業集落排水事業の工事で、実穀上長地区の第8工区管路施設工事で、契約金額が7,245万。工期は平成20年9月11日から21年3月18日の予定です。進捗率は約4割ほどであります。先ほどの手続が済み次第、残りを別発注で進めていく考えですとの説明がありました。

そこで委員からの質問を許しましたところ、それぞれの工事が4割または7割から8割まで 進んでいるとのことだが、管財人が入って計算し、それぞれ6割または2割から3割の残りの 金額を出せば完成する方向になるのかとの問いに対し、おおむねそうですが、出来高の確認や 違約金の徴収など詳しくは手続が済み次第、残りの金額をつくりまして、それから新たな業者 契約に入りますとの答弁でありました。

以上で説明が終わり、議事に入りました。

それではこれより、議案第91号、平成20年度阿見町一般会計補正予算(第4号)うち、産業建設常任委員会所管事項につきまして、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、歳入の8ページ農林水産費、身近なみどりの整備推進事業補助金の内容と、どこに使われているのかとの質疑がありました。それに対し、これは昨年度までの平地林保全整備事業の補助金で、その名称と内容が変更になったものであります。今年度より森林湖沼環境税の導入で、身近なみどりの整備推進事業というのが拡充されたもので、内容は平地林の下草刈り、除間伐、植栽等に関する補助事業であります。

面積要件が昨年より緩和され、 $1 \sim 29$ ール以上だったのが $0.05 \sim 29$ ール以上になりました。補助金につきましても、従来、県と町が29の1ずつ補助していましたが、今年度より県が1090の10補助することになりました。今年度の場所は、竹来地区151,259平方メートル、中央地区1596平方メートル、追原地区253,060平方メートル、実穀地区が152,677平方メートルで、トータル1557,592平方メートルでありますとの答弁でありました。

次に18ページ,平地林保全整備事業について,一度草刈りや除間伐等をしたら,その後は所有者に任せるのかとの問いに対し,森林所有者と町が管理協定を結びます。19年度までは管理協定が8年でしたが,今年度から身近なみどりの整備推進事業で10年に延び,その間はその他の土地利用は控えていただく形になり、それ以後,基本的に所有者の方に維持管理をしていただくという方向で協定を結んでおりますとありました。

次に20ページ,土木費の開発費,阿見吉原分担金2,300万の内容について質疑があり、これは区画整理推進のため、県の阿見町の分担金協定を結んでおり、期間は平成17年から24年までの合計で道路部分の町の持ち出し金額2億6,390万円を年度ごとの事業の進捗に応じて、県と個別協定を結んで支払っているということです。

この補正額は、平成19年度に舗装や上下水道入れかえなどの工事を県で考えていたところに、 チェルシーが急遽2月にある程度固まったということで変更になりました。前回の議会の決算 で不用額として落としています。当初4,000万と見ていたのが、19年度事業が1,696万というこ とで、残り2,304万を20年度に事業費として補正で上がっておりますとありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第91号、平成20年度阿見町一般会計補正予算(第4号)うち産業建設常任委員会所管事項につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第93号,平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について申し上げます。

質疑を許しましたところ、6ページ、公共下水道事業債利子償還費ということで662万2,000 円減額になっている内容について質疑があり、当初6億9,140万円の借り入れを予定していま したが、吉原地区調整池の繰り越し事業の影響により、2億2,180万繰り越しいたしまして、 あと、予算上の見積もりの誤り等により借り入れ金額が下がり、これに伴う金利差であります。 平均金利は2.1%程度となっておりますとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第93号、平成20年 度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、全委員が賛成し、原案 どおり可決いたしました。

次に,議案第94号,平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について申し上げます。

質疑を許しましたところ,5ページ岡崎地区区画整理事業の手数料282万円の内容についての質疑があり,これは保留地販売手数料で,保留地が残っている7区画分7,561万に対しての販売手数料であります。ここの販売価格に3%プラス6万円に消費税がついた額ですとの答弁でありました。

以上,質疑を終結し,討論に入り,討論なし。討論を終結し,採決に入り,議案第94号,平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)につきましては,全委員が賛成し,原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第95号,平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、 採決に入り、議案第95号、平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)に つきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第98号、平成20年度阿見町水道事業会計補正予算(第2号)について申し上げます。

質疑を許しましたところ、検針業務の人数はどのくらいかとの質疑があり、検針業務の人数は14名で行っており、年間予定件数は16万7,500件でありますとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第98号、平成20年 度阿見町水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決 いたしました。

当委員会の決定に対し,議員各位の御賛同をお願い申し上げ,委員長報告といたします。

○議長(諏訪原実君) 以上で委員長報告は終わりました。 これから討論に入ります。 討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。 これより採決いたします。

議案第91号から議案第98号までの8件についての委員長報告は、原案可決であります。本案 8件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第91号から議案第98号までの8件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第99号 20・21町単予第4号予科練平和記念館展示工事請負契約について

○議長(諏訪原実君) 次に日程第4,議案第99号,20・21町単予第4号予科練平和記念館展示工事請負契約についてを議題といたします。

本案については、去る12月9日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長天田富司男君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長天田富司男君登壇]

○総務常任委員会委員長(天田富司男君) 議案第99号,20・21町単予第4号予科練平和記念 館展示工事請負契約について御報告申し上げます。

この議案は、非常に活発な議論がされたので、少し長くなると思います。

質疑を許しましたところ、基本設計・基本構想から関係している乃村工藝社が予科練平和記念館展示工事を行うことに問題があるのではないか、なぜ入札参加者が3社だったのか。この問いに対し、昨日の本会議の中でも若干説明させていただきました。

なぜ乃村工藝社を選んだかという経緯でございます。これは平成15年から基本設計・基本構想を教育委員会のほうで進めることになりまして、業者を選定するに当たりまして、日本でも3本の指に入ると言われる乃村工藝社さんのほうに委託したほうが、より立派なものができるだろうということで乃村工藝社1社に的を絞りまして契約をしたという経緯を伺っております。

なぜ今回乃村工藝社を含め3社の指名競争入札にしたのかというふうなことでございます。

まず前段として、今回の工事は、昨日もお話したように内装仕上げ工事という種別の工事に入るわけで、ただ壁をつくったり床をつくったりとかという、そういうことばかりではなく、あくまでも展示スペースのディスプレイをしなければならない、非常に特殊性のある工事でございます。その工事として、日本でこういうことができる会社は、乃村工藝社、丹青社、それとトータルメディアという大手があるわけで、その下のランクとして京都科学、ムラヤマ、日展、トリヤド、こういう会社も確かに施工ができる会社でございます。

私どもも指名がいいのか随契というふうな一般競争入札も含めなんですが、検討させてもらったわけなんですけれども、阿見町のほうに指名が出ているのは、乃村工藝社、丹青社さん、それとムラヤマ、3社しかなかったというふうなことでございます。ですので、ほかの業者さんが入ってきましても競争入札に参加できないということがありましたので。本来ですと、他の全国の博物館入札形態を調べて見ますと、大体指名競争入札、これは設計業者を含めた中での指名競争入札か随意契約が主流でございました。

次に、展示及び建築の基本設計において乃村工藝社が行ったわけですが、年度別に金額は幾らなっているかという問いに対し、平成15年度時に展示基本設計、これが546万。平成16年になりまして、後期の基本設計、これと前期と後期で継続ですので、その16年度分として430万5、000円。それと、展示と建築の基本設計ですが1、785万円。これが基本構想、基本設計という形になります。平成19年度に建築と展示の実施設計がございました。昨年度、これが2、635万5、000円。合わせて5、397万円でございます。昨日5、785万5、000円と言いましたが、実はそれ以外に映像記録保存業務が388万5、000円入っているので、5、700万と言ったわけです。設計にかかわる部分については5、397万でございます。

次に、この入札については、低入札価格調査制度を採用しているということですが、入札制度の内容をお願いいたします。その問いに対して、入札制度のあり方の中の1つの仕組みの話なんですが、一応ダンピングとかそういう防止をするために、最低制限価格制度というのがあります。それと低入札価格制度というのが2つありまして、阿見町では状況に応じて両方を使い分けながら有利な方法を選択しているんです。

低入札価格制度というのは最低制限を補うもので、制限価格を割るような数字でも、それを 調査して、それでも十分事業を執行できる状況かどうか、そういう判断をして決定する。それ にはかなり時間がかかるんで、余裕のある事業でないと低入札価格制度のほうは活用できない とのことでありました。

次に、乃村工藝社と内容を詰めていく間、予科練平和記念館整備推進室と乃村工藝社との関係はどのようになっておられるのかの問いに対し、乃村工藝社さんに設計を委託しまして、確かにすばらしいということが多々あったと思います。これは皆さんにも基本設計から実施設計

の内容まですべて説明をさせていただきましたので、その辺の中身で皆さんも十分理解しているかと思います。

私たちもその中身を見たときに、予科練を主体としたテーマとして常設展示のスペースを設けなければならないというようなことで、乃村工藝社としては予科練だとか町の戦史についてはよく知らなくて、我々と話し合いの中で十分その展示のスペースをどういうふうな形にしていくかという、1年程度の中である程度考え方を整理してきたわけです。非常にすばらしいことだったんじゃないかなというふうには考えております。

ただ、乃村工藝社さんについては、いろんな内容的なものをこういうふうにしよう、町としてはいろいろやりとりした中で、やはり町の考え方とそぐわない部分も確かにございました。例えば、特攻の部分についてどういうふうにPRしていくかと、あるいは予科練は全体的な中で1つのテーマで扱ったほうがいいのか、あるいは今回は7つの展示のテーマでやってくふうなことで、如実にその予科練訓練の内容だとか教育の内容、あとは予科練生がその地域とのかかわりというものはどういうふうだったのかと、そういうことを話し合いをしながら進めた経緯がございます。

すべてが乃村工藝社の意見を取り扱ったということではなく、ただそれがどこがどうだった かというふうなことになりますと、全体的な部分がそうですので、例えばその一番、その考え 方としては、一番最後の特攻の部分をどういうように表現していくかということをいろいろ議 論したところでございます。

以上で質疑を終結し、討論に入り、反対討論が2名、賛成討論が1名。議案第99号、20・21 町単予第4号予科練平和記念館展示工事請負契約については、賛成多数により、原案どおり可 決いたしました。

以上, 御報告申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) 私は、議案第99号、20・21町単予第4号予科練平和記念館展示工事請負契約について反対討論をいたします。

予科練記念館建設については、町民の間から今なお、なぜ建設しなければならないのか、13 億もかけて。また、雄翔館があるのに必要なのかという疑問の声が上がっております。13億もかけて予科練平和記念館をつくるよりも町民の健康増進のために余熱利用の温水プールや入浴施設をつくってもらいたい、そういう声も現実にございます。私はこれらの声を無視すること

はできないというふうに思います。

また、今、委員長の報告にありましたように、2億8,000万で展示工事が落札されておりますけれども、この入札の方法についてもいろいろ問題があるというふうにも思います。

それから、この入札結果で、予科練平和記念館の展示内容についても、この予科練平和記念館の名称のように、本当に過去の戦争を反省し平和を考える展示内容になるのかという疑問点もございます。

今,自衛隊幹部の田母神発言に見られるように、自衛隊のトップが過去の戦争はすべて侵略 戦争ではなかったなどの論文や、裁判所の空自のイラク派遣についての、戦闘行為の行われて いるところへの派遣は憲法違反だという判決について、同じ人がそんなの関係ねえと、司法の 判断に従わないような発言をして物議を醸しております。このような戦争を肯定する風潮の中 で、平和を守っていく立場の展示はよほど注意をしないと予科練賛美に陥る危険があります。 このようなことも懸念をいたし、私はこの議案について反対をいたします。

以上です。

- ○議長(諏訪原実君) ほかに討論はありませんか。 14番倉持松雄君。
- ○14番(倉持松雄君) 賛成討論をいたします。

現在の日本の社会は皆さんに至れり尽くせり、お金をただで取りましょう、それからみんな 健康増進しましょう、みんな身近なところで楽しくあはは、おほほと笑って暮らせるようにし ましょうと、そういう風潮が高いと思います。

しかし、日本のこの国家はやはり、国家でなくてもどこでも過去があって現在がある。そして未来がある。これが世の中でございます。ですから、私は日本の国家の、靖国神社でもそうでございます。戦争で国家のために亡くなった人、そういう人を国民の代表として総理大臣が参拝するのは当たり前でございますけれども、それも批判される時代でございます。しかし、亡くなった人、そしてそういう戦争の孤児、遺族、こういう方も現実にいるわけです。そういう方々があって、現在の日本ができてるわけです。

やはり、過去を忘れることなく、今は、今の親でさえも既に忘れています。そういうことをもう1回、過去があったんだという、過去があってそういう戦争遺児を出しては困るんだということを皆さんにお知らせする。子供に対しても、自分の家庭ではなかなか子供に言って聞かせることはできません。そういうことを、町として、この阿見町から発して、茨城県そして全国に発するべきだと思います。

私は、この多少の、乃村工藝社と、この設計会社と施工会社が同じだということがちょっと 疑問はありましたけれども、やはり、これつくることはぜひつくって、1日も早くつくって、 1日も早く,日本の,阿見町の学校の子供たち,できたならば,完成したならば,小学校,中学校,そういう子供たちには年1度,2度,予科練記念館を見学さして,また雄翔館も見学さして,過去の日本の状態を知って,そしてまた現在があるんだということを知らせるべきです。

お金がかかるとか何とかいう話もございますけども、過去の総理大臣、中曽根総理大臣は言いました。 青函トンネルはもとから大変だという話もございましたけれども、いや、日本国家維持のために使うからいいんだという力強い発言をされました。 やはり、これは今ここでお金が大変ところではなく、人間教育として、これはこのくらいの金額は非常に安いと。ぜひつくるべきだと思います。 賛成といたします。

- ○議長(諏訪原実君) ほかに討論はありませんか。 6番柴原成一君。
- ○6番(柴原成一君) 反対討論をいたします。

今までの整備推進室湯原室長初め、過去のこの建設に対する努力、これについては敬意を払っております。しかし、今回の乃村工藝社が入札に参加するということについては、私は反対いたします。といいますのは、通常、設計・積算する側が自分で仕事を受けてしまうというのは、私は絶対にまずいと思います。

乃村工藝社においては、コンサル契約をするときに、入札管理、入札のアドバイスを受ける 形で約束しておいて、それで入札には辞退していただいて、その施工業者を選んでいただくと いうような形が望ましいと思います。

ですから、今回指名入札者が3社ということですが、これは一般競争入札にやり直し、全国からその施工業者を選んで、幾らかでも安いものを立てるということにしたいと思います。

皆さんから寄附を募り、一生懸命皆さんから……。今まで積み上げてきたものを、いかに安くつくるか。今まで集めた資料、これは血のにじむような思いで集めたこともわかります。しかし、乃村工藝社さんが特殊な工事を請けよるということもわかりますけども、最初に、もう既に乃村工藝社さん、あなたは設計コンサルですから入札には参加できませんよという形を本当はとっておけばよかったんだと思いますが、この金額についてはいつまでも不透明さが残るものであると思いますので、入札をやり直すことを望み、反対討論といたします。

○議長(諏訪原実君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第99号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。 本案を原案どおり可決することに賛成の諸君、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(諏訪原実君) 起立多数であります。

よって議案第99号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第100号 市町村境界の決定に関する意見について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第5、議案第100号、市町村境界の決定に関する意見についてを議題といたします。

本案については、去る12月9日の本会議において所管常任委員会に付託されましたが、委員 長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求 めます。

総務常任委員会委員長天田富司男君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長天田富司男君登壇〕

〇総務常任委員会委員長(天田富司男君) 議案第100号,市町村境界の決定に関する意見についてを御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、 採決に入り、議案第100号、市町村境界の決定に関する意見については、全委員が賛成し、原 案どおり可決いたしました。

以上,報告を申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第100号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第100号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第101号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第6、議案第101号、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

本案については、去る12月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君、登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君登壇]

○民生教育常任委員会委員長(藤井孝幸君) 議案第101号,茨城県後期高齢者医療広域連合 規約の変更に関する協議についての,審査経過と結果を報告いたします。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結。討論に入りまして、討論を終結し、採決に入りました。議案第101号、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

委員長報告を終わります。

○議長(諏訪原実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

ただいま4番難波千香子君が出席いたしました。したがいまして, ただいまの出席議員は18 名です。

これより採決いたします。

議案第101号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可 決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第101号は、原案どおり可決することに決しました。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査につ

○議長(諏訪原実君) 次に、日程7、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から閉会中における 所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件について御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これで本定例会に予定されました日程はすべて終了しました。

ここで、町長より発言を求められておりますので、発言を許します。町長川田弘二君。

○町長(川田弘二君) 平成20年第4回定例会の閉会に当たりまして,一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、本定例会に提案いたしました案件につきまして、慎重審議の上、全議案とも 議決をいただき、まことにありがとうございました。また、一般質問などを通して、さまざま な御意見をいただいた点についてもお礼を申し上げます。

本定例会から、一般質問では一問一答制を取り入れたわけでありますが、質問に対する疑問点を1つずつ取り上げ、細部にわたって質疑答弁が繰り返し行われ、特に問題もなく比較的スムーズに終了することができ、成果があったものと考えております。しかし、まだ1回のことでありますので、完全に軌道に乗ったともいえない点もあるかと思いますので、今後、議会、執行部ともに研究、検討、努力を重ねながら、さらにいい形をつくり上げていくことが望ましいと考えております。

ところで,我が国の経済は,原油高やアメリカに端を発した金融危機が大きく影響し,国内の生産活動,雇用,消費などを直撃し,後退局面に入った景気がさらに悪化,長期化することも危惧されてまいりました。そのため,地方経済は今後も依然として不透明な状況が続き,地方財政においては税収の伸びも多くは期待できず,当町におきましても法人税の大幅な減収が見込まれるなど,厳しい行政運営を強いられることも予想されております。

こうした中、平成20年度も下半期に入り、議員各位並びに町民の方々の御支援と御協力によりまして、各種事業もまずは順調に進んでおり、現在は平成21年度の予算編成作業に入っているところであります。先ほども触れましたように、世界的な、また、その世界の状況が日本へ、さらには地方へ波及するという、こういう状況の中で、厳しい財政状況でありますが、こういう状況の中で、町の職員が汚職絡みの話で逮捕されるという、こういう事態が発生したわけで

あります。

この点につきましては、現在恐らく警察の捜査も最終段階に入ってるんだろうと考えます。 近いうちに、この捜査に基づく方向づけがされ、いろいろ処分の内容等も明確になってくると 思いますが、そういうことが整理されて、判断できる材料がそろった時点で、具体的には職員 の処分の問題、管理者の管理責任の問題、あるいはこの結果を踏まえて議会や町民への説明等、 こういう点については、適切な対応をしたいと考えております。

一方でこういう問題もあるわけですが、ただ一方では従来から評価されております圏央道の 波及効果など、こういうものを最大限に生かして着実な事業執行とさまざまな課題に積極的に 取り組み、非常に厳しい状況の中で、幾らかでも明るい方向に向けて努力をしてまいりたいと 考えておりますので、議員各位には、さらなる御指導、御協力をいただきますようお願い申し 上げます。

今年も残すところあと十日余りとなりましたが、これから年末年始にかけて寒さも一段と厳しさを増してまいりました。どうか議員各位には、健康には十分留意され、よいお年を迎えられますとともに、ますますの御活躍を御祈念いたしまして、閉会に当たりましてのあいさつといたします。どうもありがとうございました。

閉会の宣告

○議長(諏訪原実君) それでは、議員各位には終始熱心に審議を尽くされ、ここにそのすべてを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げるとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これをもちまして、平成20年第4回阿見町議会定例会を閉会といたします。どうも御苦労さまでございました。

午前11時18分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 諏訪原 実

署名員 吉田憲市

参考資料

平成20年第4回定例会 議案付託表

総務常任委員会	議案第88号	阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
	議案第89号	阿見町税条例の一部改正について
	議案第91号	平成20年度阿見町一般改正補正予算(第4号)
		内総務常任委員会所管事項
	議案第99号	 20・21町単予第4号予科練平和記念館展示工事請負契約に
		ついて
	議案第100号	 市町村境界の決定に関する意見について
	議案第87号	阿見町認可地縁団体印鑑条例の制定について
	議案第90号	阿見町国民健康保険条例の一部改正について
	議案第91号	平成20年度阿見町一般会計補正予算(第4号)
		内 民生教育常任委員会所管事項
	議案第92号	平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3
民生教育		号)
常任委員会	議案第96号	平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号)
	議案第97号	平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2
		号)
	議案第101号	茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議に
		ついて
	議案第91号	平成20年度阿見町一般会計補正予算(第4号)
		内 産業建設常任委員会所管事項
	議案第93号	平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3
産業建設 常任委員会		号)
	議案第94号	平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第
		2号)
	議案第95号	平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第
		3号)
	議案第98号	平成20年度阿見町水道事業会計補正予算(第2号)

閉会中における委員会(協議会)の活動

平成20年9月~平成20年12月

1. 委員会(協議会)の活動

委員会名	月 日	場所	事件		
議会運営委員会	10月6日	第2委員会室	・一般質問一問一答制について・その他		
	11月10日	第2委員会室	・一般質問一問一答制について・その他		
	12月2日	第2委員会室	・第4回定例会会期日程について ・その他		
総務常任委員会	10月17日	全員協議会室	・平成21年度町行政施策及び予算要望に ついて ・その他		
			勉強会 ・公共交通システムについて		
民生教育常任委員会	10月23日	全員協議会室	・平成21年度町行政施策及び予算要望に ついて ・その他		
	11月12日	吉原小学校 君原小学校 舟島小学校	視察 ・学校概要 ・校内視察		
産 業 建 設常任委員会	10月24日	全員協議会室	・平成21年度町行政施策及び予算要望に ついて		

産 業 建 設 常任委員会	10月24日	全員協議会室	・その他
議会だより編集委員会	10月8日	第2委員会室	・議会だより第117号の発行について・その他
	10月24日	第2委員会室	・議会だより第117号の校正について
全員協議会	9月26日	全員協議会室	・議場の改修について
	11月10日	全員協議会室	・予算要望について・一般質問一問一答制について・議場の改修について・その他
	12月1日	全員協議会室	・市町村境界の決定に関する意見について ・阿見町長寿福祉計画及び第4期介護保険事業計画策定事業の進捗状況について ・阿見町認可地縁団体印鑑条例の制定について ・茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について ・人事案件について(教育委員会委員)・予科練平和記念館管理運営方針等について ・阿見町議会会議規則の一部改正について
	12月 5 日	全員協議会室	・阿見町職員の逮捕について

全員協議会	12月5日	全員協議会室	・その他
-------	-------	--------	------

2. 一部事務組合議員活動状況

組合名	月	日	事件	議決結果等	出席者
土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合	10月20	日	第2回定例会 ・平成19年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合会計歳入歳出決算の認定について ・土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合監査委員の選任の同意について ・土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合公平委員会委員の選任の同意について ・土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合教育委員会教育委員の任命の同意について	原 小 島 原 土 三 原 か 斉 土 富 案 美 田 案 浦 輪 案 ず 藤 浦 永	浅野栄子難波千香子
龍ヶ崎地方衛生組合	10月 6	日	全員協議会 ・龍ヶ崎地方衛生組合議会副議 長選挙について ・平成20年第1回組合議会臨時 会提出予定案件について ・その他		吉田憲市
			・訴訟の提起について	原案可決	

龍ヶ崎地方衛生組合	10月6日	・平成20年度龍ヶ崎地方衛生組 合一般会計補正予算(第1 号)	原案可決	
	10月21日	全員協議会 ・平成20年第2回組合議会定例 会提出予定案件について ・その他		大野孝志吉田憲市
	10月30日	第2回定例会 ・龍ヶ崎地方衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について ・平成19年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計歳入歳出決算について ・平成20年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算(第2号)	原案可決原案認定原案可決	大野孝志吉田憲市
	11月5日 ~6日	研修視察 ・視察先 滋賀県大津市志賀衛 生プラント		大野孝志吉田憲市
牛久市·阿見町 斎場組合	10月22日	全員協議会 ・平成20年第2回組合議会定例 会の議案説明について ・斎場運営状況報告について ・利用者アンケート調査結果報 告について ・その他		細田正幸 小松沢秀幸 久保谷実

牛久市・阿見町	10月22日	第2回定例会		細田正幸
斎場組合		・平成20年牛久市・阿見町斎場	原案可決	小松沢秀幸
		組合一般会計補正予算(第1		久保谷実
		号)		
		・平成19年度牛久市・阿見町斎	原案認定	
		場組合一般会計歳入歳出決算		
		認定について		